

第三百三十二回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 七 号

平成七年三月二十八日(火曜日)

午前九時五十二分開議

出席委員

委員長 白川 勝彦君

理事 逢沢 一郎君 理事 甘利 明君

理事 額賀福志郎君 理事 河合 正智君

理事 古賀 正浩君 理事 増子 輝彦君

理事 大島 章宏君

荒井 広幸君 小川 元君

小此木八郎君 小野 晋也君

奥田 幹生君 梶山 静六君

田原 隆君 谷川 和穂君

中島洋次郎君 丹羽 雄哉君

野田 聖子君 安倍 基雄君

上田 勇君 上田 清司君

小池百合子君 笹川 堯君

武山百合子君 豊田満多郎君

西川太一郎君 星野 行男君

山田 英介君 吉田 治君

岩田 順介君 後藤 茂君

佐藤 泰介君 前島 秀行君

松本 龍君 和田 貞夫君

吉井 英勝君 牧野 聖修君

出席国務大臣

通商産業大臣 橋本龍太郎君

出席政府委員

公正取引委員会 塩田 薫範君

事務局経済部長 矢部丈太郎君

公正取引委員会 井出 亜夫君

事務局審査部長 林 康夫君

経済企画庁物価 井出 亜夫君

局審議官 森 喜朗君

通商産業大臣官 房総審議官 青山 丘君

通商産業大臣官 通商流通審議 大宮 正君

委員外の出席者

大蔵省主税局税 渡邊 博史君

制第二課長 策調大臣官房政 上村 隆史君

策調課長 策調課長 桑原 隆広君

消防庁危険物規 制課長 近藤 俊幸君

参考人 参考人 能登 勇君

参考人 参考人 正夫君

参考人 参考人 石黒 正大君

参考人 参考人 補欠選任

参考人 参考人 荒井 広幸君

参考人 参考人 小野 晋也君

参考人 参考人 安倍 基雄君

参考人 参考人 上田 勇君

参考人 参考人 菅 義偉君

参考人 参考人 菅 義偉君

参考人 参考人 菅 義偉君

参考人 参考人 菅 義偉君

参考人 参考人 菅 義偉君

参考人 参考人 菅 義偉君

参考人 参考人 菅 義偉君

参考人 参考人 菅 義偉君

参考人 参考人 菅 義偉君

参考人 参考人 菅 義偉君

参考人 参考人 菅 義偉君

参考人 参考人 菅 義偉君

参考人 参考人 菅 義偉君

参考人 参考人 菅 義偉君

参考人 参考人 菅 義偉君

参考人 参考人 菅 義偉君

本日の会議に付した案件

石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のた

めの関係法律の整備等に関する法律案(内閣提

出第五〇号)

電気事業法の一部を改正する法律案(内閣提出

第五一号)

○白川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、石油製品の安定的かつ効率的な供給

の確保のための関係法律の整備等に関する法律案

及び電気事業法の一部を改正する法律案の両案を

議題といたします。

これより質疑に入ります。

本日は、参考人として電気事業連合会副会長近

藤俊幸君、石油連盟専務理事能登勇君、全国石油

商業組合連合会副会長関正夫君に出席をいただい

ております。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。山田英介君。

○山田(英)委員 おはようございます。参考人の

三人の皆様には、早朝から御出席をいただきまし

て大変ありがとうございます。

順次質問をさせていただきますが、まず昨年の

ガス事業に続きまして、今時法改正では電気事業

及び石油関連の制度改正を行うわけでございま

す。御案内のとおり、経済的規制というものは、と

もすれば経済活動の活性化を阻害したり、また経

済システムを硬直化させるということが強く指摘

されているところでございますが、こういう指摘

がある中で、特に電気事業法につきましては三十

年ぶりの大改正、石油関連法案の改正につきましては

特石法廃止ということでありまして、それから十年

ぶりの、そういう意味ではかなり思い切った改正

というふうな受けとめられているところでございま

す。

そこで、こうした規制緩和の取り組みというの

は極めて重要なわけであります。今後、通産大

臣としてはこの規制緩和ということについて積極

的にお取り組みをいただけるものと思っております

すけれども、その御決意のほどをまずお尋ねした

と思います。

○橋本国務大臣 私は、一般論として申し上げ

る限りにおきまして、規制緩和というものが新たな

市場を創出する効果を持つ、また消費者の選択の

幅を拡大させることによって経済社会を活性化さ

せていく、あるいは内外価格差の是正であります

とか国際社会との調和と透明性を確保する、こう

した観点から極めて重要なことだ、そう思ってお

ります。同時に、現在の我が国の経済情勢の中で

新たな産業構造の構築に向けて努めなければなら

ない、こうした観点も今これに加わってきた、そ

のように考えております。

通産省といたしましても、昨年七月の閣議決定

を初め累次の規制緩和の措置に対しては積極的に

取り組んできたつもりでありますし、政府全体の

規制緩和のいわば牽引車の役割を果たしてきたと

いう自負心も持っております。昨年五月には前政

権下におきまして大店法の大規模な規制緩和が行

わ

れました。そして今国会、電気事業あるいは石油製品供給の規制緩和に関する法律を御審議いただくことにいたしております。

また、本年七月のPL法の施行を踏まえまして、電気用品を初めとした製品安全規制の緩和を行う予定でありまして、JISにつきましても今後五年間で国際規格の措置を講じていくつもりであります。約八千のJIS規格の中で国際的なルールが定められておりますものは約二千ございまして、そのうちの千は既に整合いたしておりますから、大体一千項目というものが今後の国際的な整合性を求めていく対象になるでございましょう。

今、政府全体として三月末を目途に規制緩和推進計画の策定作業を進めているさなかであります。が、私どももいたしまして、内外からいただきました御要望にできるだけ誠実にお答えを申し上げてまいりたい。そして、緩和の困難な項目につきましても、なぜそれができないかという理由を明らかにして世間に公表し、その上での御批判を待ちたい、そのような気持ちでおります。

○山田英三委員 早速で恐縮ですが、具体的に規制緩和をせよすべきではないかという点についてお尋ねをいたします。

今回特石法の廃止によりまして、一定の備蓄それから品質管理というものをを行うことによりましてだれでも石油製品を海外から輸入することができ、こういうふうな措置をされるわけでございまして。輸入は確かにそういう意味では自由化ということになります。が、今度は、では石油製品を輸出するときにここに規制の網がかかっているわけですね。それは申すまでもありませんが、輸出貿易管理令、この管理令によりまして、世界全地域に対して我が国から石油製品を輸出しようとするときには、たしか通商産業大臣の許可が必要である、こういう仕組みになっているわけですね。現実には許可が与えられれば輸出できるわけですから、私ども一〇〇％完全に閉ざされているという理解はしておりませんが、しかし、この特石法を十年ぶり

に廃止する、輸入を自由化することとあわせてやはり輸出につきましても自由化する必要がある。特に石油製品の供給国に我が国がなる可能性も実はあるわけでございまして。

御案内のとおりですが、中国とかNIES、ASEAN、アジア諸国の石油の需要というのは世界でも最も高い伸びを示しているわけであります。中国とかインドネシアも早晩石油製品の純輸入国に転じるであろう、こういう状況の中で、我が国の精製能力といえますか石油製品の生産能力といえるのかかなり力がある、余力がある、余裕がある、こういう現実も一方にあります。したがって、石油製品の供給国になる可能性も秘められていくわけでありまして、これがもし自由化されていくということになれば、石油会社のいわゆる設備の稼働率の上昇にも当然つながるわけですね。それは、回り回って平均的な精製コストの引き下げにも資するところになるわけでございまして。

石油会社のいわば輸入の自由化ということで、特にガソリンを中心に相当価格の引き下げ圧力というのが強くなるわけですから、そういう中で極端にあるいはかなり石油会社の経営が悪化するということは決して好ましいことではないわけでありまして。したがって、輸出の自由化を図るということは石油会社の収益力向上につながる、それがまた言われております内外価格差というものは是正していく一つの大きなアプローチになるんではないか、このように思っておりますので、これはぜひ明快なひとつ今後の方針なりをお示しをいただきたいと思います。

○川田政府委員 お答え申し上げます。

まず、基本的な考えとして、今委員お触れになった我が国の石油製品市場の国際化をこれから進めていくという基本的方向については御指摘のとおりだと思っております。

ただ、またお触れになりましたように、現在石油製品輸出につきましても、緊急時におきまして石油製品の安定供給を確保するという観点から、外

国が替管理方法及び輸出貿易管理令による承認制をとっているところでございまして。この承認制は、基本的には、今申しましたように、緊急時におきまして石油製品供給の確保の観点から行っているものでございまして、私どもとしては、承認制自体は維持していくべきものという位置づけをいたしておるところでございまして、平時におきましては、輸出が弾力的に行われるという方向で今後制度のあり方について検討してまいりたいというふうに考えております。現在でも、この承認制のもとで輸出の実績はかなり増大をしております。これに今後一層弾力的に行われる方向での検討ということを進めてまいりたいというところでございまして。

具体的な運用のあり方につきまして、先ほど申し述べました今後の我が国石油製品市場の国際化の進展などを踏まえながら、平成八年度内を目途に検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○山田英三委員 平成八年度中に具体的な運用の方針を決定する、措置をするという長官の御答弁でございしますが、いま一つよくわからないので、すけれども、平時それから有事、こういうふうに分けたときに、今の御答弁だけでは、じゃ実際にどういうことになるのかということが透明性がなれないと思っております。あるいは担保が必ずしもされてないというふうにも受け取れるわけであります。例えば、これは私の私見であります。平時におきましては承認というものは基本的に要りません、それで月々半年なり年なりという単位でその事業者がどれだけ海外へ石油製品を輸出したかという量を届け出る、例えばそういう形にしておくと、それから有事というものはまた一定の基準、判断が必要になるわけですから、そのときに大枠は残すという御方針を長官、今明らかにされているわけですから、その枠の中でそれは承認を得て下さい、こういう例えば具体的なもう一歩踏み込んで御答弁をいただけないものでしょうか。

○川田政府委員 先ほど申し上げましたように、現在輸出承認を維持しております必要性というのには、例えばオイルショック時などの国内需給逼迫時には国内における安定供給確保のために防衛する必要があります。ということで承認制を維持するものでございまして、それを除く平常時におきましてはできるだけ自由輸出が行われるように考えていくということが基本方向であることは申し述べたとおりでございまして、それはどういう制度、一つ一つの承認行為に係るわけでございまして、これから関係者の御意見もあるいは実情なども踏まえながら具体的に検討していくことが必要だろうというところで先ほど申し上げたところでございまして。考え方としては私も委員お触れの方向ということで一致するところでございまして、ただ、具体的な内容はそういうことで今後の検討にまかせたいというところでございまして。

○山田英三委員 次に、エネルギー政策全般につきまして大臣から御見解をお示しをいただきたいと思います。

今次電気事業法、石油関連整備法案、これらが内容としております規制の見直しというものは、我が国のエネルギー政策全体の中でどういう位置づけがなされていらっしゃるのか。それから、特にエネルギー政策を立案するに当たりまして、その前提となっておりまして需給の動向について、長期エネルギー需給見通しについては昨年策定をされたところではございまして、今次法改正を踏まえましてこれを見直しをするという御方針でいらっしゃるのかどうか。それから、エネルギーセキュリティ、エネルギーの安全保障というものを考えた場合に、あるいは地球環境、地球温暖化対策、こういう観点から今後一層省エネルギーあるいは環境負荷の小さい新しいエネルギーの開発、そしてそれを大量に投入していくということが大事だということに考えますけれども、どのように取り組んでいかれますのか。

基本的に三ポイントになりますか、御見解をお願いします。

○橋本国務大臣 今委員からお話がありましたように、昨年私どもはエネルギー需給見通しを策定をいたしました。そして、今回の御審議をいただいておりますその法律案はその上にとつて進行すべきものでありまして、この法律案の御審議を通じて昨年のエネルギー需給見通しを改正するといった対応のものではないと。そして、私どもは、我が国のエネルギー政策というものが、これはまず第一に、やはり石油依存度の低減を図っていくことによつてエネルギー源の、エネルギーの安定供給を確保していく、これが一つの柱であると思ひます。第二に、まさにCO₂の排出抑制などによりまして地球環境問題への対応であり、第三には、一層効率的なエネルギー供給の実現を目指すものとなります。

今回の法改正、制度改正というものは、規制緩和を通じてエネルギー供給の参入の余地を拡大していくこと、またエネルギー需要家の選択の幅の拡大などを図ることによつてより効率的なエネルギー供給を実現すること、その方向を目指しているものでありまして、今後とも必要家の利益の増進を図ると同時に、これによつて我が国の経済の活性化、国民の豊かさを拡大していきたい、そのような願いを込めたものでございます。

また、そのエネルギーセキュリティという観点から御議論を一ついただきましたが、これは当然のことながら、国際社会の中でこれを確保していくことが重要であることは御指摘のとおりであります。特に、昨年のAPERCの総会におきましても日本から報告をいたしました、その後の分析を今後各国と共通して努力をしていくわけでありましても、アジアにおきましてはエネルギー需要が非常に増大している、そしてその観点からまいりますと、現在のエネルギー需給構造のままでは、中長期的には確実にアジアにおけるエネルギー需給は逼迫してまいります。しかし、その点では、このアジア・太平洋地域

というものの経済成長が世界経済の中におきましても非常に大きな役割を果たすわけでありまして、これは日本にとりまして非常に重要な要素であることを考えますと、アジア・太平洋地域における持続的な経済成長の前提として、エネルギーの需給の安定につきましては、これは我が国のセキュリティの問題だけではなくて、地域全体のエネルギーセキュリティに係る問題、そのように位置づけながら的確に対応協力していくことが必要であると考えております。そうした視点から、昨年十一月、通産省は総合エネルギー調査会に国際エネルギー部会を設けておりまして、電力、石油、石炭、天然ガスといった分野別の課題に加えまして、エネルギー環境問題、さらに貿易、投資、経済協力といった横断的な課題としての検討を進めております。

今後、こうしたことを考えてまいりました場合、一つの問題点として、従来のIEAの枠組みでできることに限界を生ずるのではなからうか、こうした観点をもう一つ私どもとしては持たざるを得ません。そうした場合に、先進国のみで構成されておりますIEAの中で、当面におきましては日本自身がアジア各国を代表する気分での議論には臨まなければなりません、APERCにおいて我々は、スリーEという言い方、すなわち経済成長、エネルギーの需給安定、さらに環境保全という三つのポイントから成ります報告を提出いたしたわけでありまして、これを契機として域内の共通課題としての議論が生まれつつある状況であります。

私どもはAPERCの場におきまして域内のエネルギー需給の見通しというものを今後各国との共同作業によつて作成することを提案いたしております、これについての各国の政府及び民間の関係者によりまして会合を来月開催する予定でございます。こうした場で私どもは、域内の経済成長の前提となりますエネルギーの需給安定、さらにエネルギー環境対策というものの議論を深めることによりまして域内の共通認識が醸成されるよ

うに全力を尽くしてまいりたい、そのように考えておるところであります。

○山田(英)委員 日本の国だけの中期エネルギー需給の見通しだけではなくて、アジア・太平洋地域にまで拡大した需給見通しの策定、あるいは、おっしゃいますように共通の認識をつくっていく、そのために我が国がイニシアチブをとるという趣旨のお話です。これは後ほどまた大臣とはさせていただきますと思っております。

先をちょっと急がせてもらいますが、この長期需給見通しの中で、これは昨年策定されたものでございますが、私は先ほど、新エネルギー、環境負荷の小さい、そういう石油代替エネルギーを開発を大量に投入をしていくという努力が必要だということを申し上げましたけれども、九二年度実績では、エネルギー供給に占める環境負荷の小さい新エネルギーなど、これは構成比一・二%、それが二〇一〇年度、九二年をスタートとすれば約二十年先です、これが構成比がほぼ二倍強の三・〇%。総エネルギー、第一次エネルギー供給の中に占める新エネルギーの目標数値が三・〇%と。

これは、言うはやすく、実際に新エネルギーをどのぐらいの構成比率に持っていくのだということも算出するのはなかなか難しいということばかりがするわけでありまして、それにしても、地球温暖化対策とかあるいは地球環境を守ろうとか、そういうような大きな流れからいいますと、あるいは国際的な世論あるいは国内の世論などの強き等と比べますと、九二年が一・二%、二〇一〇年で三・〇%という置き方も、これは数値的にはじき方という意味ではありません、一つの政策として、一つの戦略として三・〇%というのは余りにもちょっと小さ過ぎるのじゃないかと率直に私は受けとめております。

実態はかなりいろいろな資源を投入して努力をされているということは私も承知をいたしておりますが、しかし、こういう需給の見通しの中で、二〇一〇年というかなり大きなスパンで目標設定

するわけですから、もう少しこのところは決意を込めた、例えば二〇%とは言いませんが、一〇%に限りなく近づけるような、そういう数値が策定されているのじゃないかと。長官いかがでしょうか。

○川田政府委員 まず、お励ましをいただいたような感じがいたしておるところでございますが、石油依存度の低減及び地球温暖化問題への対応といったことを考えますと、新エネルギー導入に対する政策的意義というのは極めて高まっていると私どもも認識をいたしております。しかしながら、新エネルギーの導入につきましては、原油価格がこのところ比較的低位安定に続いておりまして、この状況の中ではどうしてもコスト高という問題がありまして、導入制約の要因となつておるところでございます。私ども昭和四十九年からサンシャイン計画というものを持っておりまして、金も投入させていただいて進めてまいつておるところでございますが、一九九二年度現在、エネルギー供給に占める割合は一・二%にとどまっておりますことは御指摘のとおりでございます。

そこで、私ども、目標ということになるわけでありまして、この新エネルギー導入目標につきましては、長期エネルギー需給見通しの改定を受けてまして昨年九月に閣議決定されました石油代替エネルギーの供給目標の中で策定をいたしておるところでございます。

具体的には、新エネルギーなどのエネルギー供給に占める割合を二〇一〇年度において三%にまで高めるといふことにはいたしておるところでございますが、これは、現下の状況を踏まえまして現状における最大限の目標値という、ある意味では残念なことではありますけれども、ある意味では一生懸命頑張つてこの三%ということに相なつておるわけでございます。

もう少し踏み入って申しますと、太陽光発電、これは将来有望とされておる新エネルギーでございますけれども、現在四千キロワット程度でございます。これを二〇〇〇年度には百倍の四十万キ

ロワット、二〇一〇年には四百六十万キロワットと大きな拡大をしようと思っておるところでございませう。それから、ごみ焼却発電、廃棄物からの発電でございますが、これは現在五十万キロワット程度でございますが、二〇〇〇年には二百万キロワット、二〇一〇年には四百万キロワットということを目指しておる、かなり画期的なふや目標を立てておるところでございます。政府としては、これを達成すべく、昨年十二月に総合エネルギー対策推進閣僚会議をお開きいただきまして、新エネルギー導入大綱というものを御決定いただいております。先ほど申し述べました目標を達成していくためにこの大綱に沿ってこれから具体的な努力をしていきたいと思っております。

そこで、具体的な中身としては、低コスト化を中心とする技術開発、初期需要の創出などによる導入施策、規制緩和、こういうことを強力に推進していくことが必要だという認識を持っております。例えば太陽光発電について申しますと、コスト低減や用途を拡大し得る建材一体型太陽電池の開発、住宅や公共施設への導入を促進するための支援施策の実施、政府の関係施設への積極的な導入、今回閣議論をいただいております電気事業法の規制緩和による保安義務の大幅な簡素化などにより最大限の導入を図ることとしておるところでございます。

これから、通産省だけではなくて関係各省庁を含め、政府を挙げて新エネルギーの導入促進を図ってまいるのでございまして、二〇一〇年度における三〇という目標をできれば上回るという導入を進めていきたいということを期待しながら努力を進めていきたいと思っております。

○山田(英)委員 長官の御答弁の一番最後の部分は大変重要だと思っておりますので、ぜひひとつ一層の御努力をお願いをしたいと思います。

エネルギー問題というのは幾つかの角度があるのですけれども、そのうちのひとつは、やはり将来世代へ向けてこの問題というのは広がりを見せて

いるわけでありまして今の世代だけの話ではない、それがまた環境負荷の小さい、そういう石油代替の新エネルギーを開発しなければならぬという大きな一つの政策課題があるわけでありませう。ただコスト、コストということだけの視点では、言葉は悪いですが、余りにもそれはまさに当面の対応にすぎないということにもなりかねませんので、後ほどまた触れたいと思っておりますが、ぜひ御努力を重ねてお願いを申し上げておきたいと思っております。

次に、具体的に石油関連の整備法についてお伺いをいたしますが、まずガソリンが高い。国際比較の中でアメリカの三倍から四倍とか、またこの円高の進行の中で、超円高が進行する中で一層その内外価格差というものが強く意識をされてきておるといふことは御案内のとおりでございます。いろいろ分析をしてみたのですけれども、石油諸税が一つ、やはり特にアメリカと比べて高いということ。ヨーロッパの場合は消費税が五％とか高率のものが入っていますから一概には単純比較できないのですが、少なくとも日米のこの石油税の比較で見ると、我が国が非常に高い。その高い税負担が結局、産業活動とか国民生活全体に重くのしかかっている、こういうことでございませう。

今回この石油関連諸法の整備、この規制緩和といふのも、このままでいってしまつと、超円高それから内外価格差、経済活動、中間投入財が非常に高くなつて、割高になってきているということのことを考えたときに、我が国の産業界全体が地盤沈下を起しかねないというふうな背景も恐ろしくあり、今回のある意味では思い切った特石法の廃止などという措置をとられようとしているんだと私は理解しているわけでありませう。

いづれにしてもこの石油諸税の高さが内外価格差を生み出している、生んでいる一つの要因であることは間違いないと。それから、この内外価格差の相当部分はこれのいわゆる石油諸税の税負担であることは間違いないと。内外から見直

しを求める声も少なくありません。かなり強まってきたというところもございまして、私はこの石油諸税だけいじればいいという話ではないと思っております。これは石油政策全体にかかわる話だと思っておりますが、今後の石油政策全体を見直していくという過程の中で高いと言われている石油諸税の是正もぜひひとつきちんと位置づけをして、見直していただくべきではないのかというふうに思いますが、大臣いかがでしょうか。

○橋本國務大臣 今御質問を拝聴しながら、公書健康被害補償制度をどう形づくるかを議論しておたところの国会における議論を一瞬思い起こしております。当時一番問題の少ない方法として議論をされましたのは原燃料賦課という考え方がありました。しかし、まさに石油に関する諸税が非常に割高くなつていて、そこに果たして原燃料賦課で組み立てが可能かといったこと。同時に、それは必ず転嫁ができるだろうかといったこと。そうしたことの議論が続けておりますうちに第一次の石油ショックが発生いたしました。これ以上石油に関する賦課を議論するだけでもOPECからの供給に影響が出そうだと、そんなことから実は議論を中断したことがございます。

今石油関係諸税というものが受益者負担という観点から道路整備あるいはエネルギー対策等の財源として課せられているということでありまして、これはもう委員がよく御承知のとおり、これらの税体系が、またその税負担が使途との関係で定められておるといふ状況であります。

私も、石油関係諸税のあり方につきましては、税の負担水準だけではなく、財政需要の動向など総合的な視野で検討していくべき課題と認識をして今日までもまいりました。殊に環境との議論の中において炭素税といったものが各地で議論をされるような状態になってまいりますと、私も一層、中長期の検討課題として位置づける必要があるべき姿を模索していくことが大切ではなからうか、私はそう考えております。

○山田(英)委員 石油審議会の答申にもあったかなと思ひますけれども、特石法を廃止した後五年ぐらいの間に石油政策体系全体を一度見直すべきではないのかという御提言もあつたやに私は記憶しております。それはいろいろな要素がありますが、その中の重要な一つの視点といえますか課題として、確かに法律で道路財源等きつと目的を決められた石油諸税であるという意味においては非常にこれは相当困難を伴うものであるだろうと思ひます。

それから、道路財源に特定されてその石油諸税のほとんどが行つてしまつておるわけですから、道路財源に例えば一般会計からその分をきちつと手当てをして、そして石油諸税を下げた内外価格差を少しでも是正をして、日本の産業界全体の競争力というところに結びつけていく、そういう考え方があつてあるわけでありまして、それは、はしよつて言ひますけれども、やはり一つの政治的決断ということに最後はなるのだろうと思ひます。

ですから、特にアメリカと比べて非常に高い。これは高いといつても半端な高さじゃないのですよ。例えばレギュラーガソリンで見ても、日本が約六十円ですね。アメリカが八円五十銭、八・五円。ガソリンについていえば日米の関係ではそれだけの大きな格差があるわけでありまして、決してこれを、いろいろ難しいからといって手をこまねいておるといふことではないのだから、どうにか私は問題意識を強く持つておりますが、これは結構です、時間をかけてやらなければならぬ解決できる問題じゃないと思つておりますので。ただし、石油諸税を全部道路財源に、道路の需要がまだ強いということも知つておりますけれども、だからといってそこを何ら手を加えられないかというところ、そういうことじゃないのじゃないかということをおし申し上げたいわけでございます。

それから、きょうは参考人である全国石油商業組合連合会副会長の関正夫さんにもおいでをいただい

ておりますので、一つお聞かせをいただきたいと思っております。今私は石油諸税が高いと申しましたが、いわゆる諸税、税抜きの石油製品の、特にガソリンが中心になりますけれども、販売コストあるいは小売価格、税抜きの価格もコストもやはり欧米と比べてかなり高い、これは事実でございます。それで、今回特石法を廃止する、そして海外からの割安な石油製品を基本的に自由に輸入をして日本国内市場に流通をさせ販売することができ、これは一つの大きな競争が起ってくると思います。それは、ガソリン価格は引き下げという圧力が相当強く働くであろう、今回の措置によって。

それからもう一つは、例えば揮発油販売法を改正いたしまして地区指定制度、四十四力所残っているそうでございますが、地区指定制度を平成八年度でございますか、をもって完全に廃止をするというところから、新規参入といえますかそういう角度からの競争もまた激化してくるであろう。

それから、いろいろ言われておりますサービスステーションのセルフ化ということについても自治省消防庁の方では具体的に検討を始められるようでございますけれども、その設備等についてはそういう意味ではSSを取り巻く環境というのはまさに時代を画する感があると言ってよいほど非常に激変しようとしているのだらうと思っております。そういう中で、全国に約六万ございいますSSのこういう局面をどう乗り越えて、そして国際的に通用する、国際的な競争力を持った、強い体質を持ったいわゆるSS業界の革新といえますか、躍進につなげていこうとされているのか、その辺お話をいただければありがたいと思っております。

○関参考人 お答えをいたします。

先生のおっしゃる指定地区制度の廃止が決定したわけでございまして、これの存在理由は、一カ所に急激にガソリンスタンドが建設されることによっての過当競争による中小企業としての立場が

困るということでお願いをしていたのであります。が、今申されたようなことで廃止になりますので、急激に加速的に競争が激化することと思えます。しかし、これは時の流れでございますので、我々は業者といたしまして真剣な態度で受けとめて努力をしていきたい、かように考えております。

一面、弱小企業でございますので、中小企業近代化促進法に基づいての構造改善事業等においていろいろ経営者の研修事業等にも努力をいたしまして、何とかこれを乗り越えていきたいと考えているところでございますが、先ほど申し上げましたように、零細企業が大多数を占めている業界でございますので合理化努力の限界もございいます。ぜひ中小企業近代化促進法に基づいての共同事業の拡充やら強化にも取り組んでいきたいと思えますし、国の御支援もいただければありがたいと考えております。

それに、先ほどのセルフでございますが、いろいろ消費者としての選択肢が拡大されてセルフも一つの方法でございます。しかし、これは商業者として考えてみますと、個人としましては企業といたしまして、私どもの今営業努力している根本は地域の大勢の消費者の皆さんの御信頼をいただく、そこに企業としてのやりがいも個人としてのやりがいも発生してくるのであります。私らがいたずらに手を黒くして油を売っているだけではなくて、地域を形成していく一員としてしっかりした態度で消費者の信頼をかち得ていく、それが我々に与えられた使命でもある企業の努力でもある。その中で利益が出れば我々としての税金を納入させていただく。あるいはその他の地域の、これは先生も地方の御出身であれば御理解できると思いますが、町の行事いろいろござい

環境の中でつくっていくようなこと、あるいはもちろん安全という面ではこれは関係官庁の御審議をちょうだいしながらやっていくわけでございまして、我々も大きく期待をいたしておるところでございますが、セルフとフルサービスの差もひとつ先生方に御関心を持っていただきたいと思うのであります。

なぜかといいますと、今自動車を整備する軽整備はほとんどがガソリンスタンドで実行しているのがあります。それから、高速化時代になりました、例えばテールランプの点滅が確かであるか、あるいは自動車のタイヤのめりがどうなっているか、空気圧がどうか、あるいはウインカーの点滅が正常であるかないか、こういうもののサービスはほとんどがガソリンスタンドでやっているのです。それで、修理工場というのは、修理工場の分野まで申し上げるのは失礼かと思いますが、ほとんど事故で衝突したか何かの大きな事故の修理が主なのであります。ですから、ほとんどの自動車にまつわるクリニックス的なものはほとんどがガソリンスタンドの我々が担当している。

これを単に若干安くすればいいんだということ、高速道路で大災害を起こすような不完全な自動車を行きするようになっていいのかどうか。我々は我々としてのサービスステーションにおける本当の意味のサービスというものを十分に認識しながらやっておりますし、経営者としてもそうだし、従業員としてもそういう態度でやっております。いろいろな意味で、御質問にはなかったのであります。人が大勢ではないか、サービスが過剰ではないかということがあるのであります。これもひとつ大勢の皆さんで考えていただかなければならないことは、今の我々は消費者が待つということが無理になってきたのです。昔の商店ですと少々お待ちくださいということ、お店の繁盛と一生懸命やること、それから商品の回転がいいわけですからフレッシュないものが提供できるのだという、そういう少々お待ちくだ

さいという商売の仕方が全国的になくなってしまったのです。

ですから、この辺を私らは人を減らしてお客さんに、ちょっとお待ちください、AさんBさんというように、よりいい関係を持ちながら合理化をしていければということで業界がご努力しているところでございますので、十分にひとつ御認識、御理解いただきたいと思います。

○山田(英)委員 ありがとうございます。

先ほど申し上げましたように、我が国の石油製品が欧米に比べて割高であるという背景には、税も含めあるいはまたいわゆる販売コスト等の高さもあり、その背景というのはまたそれぞれあって、割高な物流コストとかあるいは石油会社の事業形態がもとと違いますが、国際石油資本とは。それから、今お話を賜りましたけれども、給油所のコスト高それから労働生産性の低さ、ガソリンの価格が独歩高で高く設定されていますから利幅は利幅として大きくあるのではありませんけれども、六万サービスステーションという、そういう大勢でもって利益の分配を受けるあるいは配分されるということで、全体的には非常に販売量等あるいは経営も必ずしも楽ではないという御事情もあるのでしょうか。

石油政策は、石油問題、エネルギー問題を考えますときに、いろいろな要素が、要因がありますので、それらをトータルで政府としても、石油審議会の答申も踏まえてやはり全体的に意欲的に、どうすれば石油産業界もよくなり、そして需要家たるそういう他の産業界もそれから国民生活も底上げをしていくことができるのかという、こういう角度から本当に真剣にお取り組みをぜひ重ねてお願いをしたいと思っております。

それから、同じく石油連盟から能登事務理事様にもおいでをいただいております。この際ちょっと御意見を伺わしていただきたいと思います。一つは、油種間の価格差というものが指摘をされております。ガソリン、ナフサ、灯油、軽油、

重油その他油の種類によって価格が相当違っている、格差がある。特に一言で言えばガソリンが一番高く価格が設定される。

この点についてなんですが、私はちょっと心配しておりますのは、るる申し上げてまいりましたとおり特石法廃止によって割安な海外からの石油製品が日本に入ってきます。量と時期にもよるのですね、これはガソリン価格を引き下げるという形の圧力としてきていく。そうしますと、油種間価格の格差の是正に手をつけなくて、それをそのままにしておいて、割安なガソリンを初め海外の石油製品が入ってきたときにガソリンの価格が下落します。それから生産のバランスが崩れる危険性があります。ということになりますと石油会社の経営がかなり厳しくなる、悪化をするおそれさえ私は思っているわけでございます。ですから、ガソリンだけ高いんだ、そこで実はもっている、極言すればもっている石油業界がこの強いガソリン価格引き下げの圧力に遭って現実価格が下落するということになりますと、これはかなりシビアな話ではないのか。油種間価格というものを、これをある程度是正していくということと並行していきませんかちょっと厳しいんじゃないかというふうに心配をしております。

そこで、まず専務理事からお話ししたく前に、政府にちょっと確認なんです、かつて石油価格については二度にわたって、七三年の第一次石油ショックのときに一度、七三年ショック以後一度、合わせて二回石油製品価格についての行政指導をやっているんですけれどもその確認と、それは今も生きていますか。いわゆるガソリン高値誘導政策というものの行政指導というのはまだ生きているのかどうか。あるいは完全にマーケットにゆだねられたそういう競争的な価格として我が国の石油製品の価格は設定されているのか。この点についてちょっとお知らせをいただきたいと思います。

○一柳政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり第一次石油ショックの際に非常に原油価格が上昇したわけでございますが、このコスト上昇分をどういうふうに移嫁するかというところが当時非常に大きな問題になりました。そういうことで、昭和四十九年三月でございますが、閣議了解に基づきまして、当時の国民生活の生活必需品でありました灯油などの価格上昇を抑制して、そしてガソリンを中心に価格転嫁をするという行政指導を実施したわけでございます。また、標準額の設定をいたしまして、その後も昭和五十年、特にガソリン、ナフサ、C重油につきまして標準額の設定を石油業法に基づいて行ってきたわけでございます。しかしながら、このような行政指導等に基づく個別油種に係ります価格の指導は昭和五十四年までございまして、それ以来価格に対する行政介入は政府としては行っておりません。

以上でございます。

○山田(英)委員 そうしますと、石油連盟の専務理事にお伺いしたいのですが、今御答弁にありましたように、政府として価格調整とかそういう意味の介入は一切していない、五三年をもって全部終わっています。ということは、裏返せば完全なマーケット原理に基づいて今の石油製品の価格というものが決まっていますんだ、こう理解をいたします。それでよろしいんですね、そういう理解で。それに基いて、申し上げましたとおり油種間価格差を是正するというところについての石油連盟としての御認識。

それから、それはまたそういう政府の見解でもありますから、今回の大改正を機に、大改正という特石法廃止という大きな機会をとらえて、どうなんですか、割安なガソリンが入ってくる、これは価格が低下していくであろう。一方、不採算油種がその他大勢ある。灯油、軽油は幾らか採算ベースに乗っているわけですが、不採算油種もたくさんある。この辺をどういうふうに、石油業界としていわゆる調整といたしますか、調整と

いう言い方もおかしいのですけれども、どういう取り組みあるいは基本的なお考えでいらっしゃるのか、それが一つです。

それからもう一つお伺いしたいのは、やはり我が国の石油会社というのは、大変失礼な言い方になるかもしれませんが、我が国内市場にだけ目を向けておられる。そこで事業を展開をしておる。それは、国際石油資本のように探鉱、開発、生産そして精製、流通、販売まで一貫して事業を展開している、こういう形ではないわけでありまして、国際石油資本というのはそういう形でありましてアップからダウンまでのインテグレーション、統合という形で事業を展開をしておる。

我が国の石油会社も同じようになれというのは、ちょっとなかなか言うべくして難しい話かも知れません。逆に言えば、また石油会社の皆さんがそういう一貫して、インテグレーションをして事業展開をすることができるといことは一つの夢なのかもしれません。そういう意味では、いわゆる経済のポードラレス化とかというように時代が進展をする中でやはり国内マーケットだけではなくて世界マーケットに目を向けた、我が国の石油会社なりのいわゆるグローバルバリエーションというのでしようか、そういう事業活動というものをさらに一層真剣に推進していかれたらどうなのか。

メジャーの場合には、世界じゅうをまたかけて事業展開をする、もう一つ、アップからダウンまでのインテグレーション、この二つの要件を満たすというのはなかなか難しいと思いますが、最初のグローバルバリエーションというかグローバルなマーケットを視野にしっかり置いたという我が国石油会社の事業展開というものを私どもも期待をしているわけですが、その辺の御決意もあわせてお聞かせをいただければありがたいと思っております。

○能登参考人 お答えいたします。

まず一番目の御質問でございますが、現在の我が国の価格体系、各国と比較いたしますと、先は

ど先生御指摘ありましたようにガソリンが相対的に高い、こういう国際的に見て特異な状況にあることは事実でございます。今後、特石法を廃止いたしますと、それを契機といたしまして全体としてこの傾向は是正されて国際的な価格体系に近づいていく方向に行くであろうということについては大方の意見は一致していると思えます。

ただし、ではそれぞれ具体的にどの油種の価格がどのくらいになって、どういう時間的経過を追って国際的な水準に近づいていくか、こういうことになりましたと、石油連盟は事業者団体でございますので、独禁法との関係上、価格動向の予測の問題については取り扱えないという立場にございまして、個々の価格体系がどうなっていくであろうということについては意見は差し控えていただきたいと思います。

それから、二番目の御質問でございますけれども、国際化の必要性、グローバル化の必要性、これはもう石油業界としても重々その必要性を認識しているところでございます。こういった国際的な展開あるいはグローバル化、いろいろな形があると思えます。製品輸出ですとかあるいは企業進出とかあるいは海外での石油の探鉱開発、いろいろ考えられますが、こういった形の国際展開の主体は個々の石油会社ということになります。現に、既に一部の石油会社におきましてはこういった形での国際的展開、グローバル化という課題に取り組んでおります。特石法廃止以後はこの傾向はさらに強まるもの、こういうふうにご考えております。

これは個々の石油会社が主体になって国際化でございますが、石油業界全体といたしましては、技術面、環境面での国際協力、こういうことに石油連盟として力を入れていきたいというふうにご考えております。例えば、来月にも業界のトップレベルで訪中団を組織して、これを派遣いたしますし、今後日中間で技術面、環境面を中心とした問題を話し合おうということで現在検討を

進めておるところであります。

以上でございます。

○山田金之委員　ありがとうございます。

今回の特石法廃止に伴い一方において石油備蓄法の一部改正もあわせて措置されようとしているわけでございます。それで、すべての石油製品の輸入事業者に対して一定の日数の備蓄を義務づける、それからもう一つは揮発油販売法の関係で一定の品質の管理というものを義務づける、こういう二つの要件を満たせばどなたでも原則自由に石油製品を輸入できる、こういうことでございます。

この備蓄についてなんですけれども、時間の関係もありますので簡単に申しますが、七十日相当分になるのだからというふう聞いておりますが、そういうことなのか。そしてそのことは、結局年間の全輸入量の七十日分を備蓄しておきなさい、こういう義務づけがなされるわけですね。せっかく規制緩和、石油製品輸入の自由化というふうな枠組みをこれでつくろうとされるわけですが、この七十日な七十日の備蓄義務というものが参入障壁ということに、バリアにならないのかどうかちょっと心配をいたしております。

それから、実際問題として日本に石油製品を輸出ができる国は、このアジア・太平洋地域でいえばどこかと言えば、韓国がシンガポールかというふうにも言われております。百五十万キロリットルでしようか、せいぜいそのくらいではないのか。我が国で消費される石油製品の全体の二、三％ぐらいではないのかというお話も実は伺っております。そうなりますと、いきなり最初から七十日な七十日というふうな、ある意味では過大な備蓄義務を課す必要があったのかどうか。最初は四十日分とか次の年は六十日とかという一つの段階的な激変緩和の措置というものはとる必要がなかったのかどうかというのが一点。

それからもう一つは、国家備蓄と民間備蓄の話なんですけれども、石油について言えば、平成六年十二月現在で民間備蓄が八十四日分、四千七百

十九万キロリットル、国家備蓄が七十四日分、四千六百六十三万キロリットル、こういうことでございます。それで国家備蓄については、これも石油審議会が示されたことかと思いますが、九〇年代半ばまでに、九六年までに五千万キロリットルを達成すべきだ、こういう一つの当面の大目標が掲げられているわけでございます。それで、それでは来年から来年に五千万キロリットルを達成した後は、国家備蓄の基本的な目標というのはどういうことになっているのか。

それからもう一つ、国家備蓄と民間備蓄の兼ね合いですけれども、アメリカなんかでは一〇〇％全部戦略的に国家備蓄になっている、ヨーロッパは日本と同じ、民間と国家のそれぞれ備蓄量が大体半分ずつくらい、こういうことになっているようにございます。基本的にはエネルギーセキュリティ、エネルギーの安全保障にかかわる問題、これが仮に一朝有事のときに需給が逼迫をすれば一国の安全保障にそのまま転化をするという極めて重要な話であります。

したがって、やはり基本的には国家備蓄が最優先というんですか、ウエイトはそこに置かれるべきであらう。むしろ、そこを有事の場合の初期あるいは初期において国民が混乱に陥らないように、従来から供給されているルートに従って民間が初期の段階では石油を供給するというために、国家備蓄とは別にそういう役割を持って、意味合いを持って民間備蓄というものはあてはまるべきなんだろう。それが何も国家備蓄と民間備蓄が半々である必要はないのだから。国家備蓄をしつかり積み増していく、民間備蓄は有事の初期、初動の混乱を避けるための一つの手段としてこれは相対的に一定のレベルまで下げていいのではないのか。しかも、この備蓄に係る石油会社の民間のコスト負担というのは決してばかになる金額ではない、ばかにならない金額であります。それらもやはり回り回って我が国の石油製品等の価格割高というところにはね返ってくるのではないのか。ちょっと済みません、幾つか申し上げましたけ

れども、その二、三点。

○一柳政府委員　お答えいたします。

先生の方から、まず最初に、七十日備蓄の義務は参入障壁になるのではないかという点の御質問だと記憶しております。

今回の改正は、先生も申し上げておられますが、輸入主体が拡大することによって民間備蓄制度の緊急時の対応能力が損なわれないようにするということが必要最小限の備蓄法上の見直しかなというふうな考えであります。通常、輸入業者は事業を行っていく上で輸入した製品の在庫を一定量保有しておられるわけでありまして、今般備蓄法の改正に当たりまして、先ほど先生御指摘のとおり、備蓄の保有を以前の一年単位ではなく段階的に積み増しして持てるというふうなことで、フランスで採用されております前十二カ月方式ということで、事業実態に見合ったような備蓄の持ち方というものを導入したわけでございまして、この改正自体は従前の制度と比較しても新たな参入障壁になるものではない、こう理解しております。

それから、先生のもう一つの御質問は、激変緩和措置というふうなことは考えられなかったのかという御指摘でございます。

これは、実は石油審議会でもいろいろな議論が起こりまして、中小企業者にはそういうふうな免除ができないか、あるいは一万キロリットルのすそ切りのようなものをもうちょっと、五千キロリットルにしてそこで何か始められないか、あるいは輸入品については輸入業者だけ軽くするのか、それとも精製業者なりでいろいろ輸入している人についても輸入品については軽くするのかとか、いろいろな議論がございました。しかし、最終的な皆さんの合意をいたしましたのは、やはり石油の緊急時における安定供給義務というのはイコールフルツティングで、それぞれの輸入形態、精製形態にかかわらず持っていたらいいというのが必要ではないかということになったわけでございます。

他方、ただ七十日の備蓄義務を輸入業者の方に

も持っていたかどうかということに際しましては、我々政府サイドでもできるだけその義務が円滑に履行できるように最大限配慮していく必要があると考えております。具体的には、備蓄を持たれる場合に、タンクをつくる必要はなくタンクを借りる、そのためのあいているタンク情報を流すとか、あるいは、今まで割と限定的に運用しておりましたグループでの備蓄というものを、今度は資本関係とか取引関係に縛られなくとも共同で備蓄するという行為を認める。個々の備蓄義務者はグループでやればかなり負担軽減されるものですか、そういうふうな運用を弾力化するというところ。さらに、低利融資制度というのを現在備蓄義務者にやっておりますが、当然のことながら、これを来年度予算でも新しい輸入業者の方に適用していくことを検討していくというふうな措置をいろいろ現在検討しておりますので、できるだけ大きな負担にならぬように考えていきたいと思っております。

それから二つ目の御質問は、現在国家備蓄の積み増しを考えておりますが、その後、どういうふうな今後民間備蓄、国家備蓄のバランスを考えるのかという御質問だと思っております。

確かに、平成五年度に民間備蓄を九十日から七十日に下げまして、それと並行して国家備蓄を、再来年度でございまして、平成八年度に五千万キロリットルに積み増しをするべく現在努力中でございます。まず我々の方をいたしましたのは、この後、残る二年間に五千万キロリットル体制に到達するよう最善の努力をするのが一番大事だと思っております。

しかしその後、先生がおっしゃいますようにどうするかという問題はいろいろあるかと思えます。実際、国際石油情勢の変化、これもどういふふうな国際原油市場あるいはOPECの動き等々を見ていくのかというふうな問題、それと民間備蓄、国家備蓄とのバランスをどういふふうな考えでいくんだというふうなことも含めまして、八年度五千万キロリットルが達成された後の備蓄制度

のあり方についてはできるだけ早く検討に着手するのが適当である、こういうふうと考えている次第でございます。

○山田(英)委員 これは大臣にもぜひ重要な問題意識を持っていただいて、原油が今安定してしま

すので、かつてのようなオイルショック、一次、二次というような、何といいますが危機感みたいなものがだんだん薄れてきているということも一方において事実だと思っております。しかし、申し上げましたとおり、エネルギーセキュリティというのは極めて重要な話でありまして、五千万キロリットルを達成した後の大原則がまだ決まってい

ないわけですね。石油ガスの備蓄義務は三十日分です。それから重油だつてそうですよ。民間に備蓄を義務づけているけれども、国はどういうふうに対応するのかというのが明確じゃないわけですよ。

○橋本國務大臣 第一次オイルショックのときは、私はちょうど社会労働委員会の理事をいたし

ておりました。第二次オイルショックは、まとも

に大平内閣の閣僚としてこの対応に追われました。こうした自分の経験からいきまして、今委員が提起されている問題の重要性は理解をいたし

ておるつもりであります。八年度の目標をまず達成したことが何より私は急務だと思っております。その上で十分検討してまいりたい、そのように思います。

○山田(英)委員 きょうは電気事業連合会近藤副会長にも御出席をちょうだいしております。それで御意見をぜひお聞かせいただきたいと思っておりますが、長々とした説明はちょっと省かせていただきます。

いづれにしても電力の安定供給、今日まで九電

力会社体制で安定供給という面ではかなり有効に御努力があらまされて確保されてきたと私も思っております。しかし、大きな時代の進展、変化という中で、安定供給は引き続き重要なテーマであるけれども、加えてやはり効率的な電気の供給という仕組み、枠組みというの極めて重要なことである。そこで、なぜ日本の電力料金が欧米等に比べて

割高なのかというところで、これは石油の場合と同じで実はいろいろな要因というものは指摘され、またできるところでございまして。その中で一つは火力燃料のコストが高いということがあります。海上輸送にしか頼れないという基本的な構造もあるし、天然ガスの液化費用というものは高

いにならないという、これは我が国が置かれたある意味では独特の与えられた条件というのか、これを一朝一夕に是正もなかなか難しい。もう一つは設備関連コストが著しく高い。したがって、いろいろ言われますけれども、設備関連コストというものを抑制することができれば電力料金の内外価格差あるいは割高さというものは是正できないのではないかと、私は一つはこう思っております。

そこでお伺いするのですが、例えば平成五年における九電力合計の設備資金の実績を見てみますと四兆八千億円余り、五兆円に近づいてきてい

る。平成二年以降の三年間の平均の伸び率を見て、実にこの設備関連の伸びというのは九%に近い。これでずっと推移をしていくということになりますと、折からの電源立地難があるわけですから、したがってまた設備資金が膨大化するとい

こともあって、このコストの上昇圧力というのが非常に心配されているわけでございます。そこで電気事業法を改正して、発電部門におけるいわゆる自由化を行う、それから配電部門においては、これもまた特定の再開発地域とかそういう特定の地域には九電力会社以外の新規事業者も電力の直接供給ができる。卸託送、送電線の自由化といえますか、それを利用して、開放して卸供給というものもできるようにする。いわゆる電力分野で競争の原理を導入する。こういうことにな

っているわけです。設備投資を抑制する、五年度で四兆八千億円余り、これを抑制するためには私は設備の調達方法というものも非常に大事だと思っております。ですからコスト意識を強く持った、従来は国内の重電メーカーからほとんど一〇〇%調達しているわけですが、設備関連の資材調達は、ですからもうちょっとそこにも、調達にも競争の原理を働かせて海外からの調達というものもやはりふやしていくべきじゃないのか、あるいはそういう経験を積み重ねていくべきじゃないのか。

その海外との国際的な価格競争の中でより品質もすぐれ、と同時に価格も安いというのを、先ほどの話じゃありませんがグローバルに、年間四兆八千億ですからグローバルにもっと資材調達を検討するということがやはり設備投資の額を抑えていく、抑制していくことになるんじゃないのか、私はそう思えてならないのです。そうすると国内の重電メーカーは勘弁してくれという話に当然なるわけですが、ゼロサムですから。しかし、それはやはり企業はそれぞれ競争して努力しなければいけないわけです。それは供給サイドに軸足を置いた今日までの電力政策というのを需要家サイドに、需要に軸足を置いた電力政策というものに大きく転換しようとしていっているわけですから、いわゆる設備関連資材の海外調達という点についての御方針を一つはお伺いしたい。

もう一つは、後でまた政府からも御答弁いただくのですけれども、卸託送の実効性、それから入札制度も今回新設されるわけです。細かいことは省かせていただきますが、送電線の利用について、卸託送の話、それから五年なり十年なりの期間を定めて一定の電力を新規事業者から入札をもって購入する、このために入札制度が設けられるわけですけれども、この実効性が担保されるために電事連としてはどういう対応をしていたのか。その二点につきまして、済みません、時間が迫ってまいりましたので、恐縮でございますが簡潔に御答弁いただければと存じます。

益が増大するよう、電力の安定供給やより効率的な電力供給システムの構築に取り組んできております。今回の電気事業法の改正に当たりまして、発電事業の分野に新規の事業者の参入を促進していく、電力供給システムのより効率的な推進を図る、そのために入札制度を導入することになったわけでございますが、私も電気事業者といいたしましても、この入札制度は競争原理による供給コストの低減や設備投資の削減、これに資するものであると考えております。そのために私も公平性、透明性に十分配慮した取り組みを行っていく、その結果多くの応札者があらわれることを期待しております。

続きまして、御供給事業者に対応する振りがえ供給の話が御質問ございましたが、今回の電気事業法の改正によりまして、先ほど申し上げましたように発電事業分野に競争原理を導入していく、その場合にこの新規事業者の参入を各電力会社の供給区域に限定せずに、より広く、広域的な御発電市場の形成を図るために電力会社間の振りがえ供給、いわゆる卸託送の制度が制度化されます。具体的には、料金その他の供給条件につきましてあらかじめ電力会社間の振りがえ供給約款、これを定めて通商産業大臣に事前に届け出ておく、それでその約款を公表するということが定められることになりました。

私も電気事業者としても、より広く経済的な電源の調達を行うために円滑な事業者間の振りがえ制度が重要と考えておりますので、今後この制度設定の趣旨に沿って具体的に振りがえ供給約款の内容について検討いたしまして、制度の適切な設定を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○山田(英)委員 副会長、どうもありがとうございます。残り時間がもうあと四分ほどでございます。冒頭、橋本大臣からお話がありましたが、一つはAPECの話もなさいました。日本の国だけのい

わゆるエネルギーセキュリティではこれはもうだめだろう、例えばアジア・太平洋地域、APECという枠組み、あるいはもっと広げてグローバルな形のエネルギー安全保障というもののの中に我が国の安全保障もきちっと組み入れていく、こういう角度が一つ大事だと思います。

APECの枠組みを通して、来月はまた官民会合が開かれるというようなお話も伺いました。と同時に、国際的なエネルギーの枠組みの中でIEAの果たす役割というのは物すごく大きいと思っております。ただ、大臣おっしゃるような一定の限界もあるでしょう。しかし、二十年培ってきたIEAのノウハウをどうやって生かしていくかというのは、これは世界にとっても大きな財産ですから、例えば今OECD二十四カ国に対して提供されているエネルギー政策の国別審査ですね、グローバルな広がりを持つ今後のエネルギー問題というものを加盟国以外の途上国等にも提供していくという方向が必要なんじゃないのか。その地域のエネルギー政策について勧告をしたり、いろいろ御意見があるわけですから、それに基づいて我が国が経済協力とかという枠組みの中でフォローアップすることも可能であります。

それから、今御案内のとおりエネルギー憲章条約というのが今鋭意各国で交渉されているわけです。これは基本的にEUとOECDの国の中でなされているのですけれども、これはやはり早く署名、批准、そして実施ということで我が国も力を入れなきゃいけないと思います。エネルギー憲章条約というのは、もともと東側諸国を西側のマーケットに迎え入れるための一つの準備として、エネルギー分野における貿易とか投資の枠組み、取り決めのものをきちっとこれで行うわけですから、それを早期に実現させるということでは、アジア・太平洋、中南米も含めて、我が国が属するこの地域の一つのエネルギーセキュリティにこれを拡大していく意味においては極めて重要なことではないのか。

APECではこのAPECの枠組みの長期エネルギー需給見通しというものを策定しようということ、今我が国通産省のインシアチブで相当しっかり始まっているようでありまして、需給見通しだけでは足りないもので、それがやはりエネルギー分野の貿易、投資の一つの枠というルールというもののまで高められなければならないと思います。そんなことも視野に置いていただいて、ぜひAPECの枠組みでの現在取り組みまわります作業が前進をし、成功をいたしますように心からお願いを申し上げます。

以上で終わります。ありがとうございます。

○白川委員長 次に、増子輝彦でございます。

まず、先ほど山田委員の方からいろいろ御質問をさせていただいたんですが、きょう、大変お忙しいところ、せっかく早朝より三人の参考人の皆様方においてをいただいておりますので、私の方からまず参考人の方に若干の質問をさせていただきます。

最初に、電気事業連合会の副会長、近藤さんに御質問をさせていただきます。

先ほど山田委員の方からいろいろ御質問があった中で電気料金の内外格差という点が若干指摘されました。今回の規制緩和関連につきましては、三十二年ぶりの法改正ということで、当然これらの中には料金制度の見直しというものも大変重要なポイントとして入っていること、さらに参入規制緩和や保安規制の合理化等々あります。円高、これは産業界にとって大変厳しいと言われていると思いますが、反面、輸入関連にとっては円高差益というものは逆に恩恵があります。

以前から電気料金につきまして円高差益還元というところで実施をさせていただいておることも踏まえてでございますが、やはり日本の電気料金は高いのではないだろうか、外国の料金に比べると非常に高いのではないかとということが指摘もされているわけがあります。例えば、家庭用電灯料金

の関係で申し上げますと、日本を100とした場合に、アメリカでは六七、イギリスで五九、ドイツで七七、フランスで六九というようなものが出ておるわけでありまして、これは電事連の方で出している資料にももちろん示されておるわけでありまして、あるいは産業用電気料金につきましても、日本を100とすれば、アメリカ五九、イギリス六二、ドイツ七二、フランス五七というような形で実は内外格差というものが指摘されている部分もあるわけがあります。

今回の法改正の中で料金制度を改善すること踏まえながら、やはりこういった内外格差の問題について電事連としても何らかの措置を今後ともしていく努力も当然必要であろうというふうに思われるわけがあります。しかし反面、実は円高差益、考え方によりましては多少、数%、場合によってはほんのわずかの、二百円、年間としても千円ちょっとぐらいの料金の引き下げということでもいいのだからという部分ならば、むしろ十年ぐらい値上げをしない、現料金制度を維持しながら、それぞれの家庭や産業用における円高差益を何らかの形で、違った面で還元することも一つの方法ではないかというふうに私は今考えているわけがあります。

しかし、今の経済状況を見ますと全体的な価格、欧米諸国と比較して日本の価格が余りにも高過ぎるというようなことを考えたときに、内外格差の是正という形の中から今後電気料金の問題について十分検討しながら、あわせて今回の改正が料金制度の見直し、改善ということにもつながっているかなければならないというふうに考えております。そういう意味で電事連さんの方で、この点についてどのような考えで今後対処していくのかをお答えいただければありがたいと思っております。

○近藤参考人 電気料金の内外格差についてどう考えているかという御質問でございますが、内外格差についての御指摘、かねて私も承知してい

るところでございます。しかし、電気事業は典型的な設備産業でございますので、そのコストが土地を初めとする国内物価水準に大きく制約されることや、世界最高水準の公害防止対策のためのコスト負担があるということなどから、大幅に円高が進んだ現在の為替レート換算による料金の内外格差につきましては実はかなりつらい面がございます。

それから、さらにもう一つ基本的な問題といたしまして、欧米諸国とは異なりまして日本では堅調な電力需要の伸びに対応いたしまして設備投資が引き続き必要である。これがまたコストを押し上げる要因になっているということについても御理解をいただければと思います。

ただ、一方で、電気料金につきましては、単純な為替レートとの比較ではなくて、例えば購買力平価での比較とかあるいは一時間当たりの賃金でどれだけ電力を買うのか、そういった比較でやりますと日本は諸外国に比べて高くないという見方もございます。

こういうこともございまして、電気料金を比較するというのはなかなか難しい面もございまして、御指摘の点を謙虚に受けとめまして、今後とも一層の経営の合理化、効率化を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○増子委員 一層の御努力をいただきたいと思っております。

今回のこの法改正は、新たな市場の創造や産業の活性化、さらにただいまお答えをいただきました内価格差の是正など、努力をしていくことによって消費者メリットをもたらすということが極めて大事なのだらうというふうに認識をいたしているところでございます。反面、この規制緩和が進むことによって一方では産業内の合理化やいろいろな経営改善、労働移転などが出てくることはやはり避けられないと私は考えておるわけでございます。そういう意味で、働く方々の立場からすれば、雇用という面から見れば、今申し上げ

たとおり今後この規制緩和に伴って場合によってはかなり深刻な問題がやはり出てくるのではないかと、そういうふうにご考えているわけでございます。

今それこそ新しい雇用の創出ということが我が国の産業経済の構造転換にとっても極めて重要な課題の一つになっているわけでございます。今日まで電力十社の皆さんが果たしてきたそれぞれの役割、責任というのは極めて大きかったし、また十分果たしていただいたと私は敬意を表しているわけでございます。時代の要請によってこの規制緩和をやらなければならぬことは当然でございますが、反面、働く方々の労働条件が厳しくなる、あるいは場合によってはその場所が失われるというような深刻な問題につながってくるならば、むしろこの規制緩和に伴って新しい労働力の創出ということ、新しい労働市場をつくっていくこともまた大事な使命の一つのなかというふうにも考えているわけでございます。

そういう意味で、今回のこの法改正によって、働く方々の立場に立ったときに電事連としてはどのような考えでこれを見られているのか。そして万が一、そういう厳しい労働条件や、改善によってもたらされる雇用の喪失というようなものが出てくるならば、これはどのように今後対策を考えていかれるのかというところは、今後やはり保安の問題等も当然出てくるわけでありまして、そこがおそろそかになつていかないのかという点なども踏まえまして、電事連として雇用という面からどのように今度の法改正をお考えになっているのか、お答えをいただければありがたいと思っております。

○近藤参考人 お答えいたします。

まず、電気事業の実態をちょっと説明させていただきます。

我が国の電気事業は、この現行体制が発足したのが昭和二十六年でございます。それから現在までを見ますと、販売電力量で二十三倍、それから発電設備で十八倍という規模になっておりま

す。これに對しまして従業員の数は、その間合理化、効率化に努めてきました結果、ほぼ発足当初の水準で推移しております。その結果、労働生産性をあらわす指標でございます従業員一人当たりの販売電力量というのは、昭和二十六年から平成五年までに二十一倍に増加しているというふうな良好な成績をおさめております。欧米の幾つかの国では既に電気事業に競争原理を導入されまして、英国ではその際人員整理をしたということも聞いておりますが、労働生産性を示しますこの指標で比較してみますと、平成五年度では、日本が一人当たり四百八十万キロワットアワーであるのに対して、欧米では二百四十万から三百五十万キロワットアワー程度でございます。我が国の方が非常に高いというふうに認識しております。

今後、御指摘のとおり規制緩和や競争原理の導入ということで新しい環境を迎えるわけでございます。私もそういったしましては、経営全般にわたる効率化をより一層推進していくということになります。日本の場合には欧米とは異なり今後とも電力需要が堅調に伸びていくことが予想されます。したがって、それに伴いまして設備や業務量も引き続き増大していくということでございます。このような状況の中で業務の合理化、設備の自動化、要員の再配置等をより一層進めるといふことにより何と効率性に対応していきたいと考えているところでございます。

また、私も電気事業の事業運営に協力していただく関連事業がございまして、これにつきましても、電力供給設備等の増加傾向を踏まえまして、総合的な観点から雇用面での急激な影響や混乱が生じないよう留意しながら対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○増子委員 ありがとうございます。

やはり今度の法改正によりまして大事なことは、国家のエネルギーという観点から見れば産業政策、あるいは働く方々の立場から見れば雇用面や労働政策という面も十分考えながらこれをして

かりと運用していかねばならない、そういうふうには考えているわけでございますので、どうぞひとつ電事連としても一層の御努力をお願い申し上げます。

それでは、参考人の方、もうお一人にお伺いをいたしたいと思います。

これも先ほど実は山田委員の方から若干質問の中にあつたかと思ひます。全石商の関正夫副会長の

今約六万軒弱と言われる給油所、大小いろいろ織りまぜてございまして。お話を伺いますと、出入り数はあつてもこの六万軒弱のスタンドの数はここ数年ほとんど変わらない。もうちょっと深く見ますと、六十三年ぐらいから見ると一千軒ぐらいです。かかっていることは事実でございます。しかし、今度の法改正にのつとてまいりますと、指定区域も来年の十月から解除になるわけでありまして、ある意味ではいろいろなところに自由に給油所を開設することができるよう等々も含めて、規制緩和はまさしく法の趣旨に沿ってくるわけであり

ます。

しかし、考えてみますと、セルフスタンドというものが欧米諸国ではかなり数が多く出ております。我が国で果たしてこれがそうあつていくのかどうかというところの問題もありませんが、ある意味では、火災事故の可能性の不安面の問題ややはり車の出入り等の交通安全対策上の問題という点も指摘されていくと思われま

す。

こういった安全性の問題と同時に、今度の法改正によってセルフスタンドがもし日本にどんどん出てくるということになるならば、全体的に見ればそれぞれの既存の経営者としてはやはりかなりの厳しい経営改善は当然でありま

す。いろいろな面で改善をしていかなければならぬ。しかし、それによって本当の意味で今度の法改正の趣旨が生かされるかどうかというところは若干私自身は疑問の点もないわけではございません。規制緩和ということからすれば、一方でそれはそれに

よってよくなる部分もある反面、他方ではこれによってマイナスの部分も出てくる点もあるのではないのだろうか。

ただいま申し上げました安全性の問題やいろいろな点も踏まえながらセルフスタンドのあり方というものが今の日本の現状の中で適合していくかどうか。またそれによって、いろいろな経営の圧迫という形の中で多くの倒産するところが出ることによって、これもまた雇用の問題になってくるわけですが、一説によりますと四十万から五十万人がこれによって失業するおそれもあるのではないかとようなことも実は指摘されている部分がございます。

この件について、セルフスタンドについての見解を、先ほど山田委員の方からも全体的な中からは御質問させていただきましたが、もう少し違った観点から、細かい点までもしお考えがあるならば、このセルフスタンドについてのお考えをお示しただければありがたいと思います。

○閣下参事 ちょうど十年前にエネ庁のミッションでヨーロッパの流通業態を視察してまいりました。フランスのルクレールというスーパーマーケットが製品輸入をいたしました。その折にフランスでは輸入を許可していません。フランスの国内の裁判ではルクレールは負けたのでありますが、ヨーロッパ・ユニオンの中では勝ったのであります。ちょうどそのころは数%のシェアであった、そのルクレールというスーパーマーケットのセルフ安売り。

セルフだけであれば我々の業界も何とか経営をしていくものがあると思いますが、セルフではなくて、安売りセルフになることが我々業界として今一番困っているところなのであります。なぜならば、スーパーマーケットの数種類の中の一つとして数えられて、百円で仕入れたものを九十五円で販売するようになるとなると、先生おっしゃるように四十万人の現在いる従業員、就労者が路頭に迷うことに相なります。また、それだけで世の中がいろいろということもお考えいた

だかなければならないわけでありまして。

先ほど申し上げましたように自動車のメンテナンス的な問題でも相当に我々の石油業界が貢献をしていることは事実でございますし、その他の環境問題も、今の古タイヤの問題あるいは古くなったオイル、廃油の問題等につきましても現状では我々の方で金を出してそれを処理していただくようなことになっております。こういうものがセルフで無人化された場合にはどこにでも放置されてしまうようなことになって、近い将来に大きな環境問題を起こすであろうことも事実であります。

それに、先ほど安全性の問題が出ましたが、これも大きな問題でございます。今まではサービスステーション建設にかかわる規制が大変厳しかったのであります。私どもも何もこんなに厳しい必要はないのではないかと思うほど厳しいもので、今回の阪神大震災においてガソリンスタンドだけは燃えなかった。これは、ガソリンスタンドのあの二メートル以上の防火壁、我々のSSの中で発生した事故をよそに拡大しないための防火壁であったものが、今回は周りで火災が起きたものの防火壁によって全く類焼にならなかったというところなのでございます。

私どもから考えますと、目先の問題としては緩和してもらって安くコストをあげたいという気持ちでございますが、百年に一遍、二百年に一遍の大災害で一生を棒に振るようなことになったのでは、これは大変でございます。そういう意味合いでは、一つの規制というものの、安全に対する規制というものの対しては十分にその御配慮をいただいて、我々が将来も安定した商売をやっているようにさせていただきたい。

そういうようなことで、いろいろ申し上げたいことはございます。先ほど申し上げたのですが、先生、地方の業者であればあるほど商売は信用なのです。信用を高めるための毎日の努力なのでございます。これは企業も個人も個人もきちんとして、そういう意味の、大都会地にお

ける石油製品の販売だけではなくて全国にわたっての零細の業者も十分に見ていただきました政策をとっていただきたい、かように感じますので、何とぞよろしく御指導いただくとお願いする次第であります。

○白川委員長 ちょっと待ってください。

近藤参事と能登参事に、両委員から内外価格差の問題が出ております。ただ私たち、ほかのものならいざ知らず、電気とか石油というのは一体品質とかそういうのは何で見たらいいかわからないのです。ほかのものならわかるのですが、電気は品質、要するに何を比べて物がいいのか悪いのか、石油の場合はどういふところがいいとか悪いとか、両参事にちょっと後で委員長からお尋ねしたいと思っております。委員の質問が終わってからお答えしていただきたいと思っておりますので、お願いします。

○増子委員 今委員長からも追加のような形で出ましたので、よろしく御願いいたします。とりあえずありがとうございます。

橋本大臣、御質問させていただきましたと思います。

実は、さきの阪神・淡路大震災におきましては、ライフラインが途絶えたということで大変な状況でございました。現在もまだ一部これが途絶えているということで、日常生活やいろいろな面で支障を来していることも事実でございます。しかし、私ども実はこの震災の後、新進党の有志で行ってまいりました。そのとき、これはぜひこの場で敬意を表しておきたいと思っております。が、近畿通産局の方の対応が非常に早かったということで、私どももよかったなということで、これは敬意を表しておきたいと思っております。

今度の阪神・淡路大震災によって幾つかの大事な教訓が残されたものと認識をいたしております。そういう意味では、やはりライフラインというものとあわせて、日本のエネルギー政策の点からいきまして、やはり安全性とか保安のいろいろ

るな重要性を見ますと、どうしてもエネルギー全体を見たときに、それとあわせて大事なことは何といたっても安全性の問題だろうというふうに考えているわけでありまして。

そうしますと、今度の震災、予想もしなかったものであれだけのおおくなりになった方や被災者の方が出て、いろいろな面で支障が出て被害が甚大になったわけでございますが、特にエネルギー政策という観点から申し上げますと、やはり原子力発電というものの、日本の国家エネルギー政策からこれはもうどうしても不可欠なものでございます。ただ御案内のとおり、最近原発を幾らやりたいといっても長期間にかかってなかなかこれらがすぐにはできないという点もありません。しかし、現時点でやはり既存の原発の安全性の問題とか十分な稼働ということが必要になってまいります。今度の阪神・淡路大震災によりまして、全国にありますがそれぞれの原発の安全のチェックをなされたのかどうかということが第一点でございます。

加えて、その後、安全度のチェックがなされたとするならば、それを踏まえて今後やはり原発、何といっても一番大事なこととは安全性の確保であり、あるいは地域住民の皆さんの合意形成というものがあるべきではないでしょうか。そういう意味で、今後予想もしないものが起きるということも今度の教訓の一つだと思っております。そういう中で、現時点のいろいろな方式の中で安全性は確保されている、担保されているということがもしあるにしても、さらに今後それをいろいろな形で、耐震基準の見直しとかいろいろなものも含めまして今後やはりこれらについて十分な対策なり対応をしていかなければならないのではないのかということについては強く感じております。

私どもの福島県は原発の県とも言われておりまして、今も一部新設の動きもござります。やはり何といっても安全性が大事でございますから、今度の教訓を踏まえてこの安全に対するチェックの問題とさらに今後の対策の問題について、ひとつ

大臣から御答弁いただければありがたいと思ひます。

○橋本國務大臣 冒頭、御答弁を申し上げます前に、この国会の正式な委員会の席上、近畿通産局の努力をお認めいただきましたこと、心からお礼を申し上げます。そしてこの点は現に通産局にも伝え、彼らが一層全力を尽くして今後の業務に当たってくださる一つの柱となることと信じております。心からお礼を申し上げます。

今委員から御指摘がございましたけれども、私もこの被害を調査をいたしながら何よりほっといたしましたのは、兵庫東部地震と申しますか阪神・淡路大震災と申しますか、我々が想定しなかったこの大震災の中におきまして原子力発電所に何らの異常はなかったという点でありました。これは、原子力発電所の立地あるいは設計に当たりましては、従来からその地点の選定に当たりまして活動可能性のある活断層を避ける、そして過去を十分調べた上ですべての重要な建物あるいは構造物を岩盤に直接固定をする、そして加えて、敷地周辺の活断層あるいは過去の地震の詳細な調査などをいたしました上で、想定される最大の地震動にも耐えられるようにということで設計がされてまいりました。また建築基準法の三倍の地震力にも耐えられるようにする。その意味では十分な安全余裕度を持って耐震設計を行っておりまして、安全性に問題はないと考えております。

しかし、今回の地震というものは我々の想像をはるかに超えるものでありまして、今まで安全であったからといってそれに慢心することはできません。それだけに、現在各方面で今回の地震に関する調査が進められております。また原子力安全委員会が今回の地震を踏まえた検討会を設置されまして、耐震設計に関する指針の妥当性についての確認をされと伺っております。

私ども、こうした調査検討を注視すると同時に、通産省自身といたしましても、設置をされております原子力発電技術顧問会の専門的な御意見を伺いながら、今回の地震によって得られます知

見、これは既に得られたものもこれから得られるものもありますけれども、これから、得られし知見に基づきまして原子力発電所のより一層の安全性を確保するために参考とすべき視点が存在するかどうか確認を行うなど、引き続き発電所の安全の確保により一層努力をし万全を期してまいりたいと考えております。

先ほどの御発言は本当にありがとうございます。○増子委員 もうほとんど時間がございません。大臣、より一層の安全性の確保にひとつ御努力をいただき、日本のエネルギー政策の中でやはりしっかりとした対策を講じていただきたいと思います。

時間が参りましたので、一つ質問が残りましたけれども、きょうはこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

参考人の皆さん、ありがとうございます。

○白川委員長 それでは、通産産業大臣は参議院の日程がありますので、御退席いただいて結構でございます。

それでは、近藤並びに能登参考人に。

内外価格差ということが両委員から出されました。ほかのものなら、しかし品質というものは一方ではあるぞということ、まあ我々素人でもわかるのですが、電気の品質とか石油の品質と異なりますと我々門外漢は全くわからないので、専門家としてはこういう点の品質というのはどういうふうに見ているのか、どんなふうになっているのか、せっかくの機会でございますので承りたいと思います。政府委員につきましては多分午後もまた同じような質問が出ると思ひますので、政府委員はまた午後答弁してください。

では、近藤参考人から。

○近藤参考人 お答えいたします。

電気の品質といえますと、周波数、電圧、ちよつとこれがまたわかりにくいと思ひますが、これが一定しているということでございます。大

方のお客様にとって一番重要な、しかもわかりやすい品質は何といひましても停電時間の問題だと思ひます。この点につきましても各国を比較いたしますと、お客様一軒当たりの年間事故停電時間、これを分で表示しますと、アメリカは五十八分、イギリスは七十七分、フランスは九十四分、これに比しまして日本は九分といふふうに、けたが違ふような良質な電気をお客様にお送り申し上げていふという状況でございます。

○白川委員長 ありがとうございます。

それでは、能登参考人、お願いいたします。

○能登参考人 お答えいたします。

石油製品の品質につきましては、大別して二つあるといふふうに考えております。一つは性能面でございまして、例えばガソリンの場合のオクタン価、軽油の場合にはセタン価、これは同じようなものでございまして、こういう品質の基準がございまして、そういった本来の自動車用燃料としてあるいは商品としての品質というものが一つございまして、それから、もう一つは環境面の問題でございます。それから、もう一つは環境面の問題でございます。典型的な例がガソリンの中の鉛、これは日本は全部無鉛化されておりますが、国際的にはまだ有鉛ガソリンというものが生産もされ販売もされております。あるいは硫黄、これにつきましても、日本は非常に低硫黄化がすべての製品について進んでおりますけれども、そういった面でまだ外国ではかなり高い硫黄が入っている製品もございまして、

そういった環境面それから性能面、大別しまして二つの面で品質があるといふふうに考えております。

以上でございます。

○白川委員長 どうもありがとうございます。

午後一時四十分より委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時四十四分開議

○白川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。小野晋也君。

○小野委員 何年前のことになりますけれども、京都・東山地域に霊山歴史記念館というのがございまして、そこに行ったことがございます。この記念館前には明治維新の志士たち五百四十九柱の霊が眠り、そしてその人たちの活躍が顕彰をされている場所でございます。坂本龍馬、桂小五郎そして無名の多くの志士たち、一つ一つの墓銘碑を追いかけてみると、江戸末期、明治初期の激動のときを生きた青年たちの魂の叫びが耳の奥深

いところで聞こえてくるような気持ちがありました。あの時代、かの人々は何を思い、何を信じ、そして目の前の見えない相手にがむしやりに立ち向かい、戦い、そして命を散らしていったのか。彼らの身を捨てて国を思う真情に触れたとき、私自身涙こぼれる思いがいたしました。

振り返って、現在世界一の経済大国と言われ、世界一の債権国と言われ、豊かで平和で安定した国と言われているこの日本の国でございます。しかし、江戸の太平の眠りがペリー総督の率いる黒船の来航によって打ち破られたとく、この現在の日本の国も、国際社会のさまざまな圧力の中にあらしときを迎えつつあるような認識を私は抱いております。加えまして、先日の地下鉄サリン事件によって表面化した国内治安問題や狂信的信仰者集団の問題等は、この日本の国の前途に大きな黒い影を投げかけているように思えてならないのであります。

この国は、もはや太平の夢の中に惰眠を続けることを許されないと立ち至っているのではないだろうか。この国は、たとえ幾ばくかの犠牲と権利の制約を一部の国民に強いる場面があったとしても、国家の存続と国民生活の安全と安定を国家の責任において守るためには、大局に立った毅然とした対応を迫られてきているのではないのか。漠然とはありますが、このしばらくの異常な事件や世相、経済情勢を見るにつけ、私はそん

な強い危機感を持つに至ったのであります。

そこで、まずは、今委員会の本題とは若干かけ離れるものではございますけれども、今回多くの犠牲者を出した地下鉄サリン事件に対して大臣がどのような思いを抱かれたのか、そしてまた、現在この種の事件防止に関係する化学兵器法案の審議が参議院で行われているところであります。通産省としてはどのような姿勢でこの種の問題に取り組んでいかれようとおられるのかについてお尋ねをさせていただきます。

〔委員長退席、甘利委員長代理着席〕

○橋本国務大臣 冒頭、今回の事件によって亡くなられた方々並びにその御遺族に対し心から哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方々が一日も早く回復されることを心から祈っております。

通産省といたしましても今回の事件で六名の被害者を出しました。幸いに五名までは昨日までに出勤をするところまで回復をいたしました。なお一名自宅療養中でございます。今回私はちょうど出勤の途中でこの報道を聞き、瞬間、本場に職員の方々の安全を心配いたしました。

一般の市民を無差別に死傷する、私はこれほど凶悪な行為、許しがたい行為というものはないと、思います。捜査当局による徹底した全容解明を心から願っており、犯人に対して適正な処罰が行われることを心の底から願います。

また、サリンのように民生用途が全くない、化学兵器に転用される危険性の極めて高い化学物質というものがつい先ごろまで我々はこの国に存在すると思っておりました。ところがそれが現に存在し、このように頻りに不法に使用されるという事は平和国家として国際的にも認められず、まじりました我が国にとりまして極めて重要な事態である、そのように思います。

ちょうど一時間半ほど前に参議院の商工委員会、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案を修正議決していただきましたが、私と

もは、こうした事件が起こることは全く想定いたさないままに、化学兵器禁止条約の批准に伴う国内法の整備としてこの法律案の御審議を国会にお願ひ申し上げておりました。そして、この法律案によりまして化学兵器、また化学兵器として使用されるサリンのような物質に対しましては厳しき規制を設けようとしておりました。やきやきの出来事でありました。

施行日等について御修正をいただきましたものを私どもは厳密に受けとめながら、この法律案がいずれ本院においても御議論をいただくわけでありまして、一日も早く議決し通過成立をさせていただきます。その施行に向けて全力を挙げますとともに、一刻も早くこの事件が解明されますように捜査当局の御尽力を心から願っております。

同時に、我が国における化学兵器禁止法案の一日も早い成立だけではなく、世界の他の国々におきましても化学兵器というものが一日も早く禁止をされ、廃棄をされる、そして我が国の国民だけではなく、世界の武器の中核兵器とともに化学兵器というものが消え去ることを、そして国民が安心して生活できる社会を回復できますように通産省としても全力を挙げたい、今そのような思いであります。

○小野委員 ぜい橋本大臣のこの社会の安定を願う強いお気持ちとリーダーシップのもとに、通産省の皆さん方がこの化学兵器の問題に対して毅然と立ち向かっていただいて、解決の道を求めている、たださきよう私の方からもお願いを申し上げておきたいと存じます。

さて、本題に戻らせていただきます。思うわけでございますけれども、それに先立ちまして、現代の時代というものを考えてみなくてはならないと私は思っています。

かの明治維新は、日本の国にとりましては厳しい自己改革への闘いの期間であったというふうには私は考えております。その自己改革の必然性を与えたものは、外部からの圧力のみならず、日本の

国自身が内部的にさまざまな矛盾と問題を抱えていたということであろうかと思ひます。江戸幕藩体制の中における社会的な問題、身分制度等の矛盾の多い社会形態等もございましょうし、それに加えてやはり経済の問題というものを抜きにして考えることはできないというのが私の考え方でございます。

元来、江戸幕藩体制が組み上げられた当初は、藩単位の自給自足経済が主流になる日本の国の中の経済の流れでございました。しかしながら、江戸の数百年の年月の間に自由経済が発達し、貨幣経済が伸展してくるという流れの中に、既に自給自足体制をもとにする経済体制が成り立ち得ない状況に置かれる中において、貧富の格差の拡大ですとか藩単位における、裕福な藩もあれば一方には貧乏な藩が生まれてくるというような課題も生じてきたわけでございまして、この社会における経済的な必然性というもので、突き動かされるがら変革というものがあつた。その変革を国に起こさざるを得なかった、そしてその変革を引き起こす上にはペリーの黒船というのがやってきたことが国民の危機意識に一気に火をつけてこの動きを進めていった、こういうふうには私は考えているのでございます。

それならば、今の時代を考えてまいりましたときに、国際経済の荒波の中に日本経済がさらされていくわけでありまして、このさきさまざまな荒波を江戸時代末期に訪れた黒船と考えると、この社会自身の内部改革を本気で進めていかなくては時代から取り残されてしまふ、さまざまな社会の内部矛盾というものを解決する道が見つからなくなってしまう、こう考えるわけでございします。

今回、電気事業法改正案並びに石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案というものがこの委員会に付議されていくわけでございしますが、この趣旨に基づき規制緩和と自由競争を旨とする改革案であろうと私は評価をするものでございします。しかしながら

ら、ここで私が気になっております点が数点ございします。

それは、第一には、また明治との比較になるわけでございますけれども、明治の初頭、先人たちがとったのは和魂洋才という政策でございまして、決して外国のものをすべて無条件に受け入れるということではなくて、外国のいい点はいい点として評価しつつも、日本の国が伝来持っていたすぐれたものは決してそこから手放さないという決意のもとに、両者の融合に知恵、才覚を使つて取り組んでまいつたわけでございまして、今回の自由化問題、規制緩和問題につきましても、単に規制緩和という言葉や自由化という言葉がスローガンとして使われて、単細胞的な考え方では無批判にすべてを受け入れるようなことがあつては大変なことになってしまふという点でございします。

それから、第二点目といたしまして、いかなる政策を取り入れるにいたしまして、必ず政策というものは、日の当たる人を一方につくれば、もう一方には日陰に入ってしまう人をつくってしまうものでございします。そういう企業もあれば、そういう業界も生まれてくるわけでございまして、一律に理念で割り切ってしまうのではなく、その日陰に置かれる人たちが、企業たち、業界を十分な配慮のもとでその影響を弱めていくという御尽力をいただきたいと思ひます。

そして、もう一点申し上げますならば、今回のこの議論の中で欠けておりますのは、日本自身がすぐれたものを海外に持ち込もう、持ち出そうという努力が余り感じられないという点でございします。

日本のこの経済的な成長の背景には、これは自慢ではございませんけれども、やはり日本のシステム、すぐれたものがあればこそこのような発展を遂げてきたというのは事実であらうと私は思ひます。ならば、外国と日本との間のいろいろなギャップを埋めるに際して、日本だけが外国にすり寄っていくのではなくて、外国にみずから知恵を伝えながら、その両者が歩み寄りながら、こ

の日本と外国の間の通商摩擦と言われるような課題について、また国際的なルールの整合性を求めるということについて、両面からの取り組みを進めていくという部分もこれから必要ではないかと私は考えております。

もとより、戦後のあの焼け跡の中からこの日本の国をここまで復興させてきた大いなる力となった通商産業省でございますから、その知恵を絞っていただいて、またその誇りに立っていただいて日本の国の今後の産業のあり方、経済のあり方ということを真摯に問うていただきたい、このような視点をぜひ大臣持っていたきたいと私は念願させていただきたいと思うわけでございます。

そこで、質問に移らせていただきたいと思うわけでございますが、今回の諸法案につきまして幾つか気になる点がございますので御指摘をさせていただいて、御見解をお尋ねさせていただきたいと思う次第でございます。

まずは、電力業法の問題でございましてけれども、今回、卸発電というものに入札制度を導入するという新しい施策が導入されてまいりました。しかしながら、これを子細に読ませていただきますと、電力の買い取り条件というところが必ずしも明確になっておりません。つまり、今この日本の国の中において電力が極端に不足するのは夏の電力消費ピーク時だけでございまして、これを緩め和するためにこのような政策の導入を図られたということが述べられているわけでございますけれども、それがどういう条件で一般民間電力発電を行う企業から買い取る条件としてなってくるのか、これはかなり大きな幅を持っているように思われます。

それから、電気託送の問題でございます。この電気託送に関しまして、電気事業者は不当にこれを拒むことはできないという条項が入っておりますけれども、ならばこれがどういう状況が不当な条件になるのかということがこの法案の中には書かれておりません。さらに、太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電と言われるような、普

通で考えますと営業ベースに乗らない、一般競争入札のもとでははじき飛ばされてしまうというように、な発電方式について、原価の積み上げによる、原価主義に基づく購入を原則とするというようなこともこの中に書かれているのでありますが、この部分が果たして一般電気事業者の受け入れるところとなるのかどうか。ある程度の指導のもとににおいて初めて実現できるような項目でございまして、このあたりに混乱する要素はないのかという危惧もございます。

そしてさらに、特定電気事業という一定地域への電力供給についてでございますけれども、バックアップを一般電気事業者にお願いを申し上げるときに、それがどういう条件になるかによって特定電気事業が成立するかしないか、非常に微妙な問題をこれもはらんでいるところがあるわけであります。

いろいろと問題を指摘させていただいたわけでございますけれども、このようなことをいろいろと考えてまいりますと、この法律を運用しようとした場合には恣意的な要素がかなり入ってくる部分があるなというのが率直な気持ちでございます。それならば、この法律におけるそのあいまいな部分というのを一体どの機関の責任において調整をされようとしておられるのか、そしてまた、その調整された結果というものが妥当な結果なのかどうかということを評価する機関は、一体どういう機関がそれを担うことになるのか、この点についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

○村田(成)政府委員　お答えを申し上げます。

まず、いろいろ御指摘いただきました個別の問題につきましては後ほど御説明させていただきますが、その前に全体的な考え方について一言申し上げます。

今回の制度改正は、全体としまして、一般電気事業者自身のやはり創意工夫をいかに引き出すか、自己責任のもとにその自律性を経営効率化に向けていかに最大限発揮させるかということが一つの大きな目的でございます。その意味合いにお

きまして、具体的な制度運用に当たりましては、一般電気事業者が当然のことながらまず主体的な役割を担うことになるわけでございます。

ただ、先生累次御指摘いただきましたようにやはりいろいろな問題が具体的には発生するわけでございます。例えば新規参入事業者との間で利害が当然相反してくるという場合もございましょうし、それから、一般的に申し上げまして、一般重気事業者の持っている力というのは相対的に非常に強大でございます。したがいまして、個々の局面におきまして、また制度全体の適切な運用を図るという点におきまして、やはり必要に応じて国がしかるべく適時適切に関与するという仕組みをつくる必要があると考えております。そういうことによって初めて実効ある競争の確保なしはは本当の意味の経営の効率化というのが図られていくだろうというのが基本的な考え方でございます。

今度は個別に御指摘いただいた点に入らせていただきます。例えば入札制度でございますけれども、確かにおっしゃるような点が問題だと思っております。そこをいかにびしっとしたルールをつくるかということは私たちの最大の関心事でございます。例えば入札の規模につきましては、やはり一般電気事業者が買い取る電源を恣意的に選択するというものではまずいわけでございまして、これは、例えば毎年度始まります前に向こう十年間の供給計画というものを私どもに出していただきますが、その供給計画の中で買い取る電源それから自分でつくる電源のバランスというものを私どもとしてチェックさせていただくということを考えておりますし、具体的なルールとしましては、開発期間が比較的短い火力電源、おおむねの目安といたしましては計画の掲上から運開まで、運転開始まで大体七年以内という火力電源につきましてはまず入札に付してもらおう、こういうルールにいたしたいと思っております。

このようにいろいろな形で、御託送につきましては、基本的にどういう電線があげているかとい

うことも事業者に公開してもらいまして、そういった中で社会的にどれが不当であるかというのが判断できるような外形標準をつくっていきなさい、こういうように考えております。そういうこととをもちまして私どもとしては最大限の努力を行いますし、それからまた、それが社会に公表されることによりまして客観性、正当性というものは担保されていくだろうということを期待しております次第でございます。

○小野委員 これは新しいルールを入れるわけでございますから、恐らく初動期間においてはいろいろな問題が発生してくるだろうと思いますけれども、そのあたりは公平、公正、適切に通産省、特にエネルギー庁の御指導をいただきますようにお願いを申し上げたいと思います。

引き続きまして、今度は特石法の関係になるわけでございますけれども、今回の法案の中に特石法が一定期間の後に廃止をされるということが述べられております。この中におきまして、備蓄義務と品質管理義務さえ果たすならば石油精製会社以外でもだれでも石油製品が輸入できるようになってくるというような改革がなされます。そのときに私どもが想像いたします殊に問題になりそうな点が幾つかございます。

一つは何かと申しますと、国内の油種間の価格差がどういう形になってくるかという点でございまして、他国と比較をいたしました場合に、日本の国内におけるガソリン価格が非常に高いという指摘が随分多くの識者からなされてきております。ところが、そういう油製品が自由に国内に持ち込み得るような状況になりました場合には、利益幅が多く取れそうなガソリンといった油種を中心に国内に輸入が図られるというようなことになってまいりますと、国内価格体系がかなり変化をするのではないかと。

それからさらに、近隣諸国の精製会社との関係でございます。今のところは石油製品のだぶつきが比較的少ないということをお聞きしておりますけれども、韓国等での数年間精製工場の建設計

画が進んでいるのを見ておられますと、何年か後には石油供給余力が近隣地域で生まれてくるのではないかとこのことをご心配なさいます。そうならました場合に、日本国内の精製工場で精製するのと減価償却も高ければ人件費も高い、その製品が高い上に、タンカー料金も国内なら内航運航料金が適用されてくるということになってくると、これは外航運賃に比べても随分高い値段でございまして、既にもう韓国等の国で石油を精製した製品を外航タンカーをもって国内に、消費地に直接持ち込めばコストがかなり安い石油が供給されるのではないかとこのような危惧も出てきています。

これらの影響を考えましたときに今後の国内石油製品価格はどのように変わっていく見通しをお持ちになっておられるのでしょうか。そしてまた、国内の石油精製業が先ほど申しましたような理由によって不振に陥り縮小される事態を迎えるという危惧が生まれてくると思えますが、それは石油を中心としたエネルギー安全保障面において国内に不安要素を持ち込むことにならないだろうかと、この点についての御答弁をお願い申し上げます。

○川田政府委員 お答え申し上げます。

まず、価格面について申し上げます。我が国の石油製品の末端価格を欧米のそれと比較いたしますと、軽油などのガソリン以外の製品につきましてはさほどの価格差はございせんけれども、ガソリンにつきましては、現在、特に米国の比較においてかなりの価格差が存在をいたしております。こうした状況のもとで特許法、特定石油製品輸入暫定措置法が廃止されますという事になりましますと、国内市場における国産品と輸入品との競合によりまして、基本的方向といたしましてはガソリン価格は低下に向かう可能性はあるのではないかとこのように思われるわけでございます。

しかしながら、具体的に幾ら、どれくらいこの期間で変化していくかということになりますと、国内の市況、海外の動向や輸出余力、さらには新

規輸入業者の経営戦略などによって左右されるものであり、とりわけ現状において国内のガソリン価格というのは原油の価格動向と比べますとかなり軟化をいたしておりますので、現状と比較して幾ら下がるかということも予測するというのは大変難しい状況でございます。ただ、製品価格体系としては、欧米の価格体系に近づいていくであろうというところは一般論としては申し上げられようかと思えます。

また、その輸入がふえる結果我が国精製業に対する影響の問題でございますが、まず一般的に申しまして、輸入品との競争を通じて産業の効率性を一層高めていくということが全般的に緩和率性について目指す目標の一つでございます。今回の石油産業につきましても事情は同じでございます。輸入品との競争を通じて我が国石油産業の効率性を一層高めていくことを考えておるところでございます。

ただ短期的には今回の規制緩和によりまして精製業を含む石油産業を取り巻く競争環境が厳しくなりまして、それによってコスト削減のための一定の合理化努力を求められることに相なるということは御指摘あったとおりであります。しかしながら、我が国石油精製業の現状を見ますと、従来から合理化に相当取り組んでいただいております上に、二次設備の増強などによりまして付加価値の高い石油製品の生産増を目指して生産性の向上、コスト低減を図ってまいっておりますので、輸入品と対等に競争することは基本的に可能であるというふうに私も位置づけております。

中長期的に見ましても、アジア地域ではこれから需要が大変ふえてまいりますので、石油製品をめぐるマーケットが大きくなっていくということがあろうかと思えます。ただ、当面の需給はタイト感がございまして、輸出が混乱を生ずるほどに急増するとは考えにくい状況でございます。

こういうことから、今回の規制緩和によって直ちに我が国石油精製業が不振に陥り、我が国のエネルギー安全保障が脅かされることはない。むしろ、これから国際的な広がりを持つことによって我が国石油精製業が力強い産業として発展をしていくということを我々は期待をしておるところでございます。

○小野委員 では、時間が少しなくなりましたので、ガソリンスタンドの問題について御指摘だけさせていただきますと思うのです。今回、元売の方が競争を激化していくというような状況になるわけでございますけれども、これは小売の段階における競争の激化にも拍車をかけるだろうというような気持ちがございます。

また加えて、今まで規制をしておりました地域の新增設も自由になってくるということでございます。また、かなりガソリンスタンドにおきまして競争が激化する中で、むしろヨーロッパ等の例を見ました場合にはガソリンスタンド数の減少を導き出すだろうというような私の予想を持っております。その中において、ガソリンスタンドの経営悪化が起る場合があるかと思っておりますが、その対策へをお願い申し上げますと同時に、辺地におけるガソリンスタンドが失われるということは地域の皆さんの足に不利なことをおぼやせるということですから、この点への御配慮もぜひこの法案に伴いましてお願いを申し上げます。

今までの一部の問題だけになってしまいましたけれども、電気分野それから石油製品分野における規制緩和とこの問題を取り上げてまいりました。このような規制緩和の波が今中小企業の方に大きく影響を与えております。加えて、このしばらくの円高問題というものが、とてもじゃないけれどもこれまでずっと耐えてきた、頑張ってきた企業の体力をいよいよ喪失させてしまおうというレベルに達しているように私どもには見えるのでございます。

そういう点を考えましたときに、先日阪神大震災に際して、橋本通産大臣はリュックサックを背負ってみずから歩いて、現地の皆さんの苦しみや悩みを一生懸命聞かれようという姿勢であられたことを思い出しております。

地を訪れにされました。そして、その皆さんのお声を生かしながら、どのようにその人々を救済し、さらに復旧するかということについて模索をされた。その姿勢を私は大変高く評価を申し上げます。

そこで、最後の質問になるわけでございますけれども、今の通産省は、この日本国内の企業者の皆さん、そこに働く労働者の皆さんの声を真剣に受けとめようとするならば、まさに大臣が被災地を訪れたそれと同じ姿勢で各地域の企業を歩かねばならないときを迎えているのではないだろうかという気持ちがございます。

先ほど申しました山崎歴史記念館でございますが、その入り口に立つてみますと、こんな言葉が書かれています。「危機は人を作る。そして人は歴史を作る」。この精神で通産省は危機を認識する人々たちになっていただいて、この日本の二十一世紀の歴史を聞く仕事をぜひとも、戦後復興をなし遂げた皆さん方ですから、皆さんの総力を挙げればこの危機を乗り越えることはできると私は確信する次第でございます。この気概で取り組んでいただきたいと思います。

大臣の所信をお願いしたいと思います。

○橋本通産大臣 今委員からお話をいただきました。たような認識、私は、通産省の職員は今微動だにせず持ち続けておると信じております。

そして、三月八日に急激に変動を始めた為替の状況に對しまして、各通産局から輸出型の産地すべてについて調査をさせていただきます。

そして、その状況は非常に深刻なものでありますけれども、それを受けまして六項目から成る中小企業の緊急円高対策を取りまとめ、けさの閣議に報告をしたところであります。

大変恐縮ですが、多少の時間をいただいてそのポイントだけ申し上げたいと思いますけれども、各通産局を通じて中小企業に対する円高の影響の実情把握は今後も続けてまいりたいと思っております。

そして、それを前提にしながら各通産局、中小企業関係団体などにより円高に関する中小企業向けの緊急相談を実施したいと思っております。そして、中小企業に対する資金供給の円滑化の措置として、本年三月末に期限切れとなることになったおりました中小企業に対するつなぎ資金などの低利融資の措置を適用期間を延長することと同時に、円高等に係る貸し付け要件の緩和等に踏み切りたいと考えております。

また、下請取引あっせん強化などを関係団体に要請することによって、下請企業対策を積極的に進めたいと考えております。

そして、本院においても御審議をいただいております中小企業創造活動促進法、これを創造的事業の活動のいわば足場といたしまして、早期の実施に踏み切りたい、今、四月中旬を目標に作業を急いでおるところであります。

さらに、共同輸入事業あるいは輸入品フェアの活用を通じて中小企業者による円高メリットの活用を促進、この六本の柱を閣議に報告し、了承をいただきました。

これらの決定いたしました措置をフルに活用しながら全力を挙げて努力してまいりたいと存じます。

ただ、それではこれだけで足りるかといえますならば、この為替の状況を何としてもこれは変えてもらわなければなりません。この異常な状況に對しては通貨当局の努力を最大限期待をいたしますが、昨日大蔵大臣から、円高の影響も考慮した平成七年度補正予算を今国会に提出するという発表がございました。円高が中小企業に与える影響の実情把握に今後ともに努めながら全力を挙げて対応してまいりたい、そのように考えております。

○小野委員 以上で質問を終えます。

○甘利委員長代理 続いて、大島章宏君。

○大島委員 私は、電気事業法改正法案に絞って質問をさせていただきたいと思っております。石油製品の供給確保に関する法律案については、後ほど同僚議員である佐藤委員の方から質問をさせていただきます。

現在いろいろとエネルギー問題について論議がされておりますが、これからの地球規模での危機の因子というものの主なものを挙げますと、人口問題、環境問題、エネルギー問題、食糧問題だと思っております。特に地球人口を八十五億人に抑えることができるかどうかというのがこれからの地球規模での大きなかぎと言われているので、この問題は世界各国が協力をしながら一生懸命努力をしなければならぬ重要なポイントだと考えております。

しかし、現在の見通しとしては、二〇二五年には約八十五億人というのを突破するのじゃないか。これはこれから三十年後の予測であります。が大変な大きな課題でございます。人口が八十五億人程度になってしましますと、環境問題とあわせてエネルギー問題と食糧危機が全世界でも大きな課題になるわけであります。特にこの日本は食糧というものを海外に強く依存する傾向が強まっている、あるいはエネルギーについてもほとんどを海外に依存しているわけであります。そのような国日本にとって大変大きな、重大な問題に近々直面することが予測されるわけであります。

そういう観点に立ってこの電気事業法改正に關して五、六点質問をさせていただきたいと思っております。

第一点は、現在の電力需給の状況と今後の見通しについてまずお伺いしたいと思います。
○川田政府委員 電力需給について御説明いたします。

まず、平成六年度、足元の状況でございますが、総需要電力量は、緩やかながら景気の回復がございまして、それと夏の記録的猛暑を背景といたしまして急増いたしております。一部推定を含みますが、年度の見通しでは八千五百五十四億キロワットアワー、対前年度比六・三％増と、近年にない高い伸びとなる見通しでございます。火力発電所の運転計画の調整などによりまして厳しい需給状況となったものの安定供給は確保し得た、こういう状況にございます。

一方、中長期的な見通しでございますが、昨年六月に取りまとめられました電気事業審議会需給部会の長期電力需給見通しによりまして、新たな需要対策を追加した場合の新規施設追加ケースにおきまして、総需要電力量が一九九二年から二〇〇〇年度までの間は年平均二・一％、二〇〇〇年度から二〇一〇年度までの間は一・六％と、着実に増加するものと見込まれております。これに對するものの電源といたしまして、一九九二年から二〇一〇年度まで五百六十億キロワット年々発電設備を増加していくことが必要である、こういう見通しに相なっておりますのでございませう。

○大島委員 現状については何とか需要に見合う供給をすることができるといってお話がございますが、今後についてもそういう需要増加というものをにらみながら供給体制を整えていきたいという趣旨のお話、御報告がございました。

二〇〇〇年の電源施設の構成等々の見通しは何か達成できるということをお伺いしたいのは、二〇一〇年、今から十五年後になります。十五年後の原子力、石炭、LNG、水力、石油等々の目標値が示されているわけであります。しかし、二〇〇〇年の全体の目標値というものを昨年一部下方修正されたことがありますが、二〇一〇年については全くいじってないわけですね。したがって、本当に二〇〇〇年から二〇一〇年の間にこの当初の目標値というものが、需要に見合うだけの供給体制というのが確保できるんだろうかという不安を私は持っているわけであります。

特に、電力需要の最近の傾向を見ますと、夏場のピーク時の電力需要というものが大変大きくなりまして、冬場と夏場との間が大変格差がある、さらには昼間と夜の格差、このピーク時の電力需要というものを考えて供給体制をつくらなければならぬというのでこれが一番大変なわけであります。なるべく平準化、一年を通じてといいますが、昼夜を通じて平準化するようこれから最大限努力していかないと日本国民が求める電力需要に應じた供給体制というものを整備することは大変難しいんじゃないかと私は思うのです。そこで、現状の二〇一〇年を目指した電力供給体制の整備というものを、本当に現実味を持ってこういう形の目標値をクリアできるとい確認をしながら今進めようとしているのかということが一つ。それからもう一つは、電気というエネルギーを使わなくても済むものはなるべく分散する。いわゆるエネルギー供給体制の分散化ということを実際に考えていかなければならないと私は思います。今言いましたガスエネルギー、太陽光発電、先ほど山田委員からもお話がありましたけれどもごみ発電の問題。あるいはピーク時の需要というものを緩和するという意味では、夜間の電力を使って夜中に氷をつくっておいて、冷たい空気を昼間利用して冷房にする。そういうことを真剣に、これは政府当局だけじゃなくて、ユーザーの方でもそういう考えを持ってやらなければいかぬという感じはします。

したがって、私は、できるだけピークを緩和するといったための施策をやってもらったビルとかそういうのには税制上の優遇措置とかなんかを加えて、一生懸命ピークを抑えるという努力をこれから本当に真剣にやっていかないと二〇一〇年の供給体制というものが不安ではないかな、こう思うのですが、そこら辺あわせて現在の状況についてお伺いしたいと思います。

○川田政府委員 まず、委員御指摘のとおりであるという問題意識を我々も持っております。従来のように需要を所与のものとして、それに供給

を合わせていくという考え方はこれからなかなか困難になるのではないかと考えております。

需要についてできるだけ働きかけをして、電力でないエネルギーで使えるものはできるだけ電力でないエネルギーを使っていたら、転換をするエネルギーでございますが、とりわけ負荷平準化、電力は必要でございますが、とりわけ負荷平準化、電氣は生産と消費が瞬時に行われるという商品特性を持っておりまして、どうしてもピークのときに合わせた設備を用意しなければならぬというところがございまして、したがって、それをできるだけ山を低くならしていくことになりまして設備をつくらなくて済むあるいは設備の効率がよくなる、こういう道理でございますので、御指摘のように負荷平準化というのはこれから大変大切な方向であろうというように思っております。

御指摘をいただきました数点につきまして私も全く同様の方向で考えております。太陽光発電あるいは廃棄物発電につきましては午前中お答え申し上げたとおりでございます。政府全体として取り組んでまいりたいと思っておりますし、ただいまお触れになりましたガス冷房、これは、冷暖房需要を電力以外のエネルギーと電力とで分担し合うというような関係をつくっていくということは大変大切だと思いますので、ガス冷房について技術開発、普及促進策を強めてまいりたいというように思います。

また、お触れになりました水蓄熱槽につきましては、負荷平準化効果が大変高いものでございまして、中小ビル向けへの導入が期待をされておりますので、この普及促進に向けまして平成七年度から新たに国において利子補給制度を創設するとともに、電力会社でも奨励金の導入とか料金制度の充実などでこれを推進していくという予定にしているところでございます。

電力の長期需給見通しは我が国の電力政策の指針となるものでございますけれども、事業者に対する指導を行い、産業界そして広範な国民の方々の理解を得ながら政府としてもそういう方向での

努力を強めてまいりたいと思っております。

○大皇委員 次に、本法案が施行された場合の新しい体制の課題について何点か御質問させていただきますが、いずれにしても、日本にとっても初めての試みのものが随分あるように見受けられます。したがってこの制度は、中長期的な視点から、実施して問題点があればまた是正していく、そういう柔軟な姿勢で対応することが重要だと思っております。

最初に、これは一般市民への影響というものを含めて御答弁いただきたいと思いますが、橋本大臣にお願いしたいと思っております。発電市場の自由化に伴う一般市民への影響、特に電力料金というものは一体どういう影響が及ぶのかということについて御質問申し上げます。

○橋本国務大臣 確かに今委員から御指摘いただきましたようにこの効果というものは中長期的に考えなければならぬものである、私もそう思います。

今回の電気事業法の改正というものによりまして、卸電気事業に係る事業許可というものが原則として撤廃されます。これに伴いまして多様な事業者が自由に卸電気事業に参入することが可能になります。同時に一般事業者の電源調達に關しまして入札制度が導入される。これによりまして新規参入事業者の行う電源開発プロジェクトにつきまして効率性を中心として選択される、そのような仕組みが導入されることになりまして、こうした見直しの効果というものは、具体的な事業者の参入による競争の現実化、同時にこれに対応した既存の電気事業者の経営効率化へ向けた努力によって決まるものであります。また、発電事業というものが長期にわたるプロジェクトでありますことを考え合わせると、一朝一夕に効果があらわれるものではありません。しかしこれは、実効のある競争が適切に行われるということになりますれば、中長期的にはコスト低減につながるということは十分期待ができると思っております。

ます。そして、そのコスト低減効果というものは、電気料金制度の適切な運用によりまして電気事業者の経営の効率化の促進と相まって、私は、最終的に需要家がお支払いになる、これは一般市民を含めてでありますけれども、料金の低廉化につながるということが十分に期待される、そのように位置づけております。

○大皇委員 ありがとうございます。

二点目の課題について御質問させていただきます。今回の大きな法改正のポイントとして、特定電気事業者が今度発電業務に参入するわけであります。コジェネ発電あるいは卸発電等々を実施する場合に、いわゆる一般電気事業者との関係、特に自己責任問題、いわゆる電力供給義務の問題について私は明確にしておかなければいけません。コジェネ発電に的を絞って申し上げますと、コジェネ発電をした電力供給地域に対する一般電気事業者の電力供給義務との関係、いわゆるコジェネ発電をして供給をしているところについてはコジェネ発電をして供給しているところが電力供給義務を負った形で責任を持って供給をしなければならぬと思っております。そこが電気事業者との電力供給義務の関係はどういう関係と考えるか、ちよつと整理をして答弁をいただきたいと思っております。

○村田(感)政府委員 お答え申し上げます。まず、基本的な考え方として、御案内のように現在の日本の電力の安定供給というのは膨大な一般電気事業者のネットワークによって達成されているわけでございます。もちろんこれから将来に向けてもそこを基本としていくのでございますが、ただ、そういった一般電気事業者の膨大なネットワークによらずして、独立して効率的な供給を行える事業者というものが技術的にも社会的にも出現しつつあるわけでございます。そういった事業者につきましては、これは効率的な供給ということで特定電気事業者としての特別の地位を設けようというのが基本的な考え方でございます。

います。

したがって、特定電気事業の事業許可を要するに当たりましては、みずからの能力でその特定地点の需要に対応できるということを許可要件といたしたいと思っております。したがってまた、先生御指摘のように特定電気事業者としてはその対象区域について供給義務を持つ、こういうことになるわけでございます。したがってこれは別のシステム、サブシステムとしてワークするということを念頭に置いておりますから、基本的に一般電気事業者の供給責任、供給義務はこの特定電気事業者の地点にはかからない、こういうことになるかと思っております。

ただ、事故時あるいは定期点検時という不測の事態等々におきましては、やはり電氣の使用者の利益ということも一番に考えなければいかぬという点もございまして、それから電力供給システム全体の効率的な運用ということも考えますと、やはりそういった場合には一般電気事業者が適正な対価を徴収して補充供給を行うということも必要かと思つて、これを制度化するというふうな考えております。

○大皇委員 基本的に今の御答弁の趣旨に従つていいますか、筋を通した形がいいと思うのですが、万一その特定地域の方で停電をした、非常電話をその電源で供給しているんだけれども、もしも一般電気事業者の方で電力が余ってれば供給してくれというときには、今お話があったように余力があれば一定の電力料金をもらって供給することによってトラブルはなくなると思つたので、そういう点もぜひ押さえた形で施行をお願いしたいと思つた。

二点目は入札制度問題でございます。入札価格などの実施上、これも初めてのことですからいろいろ状況を見ながら検討していかなければならぬと思つたが、回避可能原価とか一定規模以上という項目がございまして、これはどういふふうにかえておられるのか、一体どこがそういうもの

を決めることになるのか、入札価格の実施上の問題についてちょっとお伺いしたいと思います。

○村田(成)政府委員 お答え申し上げます。

まず、入札の規模の考え方でございますが、先生も御案内のように毎年度始まる前に各電気事業者が供給計画、向こう十年間の供給計画というものを私どもに届け出てまいります。その供給計画

上、具体的に電気事業者としてどういう電源を入札で購入するか、どの程度の量を購入するか、それからまたどの程度のこういう電源を自分で開発するかというふり分け、位置づけをした上で出てくるわけでございます。それを私どもとしましては、全体的な広域運営、その他適正な電気事業全体の運営という観点から、やはり入札電源について不当なし寄せが来ないように、不当な扱いにならないようにチェックするつもりでございます。形式的な目安としましては、供給計画の掲

上から運転開始まで大体七年以内の火力電源につきましては自社電源というより入札を優先してま

ずやってもらおうという考え方で仕切っている

い、かように考えております。

それから、回避可能原価でございますが、これは回避可能原価をどう考えるかということになるわけでございますけれども、購入サイドの電気事業者がみずからの開発電源を中長期的に調整いたしまして、その結果、火力電源の一部の開発を中長期的に見取りやめていく、こういうものを回避可能電源として考える、想定するということがまず基本であろうと考えております。したがって

して、回避可能原価の算定に用いるデータとい

ますのは、特定の電源ということではなくて、入

札電源と類似の時期に運転開始いたします予定の

電気事業者の火力電源の平均的なデータ、こうい

うものを使ってはいじっていたら、この算定方式

については極力客観性を持たせたいということを旨

として私どもとして検討を進めているところでご

ざいます。

いずれにしましても、入札制度につきましては先生も御指摘のように我が国として初めて導入する制度でございます。それから、新規に参入する事業者も制度の定着とともにふえてまいりましょ

うし、それからまた市場も成熟していきだろ

うと思います。そういった状況を踏まえて、やはり

制度の運用につきましては適時適切に、彈力的

に、現実に即した運用をしていきたい、かように

考えております。

○大島委員 時間でございますので質疑を終わ

りますが、今のお話のとおり入札価格あるいは一

定規模以上とかいろいろありますが、とにかく小

な電力もできるだけ集めて有効利用するという意

味からも、ぜひ通産省の方としても、今御指摘の

点を十分踏まえて物事が進むように御努力をお願

いしたいと思っております。

省エネルギー問題についても御質問しようと思

いましたけれども、時間ですからまた別な機会に

質問させていただきますが、エネルギーの消費に

ついて少しルーズになってきているところがあり

ます。通産省としても、ぜひ省エネルギーをもっ

と進めるように、またサマタイム制についても

いろいろ関心が高まってきておりますので、いろ

いろと関係の方の御意見を賜りながら、日本とし

て省エネルギーがさらに進むように御努力をお願

いを申し上げます、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○甘利委員長代理 続いて、佐藤泰介君。

○佐藤(泰)委員 社会党の佐藤泰介です。

石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のた

めの関係法律の整備等に関する法律案に絞って質

問をさせていただきますと思います。

既に午前中でも指摘がありましたように、国内

のガソリンの価格が国際価格と余りにもかかれ

ていること、また地域間格差があることに對する

消費者の不満には大きなものがあります。日本の

ガソリンの消費量は年間およそ五千万キロリット

ルほどであると聞いておりますが、リッター当た

り十円下れば五千億円の負担が軽減されること

になります。これは、国民経済に与える影響は大

変大きなものがあるというふうに私は考えま

す。

そこでまず伺いますが、今回の揮発油の改正に

ついて、今回の改正で石油業法一本に吸収できな

かったのか、なぜ揮発油販売のみ登録を残した

のか、規制緩和の流れからすれば他の石油製品と

同様に届け出制でもよいのではないかと考えま

すが、この点についていかがか、まずお伺いをし

たいと思います。

○柳政府委員 お答えいたします。

まず、冒頭の先生の御質問、石油業法に一本化

できなかったのかという御質問でございますが、

今般の特石法の廃止等につきましては、その主た

るねらいが競争原理の導入ということでございま

して、そのことによりまして従来維持されてお

りました石油製品の品質の確保というものが非常

重要な扱いになるわけでございます。これにつ

きましては、石油業法の中で取り入れるというよ

り、法律的にはむしろ揮発油販売業法を改正し

て、品質管理的な側面を加えてやった方がいいと

いうことであると理解しております。

また、登録制を届け出制にすべきではないかと

いう御質問がございました。登録制につきましては

少しお時間をいただいて御説明申し上げたいと思

いますが、先生御指摘のとおり、ガソリンにつ

きましては、非常に高いガソリン税がかかってお

ります。国内の価格体系もガソリンの独歩高とい

うふうな体系でございます。このためにほかの

製品に比較しまして混和のインセンティブ、ある

ものをまけてガソリンにして売っていくという、

そういう脱税目的のいわば粗悪ガソリンというも

のが出てくる傾向が非常にあります。過去にも流

通した事例が繰り返されておるわけでございます。

それからもう一つは、ガソリンは外見ではなか

なかその品質が識別できません。とりわけ流体物

でございますので、一たん粗悪ガソリンが販売さ

れた場合にこのガソリンスタンドかというのを

特定して根本を絶つことが普通の製品と比べまし

て非常に困難であるという特徴もございます。一

たん粗悪ガソリンが出回りますと、その後の対症

療法では十分な消費者保護が期しがたいというふ

うに考えております。そして、このような粗悪ガ

ソリンによって消費者利益が害されることを防ぐ

ためにはガソリンスタンドにおいて粗悪ガソリン

の販売を禁止するだけでは不十分だと思っております。

具体的には次の三つの措置が必要ではなからう

かと思っております。すなわち、一つ目は、適正

な品質のガソリンを販売する、そういう品質管理

能力のない者を予防的に排除すること。二つ目

は、粗悪ガソリン販売の常習者をあらかじめ排除

する必要がある。三つ目は、粗悪ガソリンを販売

した者に対しては営業停止などの強力な手段

によって被害を最小限に食い止めるというよう

な措置でございます。

以上の観点から現在、揮発油販売業法で、ガソ

リン販売を開始する場合及び新しくガソリンスタ

ンドを建設する場合には登録を義務づけていると

ころでございます。特石法を廃止しました後には

国内に流通する石油製品の品質が多様化すること

が予想されております。そして混和による粗悪な

ガソリンの販売のインセンティブや蓋然性も強ま

ることも予想されることから、このような品質管

理の枠組みが必要であると考えておるわけでござ

います。

またこの登録制は、石油製品の販売拠点である

ガソリンスタンドの実態を行政としてよく把握し

て、緊急時にも末端まで石油製品の供給を確保す

るために必要であると考えております。

とりわけ一月十七日に起こりました阪神大震災

の際にも、地震当日からガソリン、灯油、軽油の

供給確保のためにスタンドがどういう状況にある

かというのがすぐわかりまして、被災者あるいは

緊急車両に対してどのスタンドがあいておるとい

うふうなことを新聞等で公表したわけでございま

すが、こういうふうなところでも非常に活用され

たわけでございます。

特石法の廃止によりまして石油製品の輸入主体

が

が

が

が拡大しますと流通がさらに複雑になると思いますが、その中でやはり安定供給確保の面からも登録の重要性も増大しているのではないかと考えております。また品質確保法案におきましても、品質の確保及び安定供給の観点からこの登録制を維持していく必要があるというふうに考えている次第でございます。

○佐藤(泰)委員 今粗悪ガソリンの防止と安定供給という観点から登録制を残したという説明がございました。今回の改正案では、一方では無登録営業の重罰化が図られていると思いますが、その重罰化も今答弁されたようなことが根拠づけになっているのか、あるいはまた、過去、無登録営業の事例がこれまでにどの程度あったのか、そうした粗悪ガソリンなり安定供給を阻害するような無登録営業の実態があったのかどうか、どの程度あったのかということについて伺いたいと思います。

○一柳政府委員 お答えいたします。先生の方から二問質問があったと理解しております。まず無登録営業の罰則が強化された、これは一体どういう考えでそうされたのか。それからもう一つは、無登録営業をやった例はどういう例があるのかということでございます。

まず最初の点についてお答えしたいと思います。今御提案しております品質確保法案におきましては、従来の揮発油販売法で規定されておりました揮発油の販売段階における品質管理、これに加えて、一つは、軽油、灯油の販売段階における品質管理、二つ目は、生産業者、輸入業者など第一次供給段階における品質管理に関する規定が追加された、三つ目は、品質の項目につきましても環境、安全、健康など幅広い観点から定められるようになったという三つの点に加わっております。

無登録営業に係る罰則を含めまして本法における罰則は、このような石油製品の品質確保の枠組みを通じて守ろうとする国民の環境、安全、健康などのいわば社会的法益の重要性、また、いわゆる

る粗悪ガソリンあるいは粗悪品を販売することによって業者が得るであろうその経済的な利益の大ききなどを勘案いたしまして、罰則を必要かつ適切な水準に定めたというふうなものでございます。

もちろん、この罰則を定めるに当たりましては、いろいろな他の類似法令、例えばばい煙の排出規制あるいは自動車の運行の安全確保あるいは生活環境保全のための浄化槽法というふうなものがございまして、これも登録制でございます。こういうようないろいろな他の社会的法益を守るための法案等々のバランスを十分とるような観点で決められたものでございます。

さて、無登録営業をやった例はあるか、これは昨年の五月に愛知県の小牧市のガソリンスタンドで無登録営業をやられた例がございます。本件につきましましては、去年の五月にこの申請者が揮発油販売法に基づき登録要件に合致しないまま営業を強行されたものでございます。しかしながらその後、申請者は自発的に営業を停止され、登録要件に合致した申請に及ばれたために、昨年七月、中部通商産業局で登録を行ったところでございます。つまり、私どもとしましては、業者の方に罰則を与えるのが目的ではございませんで、むしろ揮発油販売法をきちっと遵守してもらうということが大事なことでありまして、業者の自主的な努力で登録要件を備えることになったので登録を行うことになったということでございます。

○佐藤(泰)委員 この点については法務省にもちょっとお伺いしたいと思っておりますけれども、時間がかなりなくなってきましたので省略させていただきます。お許しをいただきたいと思います。

小牧市で無登録営業があった、しかしその法務省の処分が出る前に、今中部通産局としては業者の登録申請を受け付けたというふうに聞いております。当初は登録を受け付けず、一定期間後に登録を受け付けたというのが事実だろうというふうな思いですが、その時点では安定供給が明らかになくなったことだろうというふうに思うわけですね。安定供給に当たって、現在給油所の新規登録に当たって提出を求めている揮発油購入可能証明書によって判断されるんだろうというふうに思いますが、今回の法改正後もこの揮発油購入可能証明書の提出というものは継続されるのかどうか、この点について伺いたいと思います。

登録申請に際しましてガソリンを継続的に購入をする能力の証明を求めているわけの供給証明制度、これはガソリンの安定供給の確保と品質の確保の二つの面から実施しているものでございまして、この供給証明制度は、それぞれのガソリンスタンドにおけるガソリンの供給の安定化の機能を有しておりまして、従来よりとりわけ緊急時にいてその効力が発揮されたところでもございまして、先ほど御説明しましたように、阪神大震災の際にも、ガソリンスタンド及びそのガソリンの供給経路が非常に迅速に把握できた、個々のガソリンスタンドに対して石油供給がきちっとなされたというふうなことでございまして、震災直後から緊急車両への燃料供給あるいは夜の暖をとるため自動車や寝られるというふうな避難民の方の自動車への燃料供給というものがちゃんと図られたところでございます。

また、先ほども触れましたが、従来より粗悪なガソリン流通の事例が見られておりまして、この供給証明制度は、揮発油販売業者が揮発油の手当てができないために粗悪品を購入するようなことを防止する機能を有しておると考えております。これらの機能は特石法を廃止した後も石油製品流通におきまして重要であると認識しておりまして、私どもとしてはこの供給証明制度は引き続き維持していきたいというふうに考えております。

ただし、特石法廃止後におきましては揮発油の輸入業者についても安定的な供給源として運用することによって、特石法廃止による流通効率化の効果が幅広く浸透するよう努力していくと考えてございます。

○佐藤(泰)委員 じゃ、この証明書にかかわって公取委にちょっとお伺いしますが、この証明書は、過去の個々の販売店から元売会社までさかのぼって流通が判明するよう押印を求めるものとなっております。実質として供給ルートの特定を求め、結果として私は販売店の系列化を促進するものだと思えます。揮発油販売に登録を残し、販売店に供給ルートの特定を求めることに對して、独禁法との関係で公取委としてはどのような見解を持ってみえるのか。また、供給ルートの特定に問題があるとすれば今後どのような問題があるというふうに考えられるのか、お伺いしたいと思います。

時間がありませんので、続いて公取委にもう一点お伺いいたします。公取委に系列外販売についてお伺いしますが、平成五年七月八日の資源エネルギー庁の石油流通課長名の「公正な自由競争の推進について」という文章の最後に、「系列外廉価販売を自粛するように社内において周知徹底すること。」という項目があります。私はたとえ系列外に販売しても問題はないと考えますが、公取委としては、系列外への廉価販売に対する見解と、問題があるとするならばどのような場合に問題が生ずるのか、独禁法との関係で御説明をお願いしたいと思います。

○塩田政府委員 二点御質問をいただきました。最初の御質問でございますが、今回の改正におきまして給油所の登録制度自体は維持されまして、特に登録要件の一つとして継続的な供給ルートの特定を求めていることとありますが、給油所の新規参入を困難にするおそれがあり、また特石法廃止に伴う石油製品の輸入主体の拡大によりまして今後あらわれてくるであろう輸入製品を含む幅広い取引先選択の自由を制限するおそれがあるというふうに考えられます。また、現在政府の

基本方針として位置づけられております規制緩和の推進の観点からも、この点につき今後さらに一層の緩和が図れることが望ましいというふうに考えております。

第二点の御質問でございますが、系列外の取引先に対しては廉価販売といいますが、安値販売を行うことについてのお尋ねでございますが、元売企業が自己の系列外の給油所に対しては系列の給油所向けの価格よりも安い価格で販売したとしても、それ自体は直ちに独占禁止法上問題となるものではないというふうに考えます。ただし、例えば有力な元売事業者が競争者を市場から排除するために当該競争者と競合する販売地域に限りて販売を行うような場合には不正な取引方法に該当するおそれがあるというふうに考えております。

○佐藤(泰)委員 今回の揮発法の改正で一定の規制緩和が実施されたことについては私も高く評価をしますが、今公取委からも話がありましたように、購入証明書によって新規参入が阻害されるのではないかとというような公取委の見解があったと思うのですが、したがって、これから揮発油販売の登録制についてはさらなる検討をお願いしたいというふうに思います。

もう時間が来てしまいました。今ガソリンの地域間格差が大変問題になっているというふうに私は思います。最高では百二十八円ぐらいのところもあれば、安いところでは百一円、私の名古屋でいいますとほとんど百円以下というところで、ガソリンの地域間格差が大変拡大をしているという問題についてどのように考えてみるのかということ、それから、最後になりますけれども、安定供給と効率的な供給というのは、両立すれば大変いいのですが、ある部分両立しがたい部分があるのではないかとこのように私は思っております。今後、両者のバランスのとれた供給体制で内外価格差の是正が図られること、また余りにもアンバランスな地域間格差が縮小されることを私は大変望みたいというふうに思うわけです。

そのためには、今回の輸入自由化に伴う新規参

入の促進とか、あるいはたまたま公取委からの見解もありましたが、給油所の新規参入に当たっての過度の行政指導による新規参入の阻害といったもの、あるいは石油価格の透明性がなかなか確保されていないという消費者の不満もあるわけですから、さらには仕切り価格の事後調整の廃止といった点についても消費者からの不満はあろうというふうに私は思っております。

したがって、今申し上げましたこうした新規参入の促進なりあるいは給油所の新規参入の阻害にかかわる部分、さらには石油価格の透明性の確保、仕切り価格の事後調整の廃止等々について、政令なり運用面での配慮を私はお願いをしておきたいというふうに思うと同時に、これらの点についての見解を求めながら、大臣に対して今後どういった規制緩和に対する一層の取り組みについてどのように考えてみるか、こんな点をお伺いして私の質問とさせていただきますと思います。

○川田政府委員 まず私からお答えをさせていただきます。一般的に価格の決定というのは、市場におきまして需給によって決定されるべきものでござ

いますので、我々が不当な介入をするというようになことなく、公正な競争によってそれが実現されていくということが必要であらうと思っております。それで、それをゆがめる措置については公正取引委員会などから十分な御指導をいただくということも必要かと思っております。

それで、私どもとしては、今回の法改正が流通段階まで含めまして十分浸透していくように、特石法廃止の趣旨あるいはそれに関連する指定地区制度の廃止、登録制の簡素化、そういった一連の制度改革が十分所期の目的を達成するようにその運用に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、御指摘がございました石油流通における透明化ということは、消費者利便の増進、公正な取引の実現という点から極めて重要なことでござ

います。従来からも事後調整の問題など不透明な取引慣行の是正につきましては種々施策を講じてまいっておりますのでございましてすけれども、今後、さきに申しました特石法の廃止などの規制緩和の推進に当たりますと一層取引透明化の必要性は増大をされると考えておりますので、そういう方向に向かって関係業界に対する注意喚起等に努めてまいりたいと思っております。

○橋本國務大臣 ちょうど先月の半ばぐらいでありましたか、今回、三月三十一日までに取りまとめようとしております規制緩和の基本計画の中の通産省の素案を世間に公表いたしました。そのときどういった反応が返ってくるか多少心配でありました。国内からもそれぞれ御関心の部分について御意見をいただいたわけでありまして、特にアメリカ、ヨーロッパから、内容についてはいろいろな注文がございましたが、フェアであるという評価をいただきました。それは結局、実現困難であると判定した項目についてその理由を明らかにしたことであったか、なおそれについての議論がある場合の窓口を明記して公表したことでありました。

私は、今回政府の一員として五カ年間の計画の取りまとめの最終段階を迎える中で、今後ともに通産省としてはこの規制緩和の問題に正面から取り組みむとともに、それぞれの規制についてたどる意見を異にいたしましたも、フェアであるという評価を受け続けたい、そのように考えております。今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

○佐藤(泰)委員 どうもありがとうございます。

○甘利委員長代理 続いて、吉田治君。

○吉田(治)委員 まず最初は、電気事業法改正に伴う諸課題について御質問したいと思います。

事業法を改正することによりまして、事業規制が見直され、料金制度の改正、保安規制の合理化等によりまして、新制度というものが電気事業の効率化効果というふうなものに非常に影響を及ぼ

すと思うのです。先ほどの委員の方々の質問の中にも、大臣お答えなさったように、中長期的な結果だ、その結論は、実現する時期については中長期的だと言われておりましたけれども、具体的にいつからどれだけ安くなるのか。やはりこういう改正案が出てきて、消費者、一般国民はこれができれば電気料金が内外価格差の問題も含めて安くなるだろう、いつのかなというふうなのを首を長くして待っていると思っておりますので、大臣、最初、その件についてお答えください。

○橋本國務大臣 今電気事業の現状というものを見ましたとき、毎年の需要の増大、また先ほど来も議論になっておりますように夏季のピーク需要の先鋭化によりまして設備投資が非常に大きく伸びております。平成五年度の数字を見ましても設備投資額は約五兆円に達しております。こうした傾向は今後も続くものと予想されます。これはコストの上昇圧力として私どもの懸念の種であります。

今回の電気事業法の改正は、発電部門などへの新規参入を拡大すること、料金規制を改善すること、また保安規制の合理化を通じて電力供給システムの効率化を図るものでありまして、法改正と並んで電気料金制度におきましては、経営効率化を促す仕組みとしてヤードスティック方式による査定を導入することとしておるわけであります。電気料金の低廉化というものは事業者のみならず経営の効率化また負荷の平準化に取り組むことによつて実現されるものでありまして、今回の制度改正はいわばそのための環境を整備するものでございまして、そして、先ほど来申し上げてまいりましたように発電に係る事業というものが長期にわたるものであることをお考えいただきますならば、それが一朝一夕の間に、何月何日を区切って料金が引き下げられるといった形で出るものではないことは委員もよく御理解のとおりであります。

私どもとしては、今回の制度改正が実効あるものになるように最大限努力する考えでありますし、事業者におかれても、経営の効率化、負荷平

準化に向けて積極的に取り組むことを期待いたしておるところであります。

○吉田(治)委員 今大臣の答弁の中でヤードスティック制導入というふうなことを言われましたけれども、議論の過程でたしかプライスキップ制の導入等の議論もあったと思うのです。なぜプライスキップからヤードスティックに変わったのかというのが一点。それから、現在、円高対応としまして九月まで暫定値下げという形になっておりますが、これは九月以降はどうなっていくのか。そして、燃料費調整制度という形で資金を留保されていると聞いておりますが、果たしてこの制度は、そういう経営効率化という中においてこのままにしておくのがいいのかどうか。その辺、三点お聞かせください。

○橋本國務大臣 技術的な問題については専門家の方から御答弁を申し上げますが、現在、委員がおっしゃったとおり電気料金の暫定引き下げを実行中でありまして、それで、この案をまとめました時点と二点変化をいたしました。一点は、為替がより円高に動いているということでありまして、もう一点は、石油が国際商品であり、その価格がじりじりと上がり始めており、これをスタートさせましたときから見ると既に一ドル五十セントぐらい上がってきておると思っています。

今、九月以降云々する状況ではありませんが、その時点における為替の水準、さらに石油の需給状況と同時に価格等を十分チェックをいたしました上で方針は決めたいと考えております。

○村田(成)政府委員 お答え申し上げます。まず第一点のプライスキップとの関係でございますが、私も実は料金制度につきましては、電気事業審議会の料金制度部会におきまして昨年来いろいろな検討をお願いしてきたわけでございます。もちろんその中でプライスキップ制につきましてもその利害得失、御審議願ったわけでございますけれども、簡単に申し上げまして、プライスキップ制自体につきまして、例えば生産性向上率の導

入によりまして経営効率化努力の促進ですとか、あるいは料金設定に關します自由度の増大ですとか、あるいはいろいろな規制手続の簡素化といったような点で、電気事業者の自主性を尊重した規制方式という意味では非常に学ぶところが多いのではないかとこの評価を片方であつたきつ、しかし、現実の我が国の電気事業にこの制度を、システムを導入するという点については余りにも問題が多いというのが、消費者、産業界、学識経験者、いずれも共通した御意見であつたわけでございます。

問題点といたしましては、幾つかございまして、例えば第一に、電気というのは御案内のように代替エネルギー、かわるべきエネルギーというのがほとんどないわけでございます。地域独占下の電気事業者が料金に自由度を与えてみても多分直接の価格競争というのは惹起されない、需要家に料金引き下げ競争のメリットが及ばないのではないかとこの点。

それからまた第二に、個々の料金に原価の裏づけを求めないのがプライスキップ制の一つの特色でございますが、これによりまして需要家間の公平、公正が失われるという懸念がやはり非常に強うございまして、特に消費者、中小企業の代表の方々に強うございまして、

それからまた第三点としまして、生産性向上率につきましても、いろいろな諸説ございましてけれども、諸外国の運用例を見ても客観的な根拠が必ずしも明らかではない。だからが決めるとして、その説得性においてやはり非常に問題があるのではないかと。

それから第四点としまして、これから非常に長期的に膨大な設備投資をしていかなければならぬ、設備投資資金を確保していかなければならぬという状況下におきましてその資金を適正に確保できるかどうか、こういう問題があつたわけでございます。

これに對しまして、片や現行の総括原価方式につきましても、やはり電気事業者の自主的な経営

効率化努力を促進するということ意味合いにおいていささか、もう少し努力、改善の余地があるのではないかとこの議論がなされて、結論といたしまして、やはり事業者間の自主的な競争あるいは経営効率化努力を促すという意味合いにおきましてインセンティブ規制、特にヤードスティック方式を中心とする方式を勉強すべきであらうという結論に達したわけでございまして、

それからまた二点目、燃料費調整条項の件でございますけれども、私も、野方図に燃料価格の変動に応じて料金を変動させるということがいいとは思っておりません。委員御指摘のようにやはりそこ何らかの経営努力というものがあつたと思つておりました、ある一定の範囲内においてバンドを設けて運用する等々、いろいろな工夫をそこにはする必要があると考えております。

それから第三点目でございます。御案内のように、現在講じております暫定引き下げ措置、九月末までで一応二回目の暫定引き下げ措置の期限が来るわけでございますが、その後どうするか。この点につきましては今御審議いただいております法律案との関係もこれあり、また料金制度につきましては法律外の事項としてまだまだ詳細設計を、検討を進めなければいかぬ問題もこれあり、それからまた一般的な経済情勢等々もまた踏まえる必要もございまして今の段階では特に明確な方針を持っていない、状況を見ながら結論を出していきたい、決断してまいりたい、こういうふうな考えでございます。

○吉田(治)委員 先ほど大臣に、内外価格差の是正については競争原理導入に期待を申し上げたのですけれども、大臣も答弁で述べられておりましたように、電力というのは非常に長期的視点に立たなければならぬと。

総合エネルギー調の中間報告にもありますように、原子力主体の長期的エネルギーセキュリティの確保という言葉も出てきております。そのセキュリティの中には、いろいろあると思うのですけれども、例えば現状のままではいきまじたら中国はも

う石油輸入国になってきている、じゃそれでセキュリティが保たれるのかどうか。これはセキュリティの話になるかどうかわかりませんが、けれども、外国企業がこの発電市場の自由化に伴って参入をしたい、参入してきた場合に、じゃ果たしてどこまで参入を許すのか、許した場合にどこまでその参入について認めていくのかということがあつたと思つて、石油代替エネルギー、午前の質問にもあつたと思つて、太陽エネルギーですとか風力発電、こみ発電等々の開発、またその影響というふうなものについてどのようにお考えなのかということをお聞かせいただきたいと思つております。

○川田政府委員 先ほど御答弁申し上げましたが、電力の需要というのは今後も着実な増大が見込まれるわけでございます。したがって、需要面への働きかけ、省電力とか、あるいは負荷平準化の努力をいたしましての適切な供給力確保ということが大切なポイントになってまいりました。計画的な電源開発が必要でございます。我が国は国内資源に恵まれておりませんので、環境負荷などに配慮した電源構成のベストミックスを確保していく必要があるものがあるわけでございまして、そういう点から考えますと、今後とも原子力を初め開発期間が長期にわたる大規模電源などを計画的に開発をしていくということは不可欠でございます。

したがって、今回電力供給システムの見直しを行うわけでございましてけれども、潜在的な新規参入者が存在する開発期間が短い中小規模の電源について競争原理を導入してまいらるわけでございまして、開発期間の長い大規模電源開発につきましてもは引き続き一般電気事業者及び卸電気事業者による計画的かつ着実な開発を進めるといふことには何ら変わりがないわけでございまして、その上で、先ほど来御説明申し上げております太陽光発電その他の将来に向けての、規模は小さいけれども、環境問題その他を考えるとどうして我が国として必要な新エネルギー開発など

には一生懸命取り組んでいく、こういうことが総合的に考えていくべき課題であろうというふうに考えております。

○吉田(治)委員 外国企業の参入についての答えは。

○村田(成)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま長官も御説明申し上げましたように、入札制度の導入自体、卸発電部門への競争原理の導入を通じてより効率的な電力の供給システムを実現する、こういうのが本旨でございます。実効のある競争が行われますためにはできる限り広い範囲の新規事業者が公平かつ透明性のある形で参入機会を与える必要があるというのが基本的な判断でございます。したがって、今回の制度改正に当たりましては参入業者についての制限を設けておりません。具体的には外資系企業でも入札参加が可能です。

○吉田(治)委員 外国企業の参入については、やはりエネルギーという面でも、日本は何でも輸入している国でして、石油業法の方も申し上げたいと思いますけれども、やはり外資系が多いという中で、小規模とはいえないがどこまで大きくなるかわからないものを野方図に、無制限的に外国企業の、外資の参入というものを認めるのはいかがかなというふうな気もいたしております。

また、今のお話の中で中小規模の発電市場という形を申されましたけれども、そうなってきたと、たしか環境アセスメントの規模が十五万キロワット以下は要らないというふうに聞いております。そうしますと、足らないからつくれば、つくった場合に十五万キロワット以上は環境アセスメントから十四・五万キロワットのを三つくらい建てて、実質的には四十五万キロに近いのだけども法律上は十五万キロワットにならない、それで環境問題を何とかクリアしていこうというふうな形で環境問題に非常に大きな影響を及ぼす可能性があるのではないかなということが危惧されているのですけれども、その辺についてはどういうふうにお考えになられているのでしょうか。

○川田政府委員 先ほど電源のベストミックスを構成していくことが必要であると申しましたが、その際には、供給安定性、経済性に加えて環境面への配慮ということも重要でございます。

特に今回の改正によりまして発電部門が自由化される中で、入札を通じて電源開発、卸電気事業者による供給など、一般電気事業者がみずから行う電源開発、これを適切に組み合わせるまいりますことにより、全体として最適な電源構成とすることが必要でございます。これにつきましては毎年度通産大臣に届け出られます供給計画の中でチェックをしていくことに相なるわけでございます。

また、電気事業法に基づく電気工作物の工事計画審査におきましては、発電設備の規模に係る大気汚染、振動といったようなものについての審査を行っております。技術基準に示されている審査基準は大気汚染防止法などの環境関連法令との整合性を持っておりまして、一般の設備等に比較して環境規制が緩いということではございません。

これに加えて、ただいまお触れになりました五十二年七月の省議決定に基づいて、一定の規模以上の火力発電所などを対象として環境アセスメントを実施しているところでございますけれども、今回の電気事業法の改正で新たに規定される特定電気事業者及び卸供給事業者に対しましては、一定規模の発電所を立地しようとする際には省議アセスを実施するよう指導することとしたしております。今回の発電部門の原則自由化によっても環境に対する悪影響はないというのが我々の認識でございます。

○吉田(治)委員 発電市場の自由化に伴いまして、環境が非常に重要な問題だと同時に、午前の質問から出ておりますように質の問題、そして量が十分確保できるのか、価格の問題、そして環境の問題、この四つの問題は大きな課題として私、

通産の皆様方に申し上げておきたいと思っております。続きまして、特定電気事業者の参入というのですか、こういうふうな新しいものの創設に伴いまして、電力会社との間で既存の需要家の取り合い競争と言ったなんぞでございましょう、そういうふうなものももたらされる可能性もあるのではないかな。ひょっとしたらこれは無用の混乱になる可能性もあります。

まず最初に申し上げたいのは、電力会社、十電力あっても、それは経営基盤のしっかりしたところもあれば、離島をたくさん含んだところで弱くなっているところなんがあると思うのです。そういうところは人口が固まって、こういう新しい特定電気事業者が参入して、そこだけごとととってしまつて、既存の電力会社は離島部ばかりをやらなければならぬ。それで電力料金はどう違ふのかという、やはり離島部はコストがかかるので高くなつて、人口密集地の新規参入の業者だけは安くできる。この辺についての御認識とお考えをお答えいただきたいと思います。

○村田(成)政府委員 お答え申し上げます。

今御指摘の特定電気事業者でございますが、やはり一番の基本は、一般電気事業者によります膨大な送配電のシステム、これは膨大なネットワークでございますが、そういったネットワークのコストを一般の需要者がそれぞれ適切に負担することによって初めて日本の電気の安定供給というのは成り立っているわけでございます。

今回特定電気事業を認めますゆえんは、そういった本体のしっかりしたシステムのちよと外にあって、自分たちのシステムでより効率の高い特定の需要に対する供給を行ひ得る、そういう事業者についての特別な措置として認めようということでございます。したがって、趣旨としましては、あくまでもこれはサブのシステム、例外的なシステムでございます。このサブのシステムが本体の大多数の電気の消費者の利益を損なうような形で社会的にその存在を大きくしていくとすればそれはやはり問題であるというのが基本的な認識でございます。

具体的には、改正法案におきまして、やはり一般電気事業者の一般の需要家の利益を阻害するようなケース、その場合には特定電気事業者の許可をおろさないという許可基準も設けております。

○吉田(治)委員 その場合に、規制緩和という言葉の裏側に自己責任という言葉がよく使われておりますが、じゃ、そういうところと契約を結んだ需要家の自己責任というのですか、先ほどの質問の中でもバックアップをどうするのか、もしもその会社がうまくいかなくって、もう倒産というか整理をしてやめようといった場合のそういう事態というものをどういうふうにご考えておられるのか、その辺をお答えいただきたいと思います。

○村田(成)政府委員 お答え申し上げます。特定電気事業に關します自己責任のとらえ方というのは二つあるかと思ひます。一つは特定電気事業者自身の事業としての自己責任の問題。それからもう一つは特定電気事業者の需要家の方のその特定電気事業者を選択した責任。この二点に分かれますかと思ひます。

それで、前者の方の事業者の方について申し上げますと、やはりこれは先ほど申し上げたような観点から、基本的に自分の設備を持つてびつと供給能力を持つて需要に対応できるというのが最低限の要件になります。したがって逆に、常時一般電気事業者から電気の供給を部分的にするバックアップを受けるということは認められないということになるかと思ひます。それからまた、特定電気事業者の供給地点につきましては、したがって当然のことながら一般電気事業者の供給責任は免除されるという制度にしておるわけでございます。

それから、二点目の需要者の選択の問題でございますけれども、やはり少なくともある供給地点

に需要者として入り込む場合、これはまずそこで一義的に選択の自由があるわけでごさいます、ある程度選択したという責任がまたあるわけでごさいます。それからまた、仮に一度選択したけれどもやはり嫌になって一般電気事業者の電気の供給を受けたい、こういうような勝手な言い分を許しておきますとその分だけ一般電気事業者の方は供給予備力を持たなければいけません、こういうことになるわけでごさいます。そういった形で一般電気事業者の負担ないしは一般電気事業者の電気の消費者の負担というものを増大させることは決して望ましいことではありません。したがって、私どもとしましては、基本的に特定電気事業者を選出した需要者が勝手に一般電気事業者の方に振りかわるということは許されたい、かように考えております。

○吉田(治)委員 発電市場の自由化にしましても、特定電気事業者の参入にいたしましても、本当に最終的な安定供給ですとか最終責任というものはどが持つのかというふうな議論も出てくるでしょうし、そうなった場合にそこがどういうふうに対応するのかということも非常に重要なことだと思ひます。

あと、この運用面に関してですけれども、入札制度の導入というものは、電力会社への競争原理導入の初めての手段として画期的な試みと評価できるのであります。これはいろいろな資料を読んだとありますが、余りにも方向性だけを述べている法案だ、こういう方向になるんだと。先ほどの質問にもありましたように運用面というのですか、政令、省令、通達、その他指導等具体的な方向づけに対しての施策がなされていくと思うのですけれども、ぜひともこの運用面では、私は、ある意味で試行錯誤というのですか、それは三十二年ぶりに変わる法案として重要ではないかな、そういうふうな思ひがあります。柔軟な試行錯誤というのが可能な仕組みというふうなもの、それをどう考えておられるのかということがまず一点目。

二点目は、これは円滑な制度になるということになるのですけれども、これは法律的には規制緩和だけれども、通達、省令、政令等々で規制緩和の逆行になるようなもの、実態面にいっただけもう手も足も出ませんよというふうなことになるように思ひます。その辺についてどうお考えでしょう。

○村田(成)政府委員 お答え申し上げます。

まず第一点でございますが、先生もまさしく御指摘のとおり入札制度その他我が国としまして初めて導入する制度であるわけでごさいます。したがって、今後この実際の運用に当たりまして、先ほど御質問ございましたが、新規参入者が徐々にふえてまいりましようし、また市場も徐々に整備されてくると思ひますが、そういった状況を十分見きわめつつ柔軟に対応していくことが肝要かと思ひます。

それから二点目でございますが、政省令や運用を私ども御懸念のような方向で厳しくするつもりはございません。そもそもこういった制度改革を発想したゆえんというのは、いかに自己責任のもとで、自由な市場でしか適正な競争、これをどうやって現実化していくかという発想があったわけでごさいます。

ただ、一般電気事業者自身が非常に強大な力を持つておりますし、それから主體的にまず行動するのは一般電気事業者であるということ、ややもすれば力の弱い新規参入者等々とのアンバランスというものはやはり出ようかと思ひます。そういった点につきましては、効率的な、実効的な競争秩序、これをつくっていくという観点から適時適切な国としての関与をしてまいりたい、このように思ひます。

○吉田(治)委員 その場合にちょっと懸念するのは入札という言葉でございまして、よく入札といひますと表裏一体で談合という言葉が思ひ描かれるのですけれども、業者がそんなに雨後のタケノコのようにたくさんできるのかという、余りそ

う何社も何十社も出てくるような、いろいろ業界団体等、いろいろ読んでおりますと、この業界が出したいだとか、先ほども外資のことも申し上げましたが、外資系も出したいであるとか商社系が出したいであるとか製造業のこういうところが出たいであるとかありますけれども、実際にま上がって運営するのは長期的先というふうになりまうと、その中で今度は価格に対して合意形成というふうな形がとられはしないかなという懸念も私は非常に持っております。

一番最初に大臣に質問しましたようにいつからどれだけ安くなるのかという、その安くなる部分が、意外や意外ふたをあけてみましたら上つき価格というのですか、談合という言葉を使っているのかどうかわかりませんが、それに近いものになって、せっかくこういう法案を国会で審議し結論として法案が通った場合に、実際の運用面をやった場合に、五十年たちますと、国会でやったようなそんなのがあったのかなということにもなるでしょう。そうなっている結果として上つき価格で、安くという部分があればというふうなことになるのはないかな。また、もしも万が一談合というふうなことがあった場合にどういうふうに対応されるのか、この二点お願い申し上げます。

○村田(成)政府委員 お答え申し上げます。まず第一点の入札価格に關します御指摘でございますが、まず私どもとしましては、電源を買いだめすると思ひ一般電気事業者が回避可能原価というものを提示していただこうと思ひております。この回避可能原価は、買おうとします電源について類似の期間に一般電気事業者のサイドでいろいろ予定しております電源の平均的なデータを使つてはじめてもらおう、こう思ひておるわけですが、そういった回避可能原価というものを、それが、その価格を上限として入札してもらおう、こういうことになるわけですが、それで、その応札する方の価格につきましても、やはりしかるべくきちっとした要素、諸元につきましてものデータを整

備いたしましてそれで計算してもらおう、こういうことにしたいと思ひております。

その結果、単に一発で幾ら幾らで、こういうふうな値決めのあるいはプロセスの方式ではなくて、個々の具体的なフィージビリティまでありの検討がなされるということになるうかと思ひますので、こういった個々の応札者の間でそういった諸元についてまで談合を行うというのはほとんど不可能であらう、こういうふうな考えをしております。

二点目の点でございますが、私どもは今そういうふうな事態を想定してはおりませんが、今申し上げましたようなプロセスを経て、談合が生じないようには手当てしていくということを一般電気事業者の方も私どもも努力してまいりたい、こういうふうな考えをしております。

○吉田(治)委員 何度も申し上げますように、内外格差等々いろいろ理由は考えられるでしょうけれども、やはりできるだけ安いものをという、しかも品質のいいものをということが念頭にございまして、この辺はひとつよろしくお願いしたいと思ひます。

次に、自主保安責任を原則といたしました今度の保安規制の合理化でありますけれども、一般需要家の設備調査は引き続き電力会社が実施するということになっておりますけれども、この一般需要家の自主保安を今後どのように進めていくのか。先ほど言いましたように自己責任という言葉もよく使われておりますが、その辺をどういうふうにするのかお答えいただきたいと思います。

○並木政府委員 お答え申し上げます。現行の電気事業法におきましては、屋内配線などの一般需要設備の保安責任は設備の設置者である一般需要家自身にあると規定されておるところでございますが、一方、一般需要家は通常電氣的知識が十分でございせんことから、一般需要家設備の保安の確保を図るために、電気を供給する者、具体的には電気事業者あるいはその代行をする者でございまして、これに對しまして

一般需要家の屋内配線などの保安に係る調査の義務づけを行ってあるところがございます。このような調査の結果異常があった場合には、一般需要家に対して通知が行われ、一般需要家の責任においてこの異常が是正されることになっておるわけでございます。

今後、この点に關しましては、学識経験者あるいは消費者あるいは関係業界等の委員から成ります電気事業審議会保安問題小委員会におきましてさまざまな議論が行われたわけでございますけれども、結論といたしまして、一般需要家の保安につきましては、先ほど御説明申し上げましたように従来と同様の制度が適当との結論をいただきまして、これを踏まえまして新法におきましても、調査方法の技術的改善あるいは一般需要家の安全知識の向上など運用の改善を図りながら従来どおりの規制とすることとなっております。

○吉田(治)委員 よくわかりましたけれども、この保安の議論の中で一番最初のところで、エネルギーのセキュリティの中で原子力のお話が出てきたのですけれども、原子力設備に関する保安基準というのは、保安の見直しというふうなものは本法案に出てきていないのです。その辺は何か特に理由があったのかどうか、また、そういう見直しについての議論というのが法案改正に当たってあったのかどうか、その辺をお聞かせください。

○並木政府委員 原子力の推進に当たりましては、何よりも安全の確保がその大前提ということでございます。この点につきましては長い期間をかけまして、原子力委員会の長期計画専門部会、あるいは総合エネルギー調査会の原子力部会におきましても昨年その方向性につきましての答申をいただいたわけでございますけれども、原子力につきましては、やはり地域の住民の方あるいは国民が広く安心に至るまでの安全に対する念入りの担保が重要であろうということでございまして、特に今後、高齢化対策とかいうような方策も重要になる観点からやはり安全についてはなお一層、

いわば国の規制等々については万々を尽くしていく必要があるという結論が出ておるところでございます。

先ほど申し上げました電気事業審議会の保安の小委員会におきましては、このような原子力分野の各般の検討におきます御議論を踏まえまして、今回の電気事業法におきましては、従前どおりということでは原子力については従前どおりということとでございまして、なお一層この安全の確保に万全を尽くしていくということになっておるところでございます。

○吉田(治)委員 原子力の方は非常に微妙な問題を含んでおりますので、あえてこれ以上は議論を差し控えたと思いますけれども、やはりいろいろな状況の中で、コストの問題その他を含めて、安全はお金で買えないというのはよくわかりますが、もう一步の議論というものをぜひともお願い申し上げます。

こういうふうな形で保安が変わっていきまうと、企業側が先ほどからコストダウン、コストダウンという形で経営の効率化ということで言われておるのであります。この保安に關しまして行政側の人員の方も何人削減というか、必要でなくなるのか。阪神大震災の例もありまして、一つのところにある人材がこういう形で規制緩和で要らなくなるのであれば、どんどんそういうほかの方向へかわっていただくとか異動していただくとかいう発想、もしくはもう部署がなくなるのであれば定年を待たれてどんどん人を減らしていくという方向も行政としては必要だと思うのですけれども、その辺の、行政における保安基準の見直しにおける人員の配置についての御意見をお聞かせください。

○並木政府委員 お答えを申し上げます。今回の電気保安規制の合理化におきましては、技術進歩、保安実績の向上などを勘案し、国による事前規制を大規模な発電・送電・変電設備などに重点化する一方、設置者の自主保安が適切に行われることを確認するため立入検査の弾力的かつ

機動的運用を図ることとしております。また、卸供給事業者、特定電気事業者といった新規参入者に対する対応が必要になりますとともに、国際的対応として海外の技術基準との調整を図るなど従来以上に技術基準の適時適切な見直しを行っていくことなどが必要であると考えております。今回の規制合理化によります業務量減少分はこれらの新たな業務需要に充当されることになると考えておるところでございます。

○吉田(治)委員 そういう中におきまして、規制緩和をされていきますと、先ほどの委員の御質問の中にもありましたようにやはり雇用というふうなもの、規制緩和をされるということは経営効率化を図るということ、経営効率化を図るということや人という問題が出てくると思います。先ほどの電気事業連合会の副会長さんのお答えの中には、人員は戦後から余り変わっていないんだというお話があったと思いますが、しかしながら、こういう規制緩和の波が出てくるということからは雇用に大きな影響が出てくると思います。

まず労働省の方に、よく民間団体、民間のシンクタンクですとかいろいろところで、規制緩和で二百五十万人の雇用が失われるが三百五十万人の新規創造できるとか、いやいや、一千二百五十万人で一千三百五十万人の新規創造だとかいうふうな話が出ておりますが、労働省としては、この規制緩和全体において雇用がどういふふうになると見込んでおられるのでしょうか。

○上村説明員 規制緩和と雇用についてでございますけれども、一般的に申し上げまして、規制緩和により新たなビジネスチャンスが拡大する、あるいは物価の低下によります実質所得の増大、そういうことを通じまして事業活動を活性化させ雇用、就業機会の拡大が期待されますけれども、一方におきまして、低生産性部門の生産性の向上や既存分野の効率化などを通じて需要が減少するおそれもございます。雇用面について言えばプラス・マイナス両面の効果があるというふうな考えでおります。

ただ、具体的に規制緩和の雇用に与える影響でございますが、規制緩和の程度あるいは進め方あるいは規制が緩和される業種の事業活動への影響、例えばその事業での新規参入などがどの程度進んでくるのか、そういったことが明らかではございませんので、その影響について定量的に申し上げることは困難ではないかというふうな考えでおります。

○吉田(治)委員 とにかくにも雇用には影響があるよというお答えなんですけれども、実際の電気事業法の改正によって働いてる皆さん方は、やはり雇用に大きな影響が及ぼされるのじゃないかなという非常な心配をされております。また、雇用に影響を及ぼすということは後々の人材育成というのですか、やはり先ほどから大臣以下述べられております長期的に電気の安定供給を図らなければならぬ、そうしますと長期的な人材育成をしていかなければならない、雇用に不安があった人材育成しづらいという部分も確実に出てくるのではないかなと思っております。また規制緩和になっていきまして自由競争になると、やはり働く人たちにしわ寄せというのですか、労働条件というものは非常に厳しく、悪く言えば悪化の方向になりはしないかという非常な心配も出てきておるのです。

この辺の二点について、こういうふうな方向づけをされた通産としてどういふふうにお考えなのでしょうか。

○川田政府委員 まず仕事の量という点に關するものでございますが、我が国の電力需要というのは今後とも着実に増加することが見込まれておりまして、先ほど御説明いたしましたように、これから二〇一〇年まで年平均五百六十万キロワットの電源開発を必要としていくということで、電気事業者及び関連事業者の事業機会というのは基本的に拡大をしていく方向にあるわけでございます。今回の制度改正は、このように電力需要の増加が見込まれる中で、卸発電事業などにおいていわ

ゆる分散型電源による供給を活用することによりまして今後の需要の増大に対応するとともに、電力需要増加により見込まれる資本費の増大などによるコスト上昇圧力に対して料金規制の改善による電気事業者の自主的な経営効率化の促進により対応しよう、こういうものでございます。このように電力需要の堅調な伸びが見込まれる中で制度改正が行われるわけでございまして、先ほど電力業界の代表の方も言われておりましたが、電力会社は雇用面に十分な配慮をしながら経営の一層の効率化に取り組んでいかれるというように私ども承知をいたしておるところでございます。

それから、規制緩和と推進全般に当たりまして雇用に与える影響というのはこれはあるわけでございしますが、一方で、生き生きとした電気事業といふことのために企業に求められている活動領域も拡大をするということも考えられますので、いざいざに雇用面にも与える影響といふものは必要ではないかと思っております。

○吉田(治)委員 もうそろそろこの電気に関して最後の質問にさせていただきますと思うのですが、大臣も答弁の中で、設備投資が五兆円ある、非常にコスト上昇を招いているというお話がございました。しかしながら景気対策になってきますと、電力各社の設備投資の前倒しというのが景気対策で必ず盛り込まれております。一方でコストを安くしろ、海外調達も含めてしろというお話があると思っております。

この法案によりまして、これからの設備投資、小さい部分、小規模分散型電源導入というような形で、大規模なものは控えておこうという形で、できるだけコストダウンということも述べられておるのですけれども、そうしますとやはり関連する企業への影響も大きいと思うのです。電力会社は納入しているのは何も大手ばかりではない、中小企業もたくさんあると思うのですけれども、その中小企業への影響というものが、それに対する対応というものをどうお考えなのか、中小企業庁の方にお答えいただけますか。

方にお答えいただけますか。

それと同時に私は、規制緩和ということではない、コストダウンではもう一步含めていただきたいなと思う点があります。例えば、たしか電力会社は内外価格差三倍の石炭、つまり石炭は国内炭を利用する義務がまだあるかと聞いております。そういうような義務がありまして、一方で安くしろ安くしろと言いつつ別の規制で高いものを買えと言つたのであります。コストダウンというものの対して先ほどの雇用ですとか労働条件、また関連企業というもののやはり大きなね返りが出るのはないかと思っております。他の規制の緩和とまた許認可というものを含めて、より一層この業界における規制緩和とコストダウンを図っていただきたいと思います。この辺についての御意見を賜ればと思っております。

○中田(哲)政府委員 規制緩和と本体につきましては、先ほど来御議論をございまして、各種の制約要因を取り除くことによりまして、新たな事業機会の拡大あるいは事業活動のコストの低下、新規参入の活発化等の効果が期待されるところでございまして、基本的には中小企業を初めとする企業活動の活性化に寄与するものと考えております。

しかしながら、従来安定的に事業活動を行ってまいりました者が規制緩和による競争条件の激変によりまして事業活動を継続できなくなるというたような事態が生じます場合には、中小企業経営を初めとしたしめて地域経済や雇用にも影響を及ぼすおそれなしとしないところでございします。

このため、規制緩和の実施に当たりましては中小企業がこれに適切に対応していくために必要な配慮を加えながら着実に進めていくことが必要である、かように考えている次第でございます。

○川田政府委員 電気事業におきましてコスト削減の努力というのは、これは設備投資面でもあるいはいろいろなものの調達の面でも、お触れになりました燃料調達の面でも、これから電力会社に一生懸命努力をしていただくと、かつ、それを

できるような制度的環境を我々がつくっていくというのが今回の法改正の一つのねらいでもあるわけでございます。

委員が具体的ににお触れになりました国内石炭鉱業との関係についてでございますけれども、国内石炭鉱業につきましては、もう長い間の合理化措置を続けてまいっております、山がだんだん少なくなってきた状況については御承知のとおりでございます。そして、その石炭につきまして内外価格差というのはかなりあるわけでございまして、計画的に電力会社に引き取っていただいている、強制ではございませんけれども引き取っていただいているという形に相なっております。

この十年間を最後の構造調整期間として今進めておりますのでこの量は徐々に減りつつあるというところでございしますが、ここで余り極端な行動に走りまして今度は石炭の側におきましますと、人たの問題、地域社会の問題、いろいろ最近も具体的な事例があったわけでございしますけれども、大変難しい問題があるわけでございします。そのパランスを国民経済的によく考えながら電気事業にできるだけのコスト削減努力を大きな見地では実現していく、こういうことを考えていかなければならぬ。そういう点を残ら残っていることは事実でございますが、全体としてはコストを下げていく努力を懸命になつてやってまいりたいと思っております。

○吉田(治)委員 どうもありがとうございます。

今言われましたように何も国内炭を買うのがよくないとかいうことではなくて、それにそういうふうな規制がさまざまある。ですから、単に新規参入して競争すればいいという問題ではなくて、それ以外のさまざまな規制も許認可も減らすことが究極的にはコストダウン、今中小企業庁長官以下皆さんがお答えになられているように新しい産業の創造にもなるのではないかといいことであります。

次に、石油の方の質問に入らせていただきます。

と思ひます。

まず、大臣、何度もお答えなさっていると思いますが、先ほどの電気の質問と同じでございます。これをすることによって具体的にいつからどれだけガソリン、石油の値段は安くなつていくのかということが一点。

そしてもう一点は、先ほどから数字的には輸入量は数%にしかならないよということがありと思ひますが、私の聞いている範囲では、日本のこういう方向性を目指して韓国の方で大きな製油所がつくられている。どういう製油所か、何に使うのかと言つと、いや、日本の輸入が自由化されるからこれは日本に輸出を図るための製油所なのだよというふうな答えが返ってくる。日本のマーケットでは、反対に言いましたら、これはほかの商品の輸入と一緒に、初めは数%で済んだものがだんだん量がふえてくる、ふえていかざるを得ない。

なぜ日本は石油製品を輸入しないのかというふうなことも起こり得るのではないかと、そういう危惧を私は感じておるのですけれども、その辺、大臣、いかがお考えでしょうか。

○橋本國務大臣 委員が御指摘になりましたように、我が国の石油製品というものを末端価格で欧米と比較いたしました場合、軽油などガソリン以外の製品につきましては確かにさほど価格差というものはございしません。しかし、ガソリンにつきましては、特にアメリカとの比較をいたしますと現在かなりの価格差が存在しております。昨年の調査でありますけれども、日本のガソリン小売価格はリッター当たり百七十四円十銭でありますところを、アメリカでは三十一円四十銭、税抜きで計算いたしました場合には、リッター当たり日本が五十七円五十銭でありますのに対して、アメリカは十八円十銭というところであります、相当な開きがございます。

税を抜いた価格でもこうした内外価格差が生じております原因というものは、軽油、灯油、重油など他の石油製品に比べてガソリンの価格が相対的に高いという我が国の石油製品価格体

系の特徴以外にも、土地代、人件費あるいは配送コスト、保安・環境対策コスト、販売業者の中小零細性といういろいろな要因が考えられるわけであります。こうした状況の中で特許法を廃止いたしました場合、国内市場における国産品と輸入品との競争によりまして基本的方向としてガソリン価格は低下に向かう可能性が高いと我々は予測いたしております。

しかし具体的に、幾ら、どれぐらいの期間で変化するか、これは国内の市況、海外の価格動向あるいは輸出余力、委員が今御指摘になりましたポイントでありますけれども、さらには新規輸入業者の経営戦略がいかなるものになるのか、同時に我が国石油産業の経営合理化努力といったようなものによって左右されるわけであります。とりわけ現状において国内の市況は原油の動向に比べてかなり軟化しておりますので、現状として幾ら下がるかというのを予測することは大変難しい問題点がございます。

いずれにいたしましても、通産省として、この法律案の御審議を終わっていただき、これが成立をいたしました中で規制緩和を積極的に進めていく中で、ガソリンを初めとする石油製品の価格が国際的な水準に近づいていくように努めてまいりたいと思っております。

○吉田(治)委員 値段の部分ではよくわかりましたけれども、今大臣の答弁の中である出てまいりました、中小零細企業が多いということ、また値段的には土地、税金、人件費その他のいろいろな問題が出てくると。一つ一つ細かく質問したいのでございます。大きく数点質問させていただきます。

一点目は、人件費という部分で、ガソリンのセルフ化というのが先ほどからずっと質問されておるのですけれども、これは通産の立場ではなくて防災という立場、先ほど業界団体の方も話されておりましたように、二メートルに及ぶ壁によってガソリンスタンドはどこも被害を受けることがなかった。私どもも神戸の横の町に住んでおりまし

て、ああそういえばガソリンスタンドが爆発するシーンは一つもなかったなということを考えておるのですけれども、その辺と、セルフ化というふうなものが出てくると思うのです。その辺は防災を担当する立場からどうお考えなのかお答えいただければと思います。

○桑原説明員 ガソリンスタンドのセルフ化の問題につきましては一連の規制緩和の議論の中でさまざまな議論をお伺いしております。アメリカではかなり普及している制度であるから我が国でも直ちに実施したかどうかという御意見がございまして、一方、地域の住民は安全性の観点から非常に不安を持っているので慎重に検討してほしいといったような御議論、いろいろな御議論をお伺いしているところでございます。

私どももいたしましては、消防の責務というのは国民の生命、身体、財産を火災から守るということでございますので、そうした観点からこの問題につきまして十分検討をし結論を得ていきたいというふうに考えております。

○吉田(治)委員 なかなか道は長いということですね。では税金、百十七円と三十一円の中のほぼ半分ぐらゐは税金だと思ふのですけれども、この税に關して、石油に關する税、税務当局としては今後何か、内外価格差だとかいろいろな波の中で変更するとか考慮していく予定があるのかどうかお聞かせください。

○渡邊説明員 お答え申し上げます。

今御議論いただいております石油関係諸製品、特にガソリンでございますと、例えば揮発油税、地方道路税というのが課税されておるわけであります。が、このような石油関係諸税の多くはもろに間接税といたしまして転嫁を予定いたしております。したがって、価格の中に織り込まれていくわけでございますから、そういう意味で価格に対する影響というものはあるわけでございます。石油関係諸税を含めまして税制というのは、国などの財政と国民の負担とのあり方、その中でどういふうに位

置づけるか、あるいはそれぞれの各国の税制、所得税あるいは資産課税など組み合わせがいろいろあるわけありますから、そういう中で国情、国民性の違いなども反映しているというのが現状であるわけでございます。

そういう中で日本においてガソリンあるいはその他の石油製品に対する税負担率をどう考えていくかということは、今申し上げましたような全体の中で議論をする必要があろうかというふうに思っておりますので、内外価格差は正のためということだけで議論をするということは今のところ考えていないわけであります。御承知のとおり石油関係諸税の多くは使途、使役道を特定しております。関係から、そちらの方の財政需要がどうなっているかという点にも着目しなければいけませんし、それぞれ個別の単品ごとにどれだけの税負担になっているかということ全体として見る必要があろうかというふうに思っております。

今ガソリンにつきましては、アメリカとの比較ができましたので非常に高いという御印象を与えたかとは思いますが、例えばOPECの二十五カ国の中でどういふ状況にあるかということからいいますと、税負担率、これは一般的な消費税と個別のガソリンなどに対する間接税を足し上げたものでございまして、低い方から二番目、つまりアメリカの上には日本がいる、それ以外のOPECの二十五カ国はすべて税負担率としては高いという状況にあるわけでございまして、そういう状況も踏まえまして、全体として議論をしていくということが必要かというふうに思っております。

○吉田(治)委員 いろいろ教えていただきました。自らがとうございまして。この問題については、自由化といながら備蓄をしろとか品質管理が云々というところでハードルの高さが非常に高く言われているのですけれども、その中で品質管理ということになりましたら、PL法ができておりますのでそれとの兼ね合いで、PL法の対象にもなるでしょうし対応にもなると思いますが、その辺が一点。

それから指定地区解除という形になってきますと、先ほど六万店舗、ひよっとしたら四十万人の雇用というふうなものに影響が及ぼされると言われておりましたけれども、その辺の事業者の継続というのですか、対策というふうなものをどうお考えなのか、二点お願いいたします。

○一柳政府委員 お答えいたします。

まず、PL法でこの規制というのはできるのではないかという御質問でございます。

先生既に御案内のように、PL法は製品の安全上の欠陥によって人間の損害あるいは物的損害、それが生じた場合の賠償責任について定めているものでございます。したがって、損害を生じない単なる品質の欠陥というのはPL法の対象とはならないわけでございます。したがって、石油製品について粗悪品が仮に輸入なり製造された、それによって消費者が被害を受けた場合にのみPL法が適用されることになるわけでございまして、PL法が施行されますと輸入業者などにおきましてはより品質確保をきちんとやっていかねければならぬというインセンティブが強くなると思いますが、市場メカニズムを通じて品質確保にも資する面があると思ひます。

他方、今回御議論いただいております品質確保法は、例えば直接個々の消費者に被害が生じないけれども、環境を害する場合を含めて、市場メカニズムを通じてはなかなか確保することが難しい環境などの社会的な法益を確保するというところで、一定の品質項目について強制規格を定めて、行政措置、刑事罰を通じてその確保を図ろうとするものでございます。

つまり、PL法と品質確保法は目的、対象範囲をそれぞれ異にしております。すなわち、PL法につきましては、その目的は被害者を事後的に救

済するという意味で被害者の保護、品質確保法につきましても環境という社会的法益を守る、これを別の面で見れば、予防的措置による消費者の保護ということになるわけでございます。また、範囲につきましても、PL法の場合には品質項目は問わないで被害が発生することが要件でございます。それに対して品質確保法は、強制規格のある品質項目に限定されておりまして、被害発生は要件ではございません。こういうふうに双方にそれぞれ違いはございますけれども、逆にこの双方の制度が相互に補完し合うことによって、石油製品の品質確保を通じて消費者の保護、社会的法益の保護というものが着実に図られていくというふうになるのではないかと考えております。

さて、次の御質問は、指定地区制度の廃止によって中小の販売業者における影響が出てきて非常に中小企業が大変になるのではないかと、それに対して通産省はどういう対応を考えておられるのかという御質問だと思います。

そもそもこの指定地区制度は、揮発油販売業の健全な発展による石油製品の安定的な確保を目的として、特に過当競争がひどい地域におきまして揮発油販売業の競争の激化を一時的に抑制し、その間に構造改善を進め、販売数量の増大、経営の合理化を図るものということで設けられたものでございます。

他方、揮発油販売業の発展は本来健全な競争を通じて達成されるべきだと我々も考えておりまして、そのために通産省といたしまして、この指定地区の数については、昭和六十二年のときに四百二十九の地区を指定して、これがピークでございました。そしてそれを徐々に減少させておるところでございます。そういうことで、この指定地区制度の廃止に我々は準備を進めてきたわけ、今回いわば総仕上げというふうなことで、激変緩和には配慮してきたところでございます。しかしながら、この特売法の廃止、指定地区の廃止等で中小企業の多い販売業界におきましても競争の激化が予想されます。ただ、この環境変化

は販売業者にとっては、やはり供給ソースが輸入にもあるということで供給ソースが多様化する、そういう経営努力の幅を拡大するものでもございませう。したがって、各販売業者がこの環境変化を前向きにとらえて、消費者ニーズを的確に把握して、いろいろ工夫と創意を凝らして経営努力を続けていただくことが重要かと思っております。

通産省といたしまして、従来より販売業者の近代化促進ということで設備近代化、事業多角化、共同事業の助成等々いろいろやってきておりますが、この七年度からは特にSS経営者の研修事業ということで、将来の経営のあり方というふうな研修事業も考えております。

さらに、同時に、この環境変化の中でこれからの販売業者がさらなる発展をどうやっていくか、どういふふうな効率化を図るかというふうなことののために、現在いろいろ有識者、中立委員、関係者から成ります石油流通効率化ビジョン研究会というものを開催しておりますが、その中で、スタンドが立地条件あるいは顧客の特性などを生かしてこの環境変化に柔軟に対応していくための方策、またそれを支援するための行政としての対応策を検討しているところでございます。この結果も踏まえまして、私どもも一生懸命、SSの事業多角化の努力、経営合理化の努力、これを今後とも強力に支援していきたいと思っております。

○吉田(治)委員 もう時間ですので終わらせていただきます。長い懇切丁寧な御説明、ありがとうございます。規制緩和、さまざまな施策、コストと値段とサービスと雇用というもののベストミックスを今後はお願い申し上げたいと思っております。

以上で終了します。

○白川委員長 次に、上田勇君。

○上田(勇)委員 本日議題となっております関係二法案につきまして御質問させていただきます。

この二法案、ともにこれまでいろいろなところで議論されてきました石油業また電力業に関する

規制の緩和ということでございますし、今回の法案改正によりまして、かなりの規制が緩和され市場原理が導入されることによって、産業の効率化が進んで、一方で産業の競争力が強化され、またもう一方で石油製品あるいは電気料金の値下がりも期待できる、消費者への利益も期待できるというところで、基本的にこの二法案についてはその内容を評価しているものであります。その上でこの二法案並びに関連で何点かにわたり質問をさせていただきます。

まず最初に、石油関係法律の整備等に関する法律案の方について何点か御質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中でも、我が国ではガソリンの価格が他の石油製品の価格に比べてかなり割高であるということがございました。資源エネルギー庁の資料によれば、国内のガソリンの価格と軽油の価格とを比べると、税抜き価格でも二倍近い差がある。欧米諸国について同じような比較を行うと、アメリカでは一・二倍程度、ヨーロッパ諸国ではむしろ軽油よりもガソリンの方が安いという構造になっているようにございます。原油価格、精製方法等それによって差がないとは思いますが、そうするといわゆる揮発油とそれ以外の石油製品との価格構造というのはいささかと理解しにくい面があります。これについてはオイルショック以来のいろいろな経緯等にその原因を指摘することがあるのですけれども、我が国におきましてガソリンが他の石油製品、軽油や重油に比べて割高になっている、そういう価格構造になっている理由について通産省ではどういう原因と認識されているのか、まずお伺いしたいと思います。

○一柳政府委員 お答えいたします。先生御指摘のように第一次石油ショックのときに原油価格が非常に上がり、そのコストをどうするかということで、閣議了解のもとで、ほとんどのコストをガソリンに転嫁して、生活必需品等である灯油等についてはほとんど上げなかったとい

うふうなことでございます。そういうふうなことがガソリンだけが非常に高くなったということがございます。しかし、こういう個別油種の価格指導も昭和五十四年をもって政府はもう介入はしておりません。また他方、石油企業の販売戦略というものもございまして、そういう中でいろいろ、やはりガソリンがある程度もうかるということ、第一に販売をしようとしたのではないかとというのが一点。

さらに今度は、価格交渉をする際に相手のユーザーの交渉力というものもあるかと思っております。軽油であればバス、トラック、灯油であれば生協とかそういうふうなところがある。ガソリンは一般のドライバーの方たちというふうなことで、その辺のいろいろな要因が絡み合ってまだそういうふうな状況になっておるのではないかと推察をしております。

○上田(勇)委員 今、政府としては価格の介入を取りやめたということでありませうけれども、この価格構造というのはやはり欧米諸国、先進諸国に比べて若干いびつな感じというのはいささか否めないことではないかというふうに思います。私は、この価格構造というのは、これまでの個別の政策は別にしましても、全体的な国内の産業政策というの、しょうか経済政策がやはり消費者よりも生産者や産業を優先させてきた、そういうところにも一因があるのではないかとこのところにも感じるところであります。

政策の優先度がこれまでの生産者あるいは業界といったところから消費者、生活者へとシフトが求められているのが今日のことであると思っておりますけれども、今回のこの法案の改正というものは、ある意味でその線に沿って大多數の、非常に多くのドライバーが負担しているガソリンの価格についてより市場メカニズムに沿って値下げが期待できる方向を提起しているものだと思います。今後はやはりこうした視点において、もちろん個別具体的ないろいろな法律によって定められているものではないと思っておりますが、全体的にこれまでの生産

者、産業優先に当てた政策から消費者に視点を移したような政策にシフトをさらに進めていく必要があるのではないかと考える次第です。

それで、今お話の中にもガソリンが他の製品に比べて割高。これを見ても、やはりガソリンが石油製品の中で最も収益率が高いというのでしようか、聞くところによれば唯一採算がとれる石油製品であるというふうにも聞いております。

このガソリンが競争の強化によって価格が下がるということはもちろんドライバー、消費者にとつては大変歓迎すべき点ではありますが、先ほども今回の改正によって石油製品全体の価格体系が変化するということも予想されるという御答弁もあつたわけですから、これによって、ガソリンの競争の強化によって失われた収益を他の製品で確保、転嫁しようというようなことは起こらないのか、今回の改正がガソリン以外の石油製品の価格上昇を招くおそれはないのか、その辺についての考えをお伺いしたいと思います。

○川田政府委員 先ほど来お述べになっております我が国の石油製品の価格体系の現状にかんがえますと、特石法の廃止によりまして石油製品の輸入主体が拡大されるということに相なりますと、一般的には我が国の石油製品価格体系が国際的な価格体系に近づいていくことに相なるかと思ひます。しかしながら、個々の石油製品価格は、輸入製品価格の動向、国内需給の動向、そして企業の合理化努力などの市場メカニズムによって決定されていくということでございます。個々の石油製品の価格水準及び油種間の価格体系がどういふふうに変化をしていくかあるいは絶対的になつていくかということをお断言するということとはなかなか困難でございます。

いずれにいたしましても、市場メカニズムによつて、企業努力も踏まえたところでおのずと決定されていく、こういう姿によりなつていくものという見方をいたしております。

○上田(勇)委員 もちろん自由経済でありますので、価格がどう変化していくかということは、これは国が規定するものではないのは当然のことであると思ひます。しかし、こうした価格体系がこれまでもずっと、ほとんどそういう形で維持されてきた。これが、例えばガソリンは下がるけれども軽油が上がる、あるいは灯油、重油といったものの価格が上がるということになつていくと、当然これは、こうした油種を消費する業界、あるいは灯油であれば一般家庭の家計にも十分影響するものであつて、これについてやはりある程度の通産省としての見通しといったものは持っているものと思うので、先ほども、それは自由競争で決まるのだから全くそういう予想をしないということなんでしょうか、どうなんでしょうか。

○川田政府委員 あくまで絶対水準を予測するというのは難しいかと思ひますけれども、先ほど国際的な価格体系に近づいていくということを示しましたが、やはりその中における水準、絶対的な水準ということもできるだけ低くなつていくことが望ましいことは言うまでもないところでございまして、輸入品と国産品が国内マーケットで競争をするという関係を持つてくるわけでございますので、絶対水準の面でも、私どもとしては石油製品を使用される方々の利益に沿う方向で価格が決定されていく方向になつていくであらう、それに対応できるような石油産業の体質、流通面まで含めまして合理化、構造改善ということが片方で求められていく、事業者の方々にはそういう厳しい状況にもなるのではないかと。そういう点も含めていけば、その価格水準という点でも国際的な水準により近づいていくということは言えるのではないかとと思ひます。

○上田(勇)委員 もちろん絶対的な価格水準を推定することは、これはもう計画経済になつてしまつたので大変難しいことであると思ひます。今回の法改正によつて当然のことながらガソリンの価格が低減されていく、このことは大変歓迎すべき点でありますけれども、同時にこれは、他の油種についてもできるだけ国際水準に近いよう

な価格になるような方向がやはり望ましいというのはいささか当然のことでありまして、この辺、もちろんこういう規制緩和の流れの中で指導というのはなかなか難しいかもしれませんが、そうしたこれまでの規制の中である意味でつくられてきた収益を他の分野に転嫁することによって不要な影響がないようにできる限りの努力を期待するものであります。

国内のガソリンが非常に高い、これはもう常識にもなつていふことでありますし、また我が国の石油産業が高コスト、高マージンだということも言われております。しかし、これは非常に流通の問題もあるのだと思ひますけれども、利益を非常に多くの企業で分け合うというような形になつていくということでも個々の業者、特にやはり小売のスタンドというのは、これは箇所数も非常に多くて、一カ所当たりの営業規模も小さい、利幅も少ないし利益率も低いというのが現状であります。

このような状況の中で価格競争が今回強化される。当然のことながら小規模なスタンドを中心としたし、まして経営が著しく悪化するところも予想されるわけでありまして、当然のことながら雇用等への配慮が必要になつてくるわけでありまして、今回の法改正の前提となつております石油審議会の基本問題小委員会の報告でもこの点については指摘されているところであると思ひます。もちろん、現状を維持して効率の悪いスタンドをすべて保護して残すというのは、もう既に地域によってかなり供給施設が過剰になつていふ現状から見ればこれは適当ではないといふふうには考えますが、やはりこの小規模のスタンドを中心として

経営悪化あるいは転業といったことも考えられると十分な対策をとつていくこともこれまた必要であるといふふうには考えます。

先ほどもこの点の対策について御説明をいたしたのですが、やはり小規模スタンド等の経営の効率化、リストラについて、指定地域の廃止という具体的な規制緩和が出ていふ中でもう少し具体的な対策を考えていくべきじゃないかと思ふので

すが、その点についてはその検討状況、いかがでしょうか。

○一柳政府委員 お答えいたします。六万軒のスタンドがございまして、そしてその販売業者の数は徐々に減つてはおりますけれども、まだ零細業者がたくさんいらつしやる。そういう中でこの特石法の廃止、指定地区制度の廃止が行われるという中、中小企業のスタンドが大きな影響を受けるのではないかと、そしてその対策はいかにということでございます。

先ほども説明をさせていただきましたが、やはり販売業者の方の直面する環境は厳しくなつていふと思ひます。ただ、この環境変化というのはやはり新たなビジネスチャンスを生むチャンスでもございまして、経営努力の幅を大きく拡大するものでもあらうかと思ひます。したがって、基本的には各販売業者の方においてこの変化を前向きにとらえていただいて、消費者ニーズに的確に対応していただく、そして創意と工夫を生かして新しい環境変化に対応して発展していただく、こゝろ思つております。

しかし、厳しい環境の中でやはり販売業者だけの力では十分ではないといふふうな面があるかと思ひます。通産省は従来から、販売業者の設備近代化や共同事業に対しましていろいろな支援を行つてきております。具体的に申し上げますと、サービスステーションにおきまして情報化、メカトロ化、労働改善のための設備購入の支援、あるいはSSの敷地の立体利用による多角化事業に対する支援、あるいは石油組合が実施する共同事業の支援、あるいはスタンドの統合、販売業者の廃業など集約に対する金融的支援、あるいは新しい未来を開くクリーン自動車の充てん施設併設の支援等々、いろいろやつてきておりますけれども、七年度からはこういう変化の中で経営者の方に対して将来の経営をどうするかというふうな意味での研修事業、こういう支援も予定をしていふところ

でございます。また同時に、いろいろな有識者、関係者、中立

そして、他方我々のサイドも、きちっとした品質のものが消費者にわかつて買っていただけるといふふなことで、試買検査でその品質を常時チェックする、あるいは必要な場合には立入検査でちゃんと品質をチェックしていくといふふなことで、消費者の方に混乱をもたらさないように、そういう実績づくりに努めてまいりたい、こういうふうに通つております。

○上田(勇)委員 それでは、次に電気事業法の一部を改正する法律案の方について何点かにわたって質問をさせていただきますと思います。

我が国の電気料金というのは諸外国に比べて、購買力平価では必ずしも割高ではないという御説明もあるわけでありまして、これはやはり為替レート換算で見ますと相当割高になっているのが現状であります。このことによつてかつてはアルミ製錬業などが大変な打撃を受けたように、やはり製造業のコスト高の要因の一つにもなっているものであります。内外価格差の是正あるいは産業空洞化対策としても電力料金についての対策が急務であるということは当然のことでありまして、今回の改正法案によつてこうした方向に進むことを期待するものであります。今回のこの法案並びにその関連で何点か質問をさせていただきますと思います。

まず、今回の改正によりまして卸供給事業者、こういう新しい概念が導入されました。発電事業部門への新規参入が拡大されたわけでありまして、けれども、先ほど供給計画、これは年次計画によつてその量が決まるということでありまして、その場合、電源の調達先としては、電力会社、一般電気事業者みずからの自社開発ということがあるわけでありまして、それと同時に、今度新しく導入されたこの卸供給事業者として特定電気事業者、この卸電気事業者というのは電源開発とかまた公営の水力発電などだと思ふのですけれども、そうしたいろいろな調達先があるわけです。先ほどは自社開発よりはこの入札の方を優先するといふような答弁であつたと思うのですけれども、卸電気事業者、電源開発株式会社とかあるいは公営の電気事業者、こうした者との関係というのはどういふふうな位置づけられているのでしょうか。

○村田(成)政府委員 お答え申し上げます。今先生御指摘の一般電気事業者が電気を調達する相手でございますが、一つは、引用されました入札によつて電気を売る、いわゆる卸供給を行う事業者でございます。

それから、今回基本的に卸電気事業というものを原則として許可を撤廃したわけでございますが、電源開発株式会社等、非常に大規模な電源を持つていて、やはり日本の全体の電力供給の中で供給義務をきっちり果たしていただかなければいけないそういった電気事業者、これがいわば大規模な卸の電気事業者でございますが、そういった供給者、それから細々としたといひますか、例えば太陽光発電ですとかあるいはごみ発電とか、そういった発電形態によりまして、常時安定・長期的供給というわけにはいかないけれどもその余剰分を売る事業者というあたりが主な供給者になるわけでございます。

入札部分につきましては、もちろんこれは一般電気事業者が募集するという形で基本的に行われるわけでございますが、大規模な卸電気事業者、電発等々につきましては、これはやはり今までどおり一般電気事業者との間で具体的な契約を締結していく、そしてその料金等々につきましては政府として認可する、こういうシステムになるうと思ひます。

それから、三番目の細々としたものについては、余剰電力購入メニューというのを平成四年四月から電力会社が実施しておりますが、そういったフレームを通じまして電力会社が、一般電気事業者が買い取っていく、こういう関係になるうと思ひます。

○上田(勇)委員 先ほどの議論の中で入札制度の具体的な運用等はこれから政省令で定めていくといふようなことであつたと思ひますけれども、やはりこういう入札制度の運用に当たってはできるだけ幅広い参入が可能となるような条件の設定が必要じゃないかといふふうなところを、電力会社の回避可能原価を下回る場合にはこれは当然落札といふようなことだと思ふのですけれども、先ほどこの回避可能原価が電力会社が自社で開発した場合のコストに基づいて算定されるということでありましたけれども、この回避可能原価

の妥当性、これはどのように判定されるのか。あるいは、また同時に、この回避可能原価といったものは入札の段階において公開されるのかどうか、そうした点についてお伺ひしたいと思ふのです。

なぜこういう質問をさせていただくかといひますと、発電所が計画されて実際に完成するまでに、いろいろな事例を見ますと当初計画に比べてかなり長期化するケースが見受けられます。そうするとどうしても事業費、金利の増高などもあつて、事前にそれを予想したときのコストといふものが本当に妥当なのかどうかといったことが疑問に思ふ点もありますので、その回避可能原価の妥当性、これは各電力会社のための自主的な判断といふようなことではなかなか難しい面もあると思ふのですが、その妥当性あるいはその公開をするのかどうか、その点について御見解をお伺ひしたいと思ひます。

○村田(成)政府委員 お答え申し上げます。回避可能原価につきましては、例えばある応札案件が予想される向こう六年目ぐらいに一般電気事業者として三十万キロワットぐらいの電源を募集したい、こういう場合には向こう六年間ぐらいに実際にその一般電気事業者ないしは類似の電気事業者において入つてくる電源のこのコストといふものを計算するわけでございます。具体的な計算方法としては、割合と一般的に利用されております耐用年数発電原価方式という算定方式がございますが、こういったある程度客観的なフォーミュラによつて計算してもらふ、こういうことにならうかと思ひます。

それから、これは、入札のときにやはりある程度コスト等々が予測可能な範囲で、しかも計画が確実な範囲でということで大体向こう七年間ぐらいの間で実用化する、そういった電源を念頭に置いていくわけでございますが、そういった観点でいきますとやはりコスト計算上そう長期ではございませんので、応札電源の判断基準としてはそれほどのインフレ的なあるいはエスカレーションの

ぶれはないものといふふうな考えております。

○上田(勇)委員 先ほど既に議論が行われたところでありますけれども、環境への影響について、この入札制度で、応札価格には環境への負荷などそういった外部経済効果、こういったものは適切に反映しにくいのではないかと、いふふうな思ひがあります。しかし、先ほどの答弁の中で、今回の入札制度の導入によつて環境への影響あるいは負荷については悪影響はほとんど想定されないといふことでありましたが、全体観に立つたときにとりわけやはり環境への配慮というのは重要でありまして、この入札制度の導入によりましてそういった環境にクリーンなエネルギーの開発、そういったものが阻害されることがないよう十分な配慮をひとつよろしく願ひしたいと思ひます。

次に、今回の見直しの中の大きな一つの柱であります料金決定方式の見直しについて若干御質問をしたいと思います。

今回これまでの総括原価方式からヤードスティック方式の導入ということで、あるいはこれは、経営の効率化の内容を広く開示することによつて世論のプレッシャーというのでしょうか、によつてその効率化を促すといふようなものでありますけれども、各電力会社の経営内容といったものを開示するといつても、本当にその方法を工夫しないといふわけではなく、なおかつ比較しやすいものにはならないんじゃないかといふようなことが考えられます。また各電力会社、これは十分な経営基盤を持つていて大企業とはいへ、やはりその営業範囲とか規模を考慮していくと、なかなか一般国民がそうした指標等を比較した上で評価を下すといふのは難しい面もあるんじゃないかといふふうにも思ひます。

こうした点を考慮すると果たしてこの新しいヤードスティック方式というのが適正な価格に誘導するに当たつてどの程度有効なものなのか。その点についてちょっと御見解をお伺ひしたいと思います。

○村田(成)政府委員 お答え申し上げます。

もう先生御案内かと思いますが、ヤードス
ティック方式といいますが、基本的に電気事業
者の自主的な経営努力を促すというのを主眼とし
た方式でございます。具体的には、料金改定の際
に各社の効率化度合いを比較しまして、その程度
に応じて査定に格差を設けるということによりま
して間接的な競争を促そう、こういう仕組みなわ
けでございますが、このように査定の格差を設け
ることにしまして、一つには効率化度合いの小
さい企業に対してより一層の経営効率化を迫る、
こういう効果があるかと思っております。

それから二つ目は、こういったことを通じまし
て、次の料金改定時にやはり同じように厳しい査
定が行われるということが事業者の念頭にちゃん
とビルトインされるわけでございまして、そうい
たしますと各事業者は他の事業者以上の効率化を
どう達成するかということでインセンティブを与
えることになる。いわば事業者間の競争意識を引
き出すことによりまして継続的かつ自律的な経営
効率化が促される。こういう二つの効果をもって
その有効性が出てくるのではないかと、こういうふ
うに考えておる次第でございます。

ただ、先生がまさしく御指摘になりましたよう
にその有効性というのはいささか難しいと思いま
す。具体的には、御指摘になられたようにどうい
う指標を採用するか。経営効率化努力をそれなり
に適切に評価し得るような指標というものにつま
ましてはいろいろな工夫を重ねる必要があると思
っております。それからまた、経営判断のほかに
の要素、安定供給ですとか安全性の問題ですとか
あるいは電源のベストミックス、そういったもの
についての経営判断にゆがみを与えるようなもの
であってはならないわけでございます。それから
また、これも御指摘になられたけれども、いろ
いろ電力会社間の特に地域格差、地域特性の差
というのがございます。こういった地域特性の差
をどういうふうにもう考慮するような仕組みに
するかという点が大事かと思っております。

わゆる一方に偏った、ただ厳しいだけの査定ルー
ルということではなくて、各事業者にとって公正
な査定ルールをどう確立するかというのが一番基
本だと思っております。

いづれにしても、現在、電気事業審議会の
場におきましてさらなる詳細な設計について御検
討をいただいております。ございまして、なお
今後一層私どもとしても検討を進めてまいりた
い、かように存じております。

○上田(勇)委員 今回新しい方式で、今までは
わゆるコストを積み上げていくといった方式で
あったわけで、それに新しい経営効率化努力と
いったものを評価していく、それを促すというよ
うな制度であります。もちろん新しい制度であり
ますので、その有効性等についてはこれからいろ
いろな議論が、まあやってみなきゃわからないと
いった面もあるのかもしれないけれども、いず
れにしてもこれまでもいわれるコストの積み
上げの方式から見れば非常に大きな前進じゃない
かというふうにもとらえております。

とかく公共部門というのは今効率化やリストラ
努力が不足しているというような批判が行われて
いる中で、公共料金というのはそれをすぐ料金に
転嫁してしまう、そういう批判が行われているわ
けでありますけれども、今後ともこうしたいわゆる
公共料金についてもこういう経営の効率化、リス
トラ等について努力が行われる、そういう方向を
期待するところであります。

ところで、今回電気料金についてこういう方式
がとられたわけでありまして、その他の公共料金
というの、おおむねやはりコストを積み上げて
て、その上に一定の利益を乗せるというようなシ
ステムになっているものと思えます。こうした公
共料金全般についても今後こういう新しいヤード
スティック方式、今回の方式がいいのかどうかは
別といたしまして、そういうような料金決定シス
テムに変更していくというようなお考えがあるの
か。また、それを行うに当たって問題があるのか
どうか。その辺のことについて御所見を伺いた

と思います。

○井出政府委員 お答えを申し上げます。

昨年の十一月に公共料金につきまして閣議了解
をされました。この際に、今後の公共料金の取り
扱いに関する基本方針というものを閣議了解して
いただいたわけでございますけれども、ここに
おきまして、公共料金につきまして「経費の削減等
事業経営の徹底した合理化を図る」ということ
で、「事業の内容・性格等を勘案しつつ、上限価
格制の是非を含め、経営の効率化を促す方策につ
いて検討する」というふうになされております。

私ども、電気料金につきまして経営の効率化を
促す料金上の仕組みについての制度設計を進めて
いるという今回の事例を聞いておりまして、本閣
議了解の趣旨に沿った対応ということで評価をし
ておるところでございます。こうした経営の効率
化を促す工夫につきましては、それぞれの公共料
金の性格に応じましてさまざまな形で行われるべ
きものでございます。

現に初歩的なものではございますけれども工夫
がなされているものもございますし、また、より
よい姿を描くべく個別の公共料金について各事業
官庁におきまして価格設定のあり方等につきまし
て検討を現在進めておるといふふうなことも伺
ております。

経済企画庁といたしましては、今後とも各公共
料金につきましてこの閣議了解の趣旨に沿った対
応というものがなされるよう各省庁と協議をし、
また努力をしてまいりたいというふうにご考

○上田(勇)委員 ぜひともこの公共料金について
は、とかくやはり公共部門がコスト意識がないと
いうような批判も強い中でありまして、その経
営の効率化、また料金の引き下げに続くようなそ
ういふ今後とも対策をお願いしたいというふう
に思っています。

それで次に、今回の改正法案の中で特定電気事
業制度の、とりわけ法案の第十八条ですか、供給
義務が定められているわけですが、その点

についてちょっとお伺いしたいと思います。

この特定電気事業者の供給義務というのは法律
の中で明示されているわけでありましてけれども、
この義務の内容あるいはそのペナルティという
の、どういふか、そういったものについては現在一
般電気事業者に課せられているものと同程度のもの
というふうにご考えてよろしいのでしょうか。

○村田(成)政府委員 基本的には仰せのとおりで
ございます。

○上田(勇)委員 ただ、この特定電気事業者の場
合やはり供給地域が限定されている、そういう
ケースが多いと思うのです。その中には再開発地
域のように一般家庭など一般の需要者が多数ある
地域もあれば、また一方では専ら業務用というの
でしようか、それに提供されている地域もあると
思うのです。もちろん一般家庭などの一般の需要
者が多いところについては供給義務が厳しく定め
られる必要があると思うのですが、逆に専ら業務
用であったりする場合に、これはそれぞれの企業
あるいは企業群の自己責任ということも考えられ
るわけでありますので、どうなんでしょうとかその
辺、一般家庭を含むものと専ら業務用のものとは
少し供給義務について弾力的に考えても差し支え
ないのではないかと、その点について
はいかがでしょうか。

○村田(成)政府委員 電気事業法上、一般電気事
業者の供給責任、供給義務におきましては、相手
が、供給先が一般家庭であろうとあるいは産業用
であろうと業務用であろうと、基本的な供給義
務、供給責任というのはその区別をしない
い、一律にかかっているわけでござい

特定供給事業者の場合、これはおっしゃるよう
にいろいろな形態があるかと思いますが、いづれ
にしても、あるまとまった需要に對しまして
みずから保有する設備によって完全に供給義務を
果たす、こういうふうな事業者として私ども位置
づけているわけでございまして、供給の相手方に
よって差を設けるということは必ずしも適切では
ないというふうにご考えております。

○上田(勇)委員 今なぜそういう御質問をさせていただいたかという、これはいろいろ関係者のお話を伺うと、いろいろなケースでそういう事業に参画したいという場合もあるのですけれども、やはり供給義務について一般電気事業者、電力会社が厳しい供給義務が課されることは当然でありますが、そういう特定の地域、特定の例えば工場なり工場群なりに供給する場合にもその供給義務が余りにも厳しいのじゃないか、参入しにくくなっているといういろいろな御意見もあつたので、この点についてちょっと伺いましたところ、現状においてはまだそういう意味ではそういう点の御検討がされていないということでありま

す。これはまた、ちょっと角度が変わりますが、例えば先般発生しました阪神大震災のような大災害で施設に多大な被害が及んだ、電気の供給が非常に広い範囲にわたってほぼ全面的にストップしたというような事態もありました。そのような事態に当然人員も資本力もある今の電力会社なら多少無理してでも応急的な対応は可能である、現実に関西電力においてはそういうような対応がなされたと思えますけれども、今度の特定電気事業者の場合、物によっては規模も小さく、その経営基盤も弱いといった場合にこうした事態に十分対応できるのかどうか。

また逆に、今回の震災のように施設が壊滅的な打撃を受けた場合にはその復興には多大な資金を要するわけがあります。特定電気事業者の場合、復興する資金がなかったり、あるいはそういったものに対する支援があつたとしてもそういう経済的なインセンティブが働かないような状況にまでなってしまうというようなこともあって、撤退してしまうのではないかとというようなことも考えられると思うのです。

こうした懸念も踏まえまして、そういう大災害が発生したときなど、そういう不測の事態にはこういう特定電気事業者に対してどの程度の義務を課していくのか。また復旧、復興させるためには

当然のことながらそれなりの支援策も必要というふうに思いますが、どのようなものかを考えられるのか。その点についてちょっと御所見を伺いたいと思います。

○村田(成)政府委員 お答え申し上げます。地震等が発生しました場合におきましても、ある地点におきましても、その特定電気事業者の供給地点におきましても供給義務というのは、基本的、第一義的には特定電気事業者が持っているわけでございます。しかし、事故時、定期検査時という例外的な場合、ここに地震の発生した場合も含めてよろしいかと思いますが、そういった場合につきましては、やはり基本的に特定電気事業者の電気の使用者の利益を守ることが必要でございます。すので、一般電気事業者から特定電気事業者へ補完的な供給を行うということも必要かと思っております。そういった意味合いにおきまして、事故時、定期検査時と並んで地震が発生した場合につきましても、本改正案の中で一般電気事業者が特定電気事業者に対して補完的に供給を行うということを制度化しているつもりでございます。

ただ、仮に補完供給契約を結んでおります一般電気事業者につきましても、これまた壊滅的な打撃が及んだような地震が生じた、こういった場合には、ごく例外的な場合かと思っておりますけれども、改正法案の三十一条というのがございまして、これも、災害その他非常の場合におきましては、公共の利益確保、かつ適切な場合には、他の電気事業者に対しまして通産大臣が供給命令を出すことができる、こういう担保をしております。

それから、特定電気事業者の施設自体が壊滅的な状態になってしまったという場合は、これはやはり特定電気事業者自身の問題でございまして、事業継続ができなければそれをもって特定電気事業者という地位を失うということになるわけでございます。すし、特定電気事業者の電気を使っている消費者、電気の需要家というものは、当然一般電気事業者の供給区域内にこれはございしますものですか、その一般電気事業者の供給を受ける形になる

というふうに考えております。

〔甘利委員長代理退席、委員長着席〕

○上田(勇)委員 それでは、もう時間もないので最後に、ちょっと最初にも触れましたが電源開発株式会社、特殊法人でありますけれども、これについてお伺いしたいと思います。

行政改革の特殊法人の整理合理化の議論の中で同社については各方面から民営化すべきではないかという意見が多数あつたと承知しております。中には、これは政党的案の中でも第一次民営化グループというのですか、即時民営化すべき法人の一つとして挙げられているものもありますが、実際には、政府が示しました特殊法人の整理合理化案の中ではこの問題については、電源開発株式会社については触れられておりません。もちろん私自身としては必ずしも民営化が困難な法人というふうにはちょっと見受けられないのですが、民営化が政府として適当でないというふうに考えられたその理由をちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

○橋本國務大臣 電源開発株式会社についての議論は、特に第二次臨時行政調査会におきましても非常に大きな議論がなされたところであります。そしてその議論の中で、民間独占事業である九電力会社に対して競争刺激及びその境界の補完という効用と同時に、広域運営のなめとしての広域電源開発及び基幹送電線整備、さらに九電力でなかなか行いにくい先見的な新型発電所の先駆的な建設、さらに電源開発に係る海外技術協力の推進など、電源開発株式会社の機能を活性化することが必要だということで、そういう観点から持ち株比率などの検討を行うべきであるという結論が出されました。当時私は、自由民主党の行財政調査会長としていわば与党の中における土光臨調の受け皿の役割を果たし、当時の御論議に参画してき

た一人であります。今回私も、まさに現在御審議をいただいております法律改正、制度改正の中におきまして効率的な電力供給システムの構築を目的として御審

議を願っております。そして、競争的要素を導入し、電力会社の経営効率化をいかに制度的に促進していくかという視点を、大きな視点としてこれをとらえております。

これまで電源開発株式会社は、電力会社に伍して電源開発を行い得る唯一の競争主体という立場にございました。そして電力会社に対する競争刺激機能を発揮してきたわけであります。一般の制度改正というものが卸電気事業を自由化し、新規事業者の参入促進を図ることとしておりますけれども、これによって参入が期待されるのは中小規模の分散型の電源でありまして、今後とも電力需要の増大が見込まれる中におきまして、供給力確保対策の中核となる広域電源開発の分野では電源開発株式会社が今後とも九電力会社に対する唯一の競争相手という位置を持っております。

こうした考え方をとってまいりました中で、私どもは、今回の特殊法人の整理合理化の視点での見直しに際し当然のことながら電源開発株式会社も見直しの対象といたしました。しかし、土光臨調当時において出した結論を変更する必要はない、むしろ九電力の経営効率化に向けた努力を今後とも刺激し促進していくことが期待されてお

り、電力会社に対する競争者の中での中心的な役割を今後とも担わせることが適当、そのような観点を持ったところであります。○上田(勇)委員 もちろん地域独占企業であります九電力会社に対する唯一の競争条件を付しているという意味での存在意義については十分理解できるのですが、実際にほとんどのいわゆる発電、電源の開発といったものは九電力会社が行っている、それに対する競争は特殊法人でなければできないといったその辺のことについてはもうひとつ納得のいかない面もあるのですけれども、その議論になりますと時間を要すると思いますので、本日は、今質疑時間が終了したという札もいただきましたので、これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

[illegible]

の中の三割と言われる需給調整契約加入者単価で

金を割安にするというこのあり方については是正

に私どもとしては考えております。

それからまた、先ほど来御議論いただいておりますけれども、やはり需要サイドのピーク、これをどうやってカットしていくか、平準化していくかというのが大きな政策課題であらうというふうに考えております。これを意図的に誘導するということは必ずしも適切ではないと思いますが、ただ、それによって、需要が移動することによって浮く部分のコストを適切に反映した料金体系にしていくということも、これもまたこういった政策観点から必要かと思っております。そういった意味合いにおいても適切な体系であるというふうな私どもとしては認識いたしております。

○吉井委員 送電コストにつきましては、大都市部への巨大ビルの集中等大都市部における電力需要がふえて、だんだん遠隔地からの送電ということになってきて送電コストが当然上がってきているわけで、それを高圧送電をして、そして都市部においては家庭用に変圧器等で落とすというわけですね。だから、その送電コストの今の理由づけでもって何かそれですばりと割り切れるようなお話というのは、これは当てはまらないということをご指摘しておきたいと思うのです。

それで、内外で見ても、いわば内々価格差というのが諸外国より日本の方がまだ少ないというふうなお話でしたが、私はそうではなくて、六〇年代前後の政策的な配慮の時代からやはり今省資源・省エネルギーへ向かうべきところへ来ているわけですから、これは通増制料金と全く逆な料金体系になっているわけですから、これは適正料金に是正するよう検討するべきであるということを重ねて申し上げておきます。

次に、今日の異常円高、そこにおける価格の問題に移っていきたいと思うのです。

政府の暫定引き下げ措置のもとでも電気料金に約九百億円の差益が発生するということですが、原油価格の動向が不透明ということで、それは大体マイナスイブ八十億円という見積もり等もいただいた数字の中にはありますが、それでいって差し引き百二十億円しか差益が生まれてこない、こ

ういうふうなようであります。

実は、これは昨年の六月の商工委員会でも私は質問して指摘いたしました。もともと一九八九年の料金改定時の料金の算定基準自体が現実とは合っていないのです。つまり政府の方の当時のコスト算定、これが甘過ぎる、そういうところがあります。一九八九年に一ドル百二十五円、一バレル十六・五ドルでレートを置いておいたわけですが、さらに円高が進んでいるわけでありまして、原油価格は一時期下がった後また上昇の局面もあり、大体当時の一バレル十六・五ドルよりもやや下回っているというところでありまして、その後二回の暫定引き下げの措置を世論もあっておとりになったわけですが、それからいっててもこれは十分な差益還元というものをもちと考えると、いやいやないというふうな思いをしております。

いただいた資料などを見ておりましたが、この暫定値下げをやっている間にも電力十社の内部留保はどんどん膨らんでいっているのです。九三年度の決算では、十社で五兆七千八百億円で、それから、この不況の中でも経常利益は立派にきちんとあります。内部留保も積み増しをやっていっているわけですね。

庶民の方は今消費購買力の冷え込みとか中小企業はなかなか大変な事態に置かれているときですが、この電力会社はどんどんこういう時期に円高差益もあって内部留保を積み増ししていきう、そうではなくて、やはり国民と中小企業に思いついた差益還元をするように、そういう強力な指導というものを求めていきたいと思うのです。この点は大臣の考えを伺っておきたいと思

います。

○橋本國務大臣 今委員の御見解はちょうだいをいたしました。そして、現に暫定引き下げを実施中であります。九月までこれが続いてまいるわけでありまして、そして、この暫定引き下げを決定いたしました段階に比べて確かにその後円高に振れておることは御指摘のとおりであります。委員もお認めになりましたように原油価格も上昇を

いたしております。九月の時点においてどういう数字が出てまいるか、これをもとにその時点で十分検討はいたしたいと思っております。

ただ同時に、私は国民に対する還元の手法は料金引き下げのみではないと思っております。むしろ今後の原油価格等を見通しながら、将来より原油価格が高騰する可能性があるならば、その内部留保を保持することにより、値上げをしなればならない状態が来てもそれをできるだけ先送りするという方法もあるであらうと思います。あるいはピーク時ににおける電力不足というものが今懸念をされている状況の中でそうした事態に備える設備投資を行う方法もあろうかと思っております。

いずれにいたしましても、今九月までの暫定引き下げを続けております状況でありますので、その時点において十分判断をいたしたいと思

います。

○吉井委員 これは昨年の六月にも議論しております。数字を挙げてのさらに重ねての議論は少しきょうは置いておきたいと思っております。ただ、いづれにしても、昨年の議論をしておいたことと比べてもさらに大きく円高が進んでいるわけですね。そして、政府の方で査定された時期に比べると本当にもう極端に円高が進んでいるということであって、これは十分差益還元の余力はあるということを重ねて申し上げておきたいというふうな思いをしております。

また、この今回の法案の料金制度の改定の中では供給約款と選択約款の二本立てをとるということになっておりますが、法律上は直接の規定は置かれておりませんが、中間取りまとめの方を讀ませていただきますと、上限価格方式ですね、これと現行の総括原価方式を組み合わせた方式を取り入れる。すなわち原価の裏づけに基づき料金設定を行う総括原価方式の基本的枠組みは維持しつつ、電気事業者の自主的効率化努力を促すような料金制度上の仕組み、これを導入するんだということ、インセンティブ規制方式ということをして言っているわけですが、この法律のさまざまな仕

組み全体とともに、今回このインセンティブ規制方式で国民の電力料金の引き下げを進めていくという、こういう立場を明確にされるのか。

同時に、この料金制度や総括原価方式の見直しをするのであれば、今指摘しました内部留保をどんどん積み増しして膨らませていくというふうな各種の積立金、準備金制度についても根本的にやはり見直しを図っていくことが私は必要だと思っております。この点についても見解を伺っておきたいと思

います。

○村田(成)政府委員 お答え申し上げます。

インセンティブ規制の導入といいますが、原価主義、総括原価主義の枠組みをベースに維持しながら、ヤードスティック方式を査定の重要部分に導入していく。これは全体としてやはり経営効率化を促進して、その結果がこれから増高するであろう設備費ですとかいろいろ諸費用の抑制、ひいてはそれが料金面に反映されていく、こういう大きなステージで効果を期待しておるわけでございます。

ただ、その中で委員御指摘の各種の準備金、内部留保についてきちんと見直すべきではないかというところがございますけれども、例えば原価変動調整積立金というのがございます。これはもう委員御案内のように、五十八年以降の原油価格の大幅な低下を契機に余剰利益を明確な形で積み立てて料金の長期安定に活用するという目的で積み立てることとなったものでございますけれども、これは制度的には商法上の任意準備金でございます。したがって、その取り崩し及び使途は積立時の趣旨の通り株主総会で決められる、こういうことになっておまして、私どもとして具体的に政府の権限でこれを左右することはできないわけでございます。

それからまた、それ以外の準備金で幾つか三十六条に基づきます準備金がございます。使用済み核燃料の関係ですとか原子力施設の解体の関係ですとか、準備金、引当金がございますけれども、これらはそれなりに原子力発電の進展に伴いまし

て将来発生することが見込まれる費用を発電時に費用として計上する、それをもって電気料金の世代間の公平を図る、こういう趣旨でございますので、これを取り崩すことも適切ではないというふうに考えております。

いずれにしても、経営全般にわたっていろいろな努力をしていくことは私どもとして今後とも継続的に努力していきたいし、電気事業者にも努力をさせていきたい。それをもって料金の安定ないしはコストの吸収というものを図っていききたい、こういうふうな思っております。

○吉井委員 次の見直しのときというお話は一応ありましたけれども、しかし、物すごい差益が生まれている、そこへメスを入れて円高差益の還元というこの点は余りどうも進みそうな感じがいたしませんし、一方、内部留保その他については、積立金については次なる投資のためにというお話ではあります、通産省や経企庁のいたいた資料によりまして、我が国の電力料金が割高なのはなぜかということで、資本費が膨大なためだという趣旨のことが指摘されております。

そこで、総括原価の構成の推移と、そして電力九社の決算ベースでの費用構成の変化というものを少し見ておきたいと思うのですが、そうすると、特徴的なのは、オイルショックの直後の一九七五年の燃料費三六・九％が一昨年、九三年で一・二・二％へと下りてきているわけですね。一方、減価償却費が逆に八・一％から一七・三％へ増大していますが、その設備資金の中心なのは火力であるとか原発であるとか、そういう新設、増設があるわけですね。それから、その他経費が最大の構成比を占める項目になってきておりますが、九・八％から二・二・二％へと大幅な増加を示しております。このその他経費の中に使用済み核燃料再処理費とか廃棄物処分費などのバックエンド費用があって、これが大きくふえてきているということも明らかです。

日本原産会議の実態調査報告書によりまして、

原子力関係支出高の中で運転維持費というのがあって、そこに今挙げた項目などが載せられておりますし、さらに原子力発電所解体準備金とか将来に備えてのお金をどんどん積み立てられて、商法上の任意積立金として電力会社は、第二次石油危機の後、原価変動調整積立金というの積み立てているし、税法上の優遇もあるし、こういうこととでどんどん投資をしやすくなっている仕組みがある。一方で電力料金が割高なのはそこなんだと指摘しながら、一方で投資をどんどん進めるという仕組みを制度的に進めてきているというふうなうかがわれるんですが、この点は大体こういうふうなことではないですか。

○村田(成)政府委員 資本費、その他経費の推移でございますけれども、先生これはシェアでおはかりいただいていると思うのでございますけれども、こういうふうな減価償却費あるいはその他費用が増大してきて、シェアが増大してきておりますのは、基本的にはまず第一点、燃料費のシェアが大幅におちこちでござります。したがって、その他の部分におけるウエートというのは当然高まってござるを得ない、こういう事情がまず一つあるかと思っております。

二つ目には、御案内のように、夏場のピーク需要を初めとして最大電力が非常に急速に伸びてきている、それに伴って負荷率、いわゆる設備稼働率が悪くなる、またピークに合わせて設備をつくらなければならない、電力需要全体のパイもどんどん大きくなっていく、したがって設備投資もふえてくる、こういうのがやはり実質的には一番大きいわけでございます。

それからまた、その他経費でございますけれども、原子力関係費用の御指摘がございましたけれども、燃料費を除いた費用のシェアで見ても、減価償却費につきましては、八〇年、一八・四に對しまして、九三年、一九・七、その他費用は二・一・〇から二・五・四、これは少しふえております。ただ、主たるこの中の内訳は委託費とかそういうものでございまして、原子力関係の再

処理・解体費というのは私どもの計算によりまして、九三年、一・五・六％、こういうウエートでございます。

○吉井委員 それで、電力料金が割高なのは資本費が膨大なためだ、そこに一つ問題ありというところを指摘してきていらっしゃるわけですが、総括原価方式のもとで、我が国の場合は地域独占という条件に置かれていますがその電力供給の自身を見てみますと、これは、四割と比重を増してきたのが原発の建設ですね。それについては、設備の過剰投資からそれが総括コストの増加にはね返り、料金が膨らみ、しかしそれは収入アップとなつて電力会社には入ってくる、それがまた原発の増設、設備投資の急増という循環を繰り返してきたという姿を読み取ることもまたできるわけではございませんか。

大都市部などのビルなど大企業の集中で過剰な需要にこたえるために、発電・送電・変電・配電設備なども膨大な設備投資が必要となってきたというののももちろんあるわけですが、私ここでちょっと見ておきたいのは、電力会社と原発メーカーの一部の独占的な体系の問題ですね。ここに価格の問題ではありメスを入れなければいけないと思っております。

大ざっぱな言い方をしますと、大体東日本がBWRで、西日本がPWR、もちろん違ふところがありますが、それでBWRの方は、これは大体日立、東芝、PWRの方が三菱重工ということになります。九一年の十二月末で、三菱重工の原子炉の国内受注の実績をシェアで見ますと三一・五％、東芝が三一・四、日立が一五・七というふうになっておりますが、まず電力は地域独占であり、その原子炉メーカーが独占的に、この部分はうちだ、こはあつた、こういう形が今とられていたのです。

そうすると、私はここで公取の方にきていたでいていまして、公取の調査の過程で、重電メーカーによる談合は下水道関係だけで

なくて下水道施設や原発施設にも及んでいる、こういう指摘がありました。こうなると、電力会社はその地域全部独占して、その納入はメーカーはこたえと決まっていますというふうになりますと、これは本当に一体果たして、原発一基三千億から五千億と言われますが、それは適正価格であるかどうかというところは競争がないからわからないわけですね。しかしそれは全部電力料金ではね返ってくる、こういう仕掛けになるわけですね。

そこで、こうしたマスコミ等で指摘されている事実があったのかどうか、今後独禁法に触れる嫌疑ありとされた場合には告発されるおつもりなのかどうか、あるいはそこまですらないとしても行政処分を検討するとか、どういう処置をとっていかうと思われているか、この点を公取の方に伺っておきたいと思っております。

なお、時間が来たようですから最後に私は大臣にあわせて伺っておきたいのですが、電気事業については独禁法第二十一条で、固有の自然独占という理由で、その事業に固有のものについては独占禁止法の適用除外ということになっているわけですね。ですから、地域独占が認められているわけですが、一方で、私が言いましたように、この地域はこの電力会社、こはこは電力会社というふうに決まっています、しかもその原発を受けるメーカーは三社寡占体制ですね。そういう中でいけばスパー談合とも言ふべきことにもなりかねないわけでありまして、総括原価主義をとる以上それは全部料金にオンされて国民にはね返ってくるわけですね。

ですから、それだけに原発の建設コストを含めて電力会社の設備資金の最終負担者である国民に、この原価の仕組み、価格の構成、そして原発が本当に適正価格かどうか、そこなんかが全部わかるようにやはりこの機会に徹底した情報の公開というものを進めていかなければこれはうまくないのではないかと思っております。

以上、公取と大臣に伺って、私の質問を終わりたいというふうに思っております。

○矢部政府委員 御指摘のような報道がありましたことは承知しておりますけれども、御質問の点につきましては、公正取引委員会が三月六日に行いました告発にかかわる重電機器メーカーに関するところでございますので、お答えは差し控えますさせていただきます。

一般論として申し上げれば、公正取引委員会といたしましては、民間企業による調達に関連する事業活動におきまして、独占禁止法に違反する事実があるという具体的な端緒となるような情報に接した場合には、必要な調査を行いまして、違反事実が認められれば厳正に対処することとしております。

○橋本國務大臣　原子力発電所の建設というものが極めて専門性の高い、専門的な技術の必要な分野でありますだけにそれに対して対応できる、製造できる能力を持つメーカーが事実上限定されておることは事実であります。しかし、発注者たる電気事業者は過去の実績データその他の資料に基づいて価格交渉を行った上でメーカーと契約を結んでいると私は聞いております。

○吉井委員　もう時間が参りましたので終わりたいと思いますが、ただ、三十年間寡占体制が続いておるのです。そしてその中身が全くわからないわけです。これはやはり適正な形で情報公開へ進んでいかないことには国民として納得のいく電力料金ということにはならないというふうに思うわけです。この点では、大臣の答弁は答弁として、やはり今後それを本当に進めるように取り組んでいただきたい、このことを申し上げて、時間が参りましたので質問を終わります。

○白川委員長 次に、牧野聖修君。

○牧野委員 民主新党クラブの牧野聖修です。

本来ですと上程されております二法案について質問をすべきではないかと思えますけれども、既に大勢の委員の皆さんの的確、適切な質問をされてましてその本質が大変明らかにされたわけでございますので、私はこの二法案につきましては賛成の意を表明させていただきます。質問は、大麥

恐縮でございますが今回割愛させていただきます。

先ほど通告をさせていただきましたが、三月三十一日に閣議決定を待っております規制緩和と推進五カ年計画の中に通産省からは大店法が盛り込まれるわけでございまして、この点につきまして残りの数分間、まことに恐縮でございますが、お許しをいただきまして質問をさせていただきたいと思ひます。

去る三月十日に中間報告が発表され、そしてその後二十四日にまた記者発表等がされまして、この大店法に関するトーンが若干変わっておりますけれども、そこには通産当局の大変御苦勞されている姿を感じるわけでございます。

私は、約二十五年にわたりまして、商店街活動を通じてこの問題に関係してきたわけですが、何といひまして、大型店には大型店のよさがあり、機能があり、役目がある、あるいは地域の小売店や商店街にはそれなりのよさと役目と機能がある、そういうことも十分わかっておりますので、通産当局が長い間進めてまいりましたこの問題につきましては共存共栄政策、このことが今一番いいのではないか、そういうふうに感じているところであります。しかしこの問題が原則自由で例外規制、こういうことになりますると、文字どおり、資本の論理の前に弱肉強食の状況になりまして大変なことにまた舞い戻るのはないかな、そういう危惧を感じております。

したがいまして、長い間通産当局も進めてまいりましてやっとここまでこぎつけた問題でございますので、地域にはそれなりの秩序とルール等をやはり尊重していただきまして、手続等もちゃんとしていただく、そういう観点でこの大型店問題、大店法の問題につきましては共存共栄政策を進めるといふ観点で引き続き通産当局には御努力をいただきたい、こういうふうにいるわけでございますが、基本的な姿勢、取り組みについて御答弁をいただきたいと思います。

○橋本國務大臣　大店法につきましては、御承知のとおりさまざまな考え方が存在をしております。昨年一月、ちょうど私どもが野党でありました時期に行われました産精審あるいは中政審の合同会議の審議を見ましても、廃止から維持強化まで大変幅の広い御意見が出ておりました。そしてその検討結果を受けて、大幅な規制緩和を前提に法の枠組みは維持するという結論を得られたと聞いております。そしてそれを受けて、昨年の五月に規制緩和措置を実施されました。私は、大店法の取り扱いにつきましては、当面は昨年五月の規制緩和措置の円滑な実施を確保すると同時に、流通を取り巻く環境の変化あるいは大店法の運用状況なども踏まえながら、十分関係者の御意見を聞いて制度の見直しをしていきたいという気持ちに全く変わりがありません。

今回見直しの時期につきまして、三月三十一日までに取りまとめます規制緩和推進五カ年計画の中で、時期を明示しない項目をつくらない、すべての項目について例外なくその時期を明示するという方針が定められましたので、この方針を受け、具体的な時期については現在最終的な検討を行っております。しかしいづれにいたしましても、これから先見直しをするにしても、中小小売商業者あるいは商店街関係者の御意見を十分踏まえて議論をしていかなければならないもの、私はそう心得ております。

○牧野委員 私は、この問題につきましては、経済性だとか効率性だとかあるいは利便性で論ずる時代はもはや終わりつつあるのではないかなという感じを持っているわけです。地域のコミュニティ対策あるいは防災対策等を含めまして、地域づくり、町づくり、そういう観点の中でこの問題を見詰めていかなければいけない、そういうと

うのは、電気やガスや水道、それに準ずるライフラインの一つだ、大変重要なことだ、そういう御意見をあちらこちらで伺ってまいりました。

そんなことを考えますと、ただ単に利便性と経済性だけでこの問題を考えていたのではありません。今言いましたように地域づくりあるいは町づくりの中で大型店の問題や商店街の問題を位置づけて考えていかなければいけないだろう、こういうふうに感じているわけでございます。商店街には生きた情報、血の通った人間関係というものが培われておりまして、それが防災対策あるいは復興には大変重要な問題でありますし、また商店街や町筋あるいはかいわいという言葉の中に日本人の特有な庶民の文化が秘められている、こういうふうに考えておりますので、それらを大切にすることを意味から、ぜひともそういう観点からこの問題を考えていただきたい、こういうふうに考えておりますが、この点についてはどんな御見解かお伺いをさせていたきたいと思います。

○橋本國務大臣　私は、従来その地域のお客様だけを相手にしておられた商店街の中に大型店が開店し、それが十分な駐車スペースを持っているがために非常に遠距離からのお客さんを引きつけるといったケースがあることも委員は御承知のとおりだと思えます。同時に、先日たまたま私はある地方に参りましたときに、従来は大変秩序のとれたそれなりにまとまった商店街でありましたところに、しばらく前に大型店が進出をし、当然ながら相当ごたごたしたものでありましようが、それが認められ営業を開始し、それを中心に町が変質してきた、ところがその大型店が突然撤退を決め完全に商店街の中に空洞を生じた、その影響を埋め切れないという悲鳴を上げておられる現場にぶつかりました。

また、今回の阪神・淡路大震災の後、仮設工場はどうやら軌道に乗りましたが、仮設商店がなかなか軌道に乗りません。それだけ実は商店と地域住民の間というものの、商店街と地域住民の間は微妙なものがありまして、工場とは違い、仮設店舗

はまさに住民の集団の中につくらなければその機能が発せられない、瓦れきの中にそれだけの場所を得られないという実態で今苦しんでおります。ようやく北淡町に適地が見つかりつつあるといった状況でありまして、こうした点を見ましても、大型店は大型店なりの役割、中小あるいは零細な商店の皆さんにはまたそれなりの地域の中におけるよさというものをもち、共存できる町をつくっていくことを私は一番望ましいものとして描いております。

○牧野委員 大臣から大変理解をされました御答弁をいただいて意を強くしているところでありまして、いざいざにいたしまして、地域の商店街とか小売商人は最終的には通産省や中小企業庁に助けを求めなければならない、そういう立場だと思います。EJやあるいはアメリカ、そういうところからいろいろな考えもあろうかと思っておりますけれども、どうぞ地域の商店街の振興のためにさらに御尽力くださいますようお願いを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○白川委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○白川委員長 これより両案に対し討論に入るのであります、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○白川委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、電気事業法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○白川委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○白川委員長 ただいま議決いたしました両法律案に対し、それぞれ甘利明君外三名より、自由民主党・自由連合、新進党、日本社会党・護国民主党、民主新党クラブの四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者より趣旨の説明を求めます。河合正智君。

○河合委員 ただいま議題となりました両法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議案について案文を朗読いたします。

石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 我が国石油産業の体質強化等に積極的に取り組むとともに、本案施行後の推移も勘案して、石油政策全般にわたる見直しを図ること。また、石油産業に係る物流、保安等の一層の規制緩和についても幅広く検討すること。

二 我が国石油製品市場の国際化に伴う緊急時の対応力を確保するため、アジア地域全体の石油セキュリティを考慮した国際的な石油製品供給の連携体制の構築を推進するとともに、国家石油備蓄目標の達成を図る等石油備蓄の一層の充実に努めること。

三 小規模給油所の経営効率化・体質強化を図るための構造改善事業等を強力に推進するとともに、転廃業に伴う相談事業等の対策の充実強化を図ること。

また、石油産業における規制緩和に伴う企業再編や合理化等の実施が、石油産業労働者の

の雇用及び労働条件の悪化を招くことのないよう十分配慮すること。

四 流通業における競争の激化が不良揮発油の流通等不正な行為を誘発することのないよう、過剰な規制は避けつつ、品質の管理制度の実効性を高めるよう努めること。

五 揮発油給油所の経営の効率化については、消費者の選択肢の拡大等幅広い観点から取り組みとともに、保安面についても十分検討を行うこと。

次に、電気事業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について案文を朗読いたします。

電気事業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、引き続き電力の安定供給の確保を図るとともに、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 本案成立後における関係省令等の策定及び電気事業をめぐる諸制度の運用に当たっては、制度改革が真に実効性のあるものとなるよう積極的に取り組むこと。

二 新電気料金制度の策定に当たっては、効率向上の目標となる指標の設定等において電気事業者の生産性向上意欲を極力引き出すものとしつつ、規制緩和等の成果が十分反映されるものとなるよう努めること。また、料金改定申請・査定の透明性の向上とともに、需要家に対し料金改定の理由、根拠等の情報公開を行うこと。

三 電力の卸供給に対する広範囲な事業参入機会を確保するため、入札制度の対象、条件等に配慮するとともに、入札制度が各電気事業者の業務の効率化に活用されるよう制度導入を進めること。なお、分散型電源の導入が都市環境への負荷を高めることとならないよう配慮するとともに、廃棄物発電等価格競争力の低い電源についても環境特性等を考慮した評価がなされるよう検討すること。

四 年間負荷率の平準化を図るため、需要対策

面からの負荷管理を促進し、需給調整契約等料金面からのピーク需要移行対策を有効に活用しつつ、負荷移行機器のさらなる開発・導入に積極的に取り組むこと。

五 保安実績を踏まえつつ今後とも保安規制の機動的な見直しを図るとともに、保安規制における許認可の削減等行政改革の実効が十分確保されるよう新制度の運用に取り組むこと。

なお、今回の阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、ライフラインである電力供給の確保を図るための耐震対策のあり方について検討を進めること。

六 島嶼部を主たる供給区域とする電力会社に対しては、その特殊性を配慮しつつ、新制度を適切に運用すること。

以上であります。

それぞれの附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○白川委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

まず、石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議を付すべしとの動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○白川委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決まりました。

次に、電気事業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議を付すべしとの動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○白川委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決まりました。

求められておりますので、これを許します。橋本通商産業大臣。

○橋本国務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、両法案の適切な実施に努めてまいる所存であります。どうもありがとうございました。

○白川委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○白川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

〔報告書は附録に掲載〕

○白川委員長 次回は、来る三十日木曜日午前九時四十分理事會、午前九時五十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後六時七分散會

平成七年四月七日印刷

平成七年四月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局